

平成30年 9 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成30年 9 月14日（金）

平成30年 9 月19日（水）

平成30年10月 1 日（月）

平成30年10月 2 日（火）

平成30年10月 3 日（水）

平成30年10月 4 日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成30年 9 月14日（金）	7 頁
平成30年 9 月19日（水）	35頁
平成30年10月 1 日（月）	57頁
平成30年10月 2 日（火）	141頁
平成30年10月 3 日（水）	185頁
平成30年10月 4 日（木）	217頁

平成30年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 14 日 (金)	開会 審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案乙第17号、議案乙第24号 議案甲第21号、議案甲第24号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第17号 〔説明、質疑〕 報 告（企画政策部総合政策課） 第三セクター等の経営健全化方針の策定について 〔報告、質疑〕 陳 情 陳 情第 6 号 〔協議〕

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	9 月 19 日 (水)	現地視察 小型動力ポンプ付積載車（弥生が丘町、柚比町） 自由討議 議案審査 議案乙第17号、議案乙第24号 議案甲第21号、議案甲第24号 〔総括、採決〕 報 告（総務部庁舎建設課、 教育委員会事務局教育総務課、学校教育課） 市庁舎整備について 学校給食センターの経過報告 通学路における防犯カメラについて 小学校図書管理システムについて 〔報告、質疑〕 所管事務調査
第 3 日	10 月 1 日 (月)	審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案乙第25号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第25号 〔説明、質疑〕 報 告（企画政策部情報政策課） 第 2 次鳥栖市情報化推進計画の変更について 〔報告、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	10 月 2 日 (火)	議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第25号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 3 日 (水)	議案審査（総務部） 議案甲第25号 〔説明、質疑〕
第 6 日	10 月 4 日 (木)	議案審査 議案乙第25号 〔総括、採決〕 議案審査（総務部） 議案甲第25号 〔説明、質疑〕 自由討議 議案審査 議案甲第25号 〔採決〕 閉会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成30年 9 月14日付託〕

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）〔可決〕

議案乙第24号 専決処分事項の承認について〔可決〕

議案甲第21号 鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について〔可決〕

〔平成30年 9 月19日 委員会議決〕

〔平成30年10月 1 日付託〕

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

〔平成30年10月 3 日付託〕

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例〔否決〕

〔平成30年10月 4 日 委員会議決〕

2 報 告

第三セクター等の経営健全化方針の策定について（企画政策部総合瀬策課）

市庁舎整備について（総務部庁舎建設課）

学校給食センターの経過報告（教育委員会事務局教育総務課）

通学路における防犯カメラについて（教育委員会事務局学校教育課）

小学校図書管理システムについて（教育委員会事務局学校教育課）

第2次鳥栖市情報化推進計画の変更について（企画政策部情報政策課）

3 陳 情

陳 情第 6 号 「地元商工業者への優先発注」に関する要望書〔協議〕

平成30年 9 月 14 日（金）

1 出席委員氏名

委 員 長	下 田 寛	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	松 隈 清 之	〃	飛 松 妙 子
委 員	齊 藤 正 治	〃	竹 下 繁 己
〃	尼 寺 省 悟	〃	西 依 義 規

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	野 田 寿
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	実 本 和 彦
総 務 課 庶 務 防 災 係 長	古 賀 庸 介
総 務 課 長 補 佐 兼 文 書 法 制 係 長	江 下 剛
財 政 課 長	姉 川 勝 之
財 政 課 財 政 係 長	秋 山 政 樹
総 務 部 次 長 兼 契 約 管 財 課 長	三 橋 和 之
産 業 経 済 部 次 長 兼 建 設 課 参 事 兼 総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 課 参 事	萩 原 有 高
庁 舎 建 設 課 長	古 澤 哲 也
庁 舎 建 設 課 長 補 佐 兼 庁 舎 建 設 係 長	田 中 秀 信
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	吉 田 秀 利
議 会 事 務 局 長	緒 方 心 一
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	廣 重 浩 三
監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総 合 政 策 課 政 策 推 進 係 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田 中 大 介
企 画 政 策 部 次 長 兼 まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一

情	報	政	策	課	長	野	下	隆	寛
教			育		長	天	野	昌	明
教		育		次	長	白	水	隆	弘
教	育	総	務	課	長	江	寄	充	伸
学	校	教	育	課	長	平	川	富	久
生	涯	学	習	課	長	兼	図	書	館
					長	山	津	和	也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第24号 専決処分事項の承認について

議案甲第21号 鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部総合政策課）

第三セクター等の経営健全化方針の策定について

〔報告、質疑〕

陳 情

陳 情第6号 「地元商工業者への優先発注」に関する要望書

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時29分

開議

下田寛委員長

それでは、ただいまから平成30年9月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

下田寛委員長

早速ですが、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案２件、甲議案２件の計４件でございます。また、陳情１件が送付されております。

審査日程につきましては、本日14日は総務部及び企画政策部関係議案の審査を行い、そのあとに、陳情の協議を行います。また、企画政策部の議案審査終了後に議案外の報告を受けたいと思います。

来週の18日は休会、19日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いいたします。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元の配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

松隈清之副委員長

現地視察につきましては、特に正副協議の中では用意しておりませんが、特に委員さんの中からここは、というところがあれば。

飛松妙子委員

今回、議案は少ないんですが、せっかくなんで小型ポンプ車の視察をさせていただければ

下田寛委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第17号、議案乙第24号、議案甲第21号、議案甲第24号の4議案でございます。

それでは、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ファイルは、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料になります。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、総務部関係について御説明させていただきます。

説明につきましては、先ほど委員長のほうから御紹介ございました総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員会資料の2ページ目をお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金979万6,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税1億9,473万9,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に、別途配付しております参考資料の2ページ目のほうに普通交付税の額の推移について記載をさせていただいておりますので御参照のほど、よろしくお願いいたします。

平成30年度につきましては、現時点で交付額が4億9,473万9,000円となっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金2億7,000万円は、ふるさと寄附の寄附件数の増に伴う補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下の段になりますが、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、マイナス3億1,108万円につきましては、平成30年当初予

算で財源調整のため繰り入れておりましたものを地方交付税等の増があったことにより繰り戻しをするものでございます。

続きまして、3ページ目お願いいたします。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金7億3,858万9,000円の補正につきましては、平成29年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

別途の参考資料、3ページ目に繰越金の詳細について記載をさせていただいております。

歳入の繰越金と歳入繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた額が7億3,859万円ということになっております。

続きまして、説明資料に戻っていただきまして、款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが一括して御報告させていただきます。

参考資料といたしましては、5ページ目から7ページ目に詳細のほうを記載させていただいております。

まず、款22市債、項1市債、目7臨時財政対策債、節1臨時財政対策債1億円につきましては、普通交付税の額の確定等に伴う補正でございます。

次に、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債1,360万円、次に、節2土木施設災害復旧債4,380万円、その次、節3衛生施設災害復旧債450万円につきましては、平成30年発生災害復旧事業に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8報償費1億2,800万円は、ふるさと寄附に係る謝礼品代の補正でございます。

次の、節11需用費2万円は、ふるさと寄附に係る消耗品費の補正でございます。

次の、節12役務費3,200万円は、ふるさと寄附に係るお礼状の通信運搬費及びシステム利用手数料の補正でございます。

次の、節13委託料2,647万2,000円は、ふるさと寄附に係る謝礼品管理等委託料の補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下になりますが、目12財政調整基金費、節25積立金7億円につきましては

は、平成29年度繰越額の確定などに伴います財政調整基金へ4億円、減債基金へ3億円の積み立てを行うものでございます。

基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページ目のほうに別途記載をさせてもらっておりますが、財政調整基金につきましては、平成30年度9月補正後現在高として約26億8,700万円。減債基金につきましては約10億5,600万円となる予定でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款9消防費、項1消防費、目4消防費、節19負担金、補助及び交付金79万円は、自主防災組織補助金の補正でございます。

以上で、鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の総務部関係分の説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

ふるさと寄附金ですが、先日、国のほうが、佐賀県も14市町が違反というか違法をしているということで指摘を受けまして、それで、聞くところによりますとそれによって駆け込み需要があったってことだったんですね。寄附される金額がすごくあったということでお聞きしているんですが、鳥栖市にそういう影響があったかどうかと、今回1億3,000万円から4億円にふえてますので、その要因というか、何か分析されていることがあったらちょっと教えていただきたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、総務省からの、国のほうの動きで鳥栖市へのふるさと寄附の、例えば駆け込み需要っていうものについては、今のところ把握はできておりません。

ただ、先ほど委員のほうから言っていただきましたように寄附額というのは伸びておりまして、当然その要因というものについては、いわゆるウェブサイト、楽天を導入したりとかってということで、要は皆様に、鳥栖市の寄附というものを周知できている、そういったことで興味が湧いて寄附をしていただいているものというふうに考えております。

飛松妙子委員

わかりました、ありがとうございます。

続きまして、防災費の補助金についてなんですが、自主防災組織が設立できてない町区があるということで、御答弁もいただきましたが、できない理由っていうのはどのように分析されているのかと、あと、アンケートを取ってらっしゃるということでお聞きしたいんです

が、やっぱりアンケートがいいのか、それとも町区の方から逆に報告みたいな感じで上げていただいて、こういうところに困ってますとかいう声を上げていただくようなことをしたほうがいいのかなどと思っているんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まだ、結成をされていらない町区につきましては、当然、この制度については御周知をさせていただいてるところでございますので、後は町区のほうで、皆さんで総会とかでお話をされたり、皆さんで意思決定をされてこちらのほうに申請ということになりますので、町区でのお話し合いとかそういったことで機運が高まれば申し込みというか、申請が上がってくるのではないかなというふうに思っております。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えさせていただきます。

アンケートの件ですけれども、鳥栖市におきまして防災組織の講話っていうか、行かせていただいたときに――出前講座の場合は、市民協働のほうで行っています出前講座という形をとる場合はアンケートをさせていただいております。紙の形式っていうのは出前講座のときのみ取っております。

それから、もちろん自主防災組織の訓練のほうに行かせていただいた際には、御意見をいただく場っていうのはありますので、そこは私ども意見を聴取して、回答できるものはその場で回答して、持ち帰るっていう形になります。

それと、あと嘱託員会のほうで、区長会のほうで毎年4月、5月ぐらいですが、自主防災組織の活動に関するアンケートっていうのを町区の区長さんのほうに取っております。そこから辺で、活動内容と意見等は把握をさせていただいているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

先ほど、町区の方の機運が高まればということで御答弁いただいたんですが、一般質問において、自主防災組織がかなり重要だという御答弁もいただいている中で、町区の機運が高まる、これ、ちょっと矛盾してるような気がするんですが。

やっぱり自治体として、今回いろんなところで災害が起こっているの見たときに、やっぱり自主防災組織の大切さっていうのを物すごく感じたと思うんですね。にもかかわらず、機運が高まればっていうところはちょっと矛盾していると思うんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど、私が申ししたのは、当然申請をされるのはあくまで町区ということで、こちらから強制ということはできないので、町区の皆様の機運がということで申し上げたものでご

ざいまして、当然、私どもとしては、自主防災組織の重要性、形成をしていただきたいというふうに思っておりますので、その件につきましては、先ほど係長のほうから申しましたように出前講座とか町区の、例えば防災訓練だとか、さまざま住民の方と接する機会がございますので、そこでしっかりと、うちのほうから組織結成について訴えてまいりたいと思っております。

今回、この補正予算を上げさせていただいているのも、今回7町区から組織したいということでお話がございますので補正をしておりますので、そういったことを今後もどんどん続けていければというふうに思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ、働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、具体的に、やっぱり自主防災組織がどんなふうに訓練をしているのかっていうところも把握されたほうが良いと思うんですね。

例えば、避難訓練の参加人数とかどういう内容で行ったとか、よかったこととか課題は何だったのか、そういうことも報告をいただくとか、あと自主防災会議の実施についても、参加人数とか内容とか課題、こういうのをいただく中で行政が活かすっていう防災、減災に生かしていくということがすごくつながっていくのかなと思いますので、このあたりをちょっと検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

地域で行われる防災訓練などについては、私どものほうにもお誘いが、お誘いというか、ありまして。ほとんど参加をさせていただいております。

そこで一緒に訓練をして、また皆さんと意見交換などもさせていただいておりますので、今委員のほうから言っているようなことについては、現状でもできておりますが、今後、なお一層努力をしていきたいと思っております。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員から御指摘いただきました自主防災組織の中で自主的に行われる会議ですけれども、どういうふうな活動をするかという会議ですが、それについては先ほど申しました区長さんへの聞き取りとか、そういったところでまた活動していきますし、私どももできれば同席をさせていただいて、そういった活動の把握に努めたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

大変前向きな、同席をして活動したいということで、そうなってくると人数が足りないんじゃないかなと、逆に、ちょっと行政の方の心配をしてしまうんですが、この防災係というところに非常に私も懸念というか、これやっぱ課に格上げして、もうしっかりと災害対策、防災・減災対策に取り組んでいくべきではないかなと思っておりますので、そのことを一言申し上げたいと思います。

以上です。

下田寛委員長

ほか、ございますか。

西依義規委員

ふるさと応援寄附金の補正の考え方。

今、半期ぐらい終わっての現状と4億円にするという見込みの考え方。

あと、謝礼品代の原価ってというか、これはどれぐらい開きがあるんですか。これ、今、割ったら45%ぐらいになるんですけど、いろんな品物があるでしょうけど、その辺の、ひょっとして、下手したら5割とか6割の商品もあって、3割もあって平均して45%なのかっていうその辺の、お聞かせください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附の今年度の現状につきましては、8月下旬の締めなんですけれども、9,000万円を超えているような状況です。

それで、昨年度が年間で一億三千万ちょっとでしたので、それに迫るようなペースだということで、月平均で1,900万円程度の寄附をしていただいているという見込みになります。

それで、実際、例年寄附につきましては11月、12月で年間の半分以上を寄附していただいているような傾向ですので、それで推測しますと年間約4億円ぐらいになるのではないかとということで今回計算をさせていただいております。

それと、返礼品の品物の割合ということで、鳥栖市においては、返礼品は基本30%以下ということにしております。

それで、今、委員のほうからおっしゃられたように45%ぐらいになっているということなんですけど、じゃあ、そのはみ出ている部分は何かといいますと郵送料とこん包代でございます。鳥栖市は、皆様から商品として選んでいただいている品物については、以前も委員会のほうでお話をさせていただいていたと思うんですが、飲み物が多いものですからどうしても重量がありまして、その郵送料がちょっとかさんでいるというような状況でこういう額になっております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

この測量等につきましては、基本的に林道等の中で、特に山手のほうで高低差が非常に高いところの林道がもう崩落しているところで、職員等では測量がどうしても難しいというような部分等々について業者委託を行うために今回計上している分でございます。

その分の積算等につきましては、本当に、もう緊急で行わなければならない部分もございますので、担当課のほうで崩落箇所の状況等を勘案して、概算ではありますがそれぞれの箇所に応じての見込み額を立てているような形になります。

実際、最終的にどういうふうな形での支出額になるかといいますと、各担当課のほうで、実際現場のほうを業者のほうと打ち合わせをしまして、そこで多少前後する部分はあるかと思えます。

ただ、そこを含めたところで予算の見積もりを立てていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

尼寺省悟委員

今の件で。

ちょっと念のために聞きますけど、2,770万円でしょう。そんな大きい金額じゃない、じゃないんですよね。

わざわざこれだけの金額を専決処分しなければならない、予備費とかほかにもいろんな、何かな、しなきゃいけないんでいま一つね、1億円とかなんとかやったらいいけど、2,770万円程度のお金をわざわざせんといかん。

ほかに土木費とかいろんな形であるんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうですか。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の災害に関しまして、道路等々の土砂撤去等々で急遽応急対応をするということで予備費等を活用させてもらっております。

その金額が、今が約1,350万円程度を予備費で既に対応させてもらっているところでございます。

ここで、この2,770万円というのを予備費等で全部使ってしまったとすると――結果、この後、今日に至るまでそれ以降、大きな予備費を使うような災害等は起こっていないんですが

そういった状況の中で、この測量等につきましては、設計の分につきましては、もう専決処分でと、残った部分については8月以降、もし起きた場合に予備費対応をしなきゃいけないかもしれないというふうな部分で残しておいたというふうなことがちょっと経過としてございます。

下田寛委員長

「発言する者なし」

それでは質疑を終わります。

議案甲第21号 鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の

下田寛委員長

ファイルは、1つフォルダーを戻りまして、03条例案等参考資料になります。

よろしいでしょうか。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、条例案等参考資料の２ページ及び３ページをお願いいたします。

この条例は、公職選挙法の一部改正に伴いまして条例を改正するものでございます。

– 20 –

また、条例の題名についても、今回、改題をいたします。

施行日につきましては、平成31年3月1日といたしております。

説明は以上でございます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

中村直人委員

改正の理由が、この議題としては鳥栖市長の選挙におけるのかなっているんやけど、改正の理由は、鳥栖市議会議員の選挙におけるって、こうなっているんやけど、この内容っていうのはどういうふうになってますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今まで市長のビラについては、既にごさしまして、認められてて、今回、市議会議員選挙の分のビラについての公費負担ということで、それを理由に書かせていただいているところでございます。

それに伴いまして題名が変わったということでございます。

中村直人委員

その後の対照表を見ればわかるわけね。

この項目が変わったわけね。鳥栖市長の選挙というのを市議会議員も一緒にすると、こういう項目が変わったから、したということね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるとおりでございます。

下田寛委員長

じゃあ、私からいいですか。

枚数と単価に関しては、これ全国一律なんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

一律でございます。

当然、選挙の種類によって枚数は違いますが、地方の市議会選挙については4,000枚ということでございます。

選挙管理委員会のほうに届けをいただいた2種類が上限でございまして、2種類合わせて4,000枚ということでございます。

下田寛委員長

ほか、ございますか。

竹下繁己委員

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

各分団の小型動力ポンプの買い換え頻度、何年に1回とか、それはどんな感じなんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おおむね20年で更新をいたしております。

西依義規委員

そうしたら、それこそ小型ポンプの動力のあるやないですか、あれとかも、僕、実感は、古いのは全然遅くてかかりが、今は全部新しい形っていうのに切りかわっていったるっていう感じなんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

車両と、いわゆるポンプについても新しい物に変わっていております。

西依義規委員

じゃあ、今、変わっている率は、何分団中何分団がその新型になったってことですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、平成28年から4台ずつ開始をいたしまして、今年度、平成30年度で最後の年になっております。今年度をもって100%という形になります。

以上です。

西依義規委員

それこそ、操法大会とかで全然速さが違うんで、やっと平等になったっていうことですよ。ね。

わかりました、理解しました。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

~~~~~

下田寛委員長

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩



午前11時18分開議

下田寛委員長

それでは、再開します。

~~~~~

企画政策部

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第17号の1議案であります。

それでは、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ファイルは、03（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

今、委員長からお話がありましたように企画政策部関連の補正予算につきましては、広域市町村圏組合返還金の受け入れ分でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在本市では、土地開発公社が先行取得しております土地の計画的な買い戻しを行っております。

平成26年度から46年度までの20年間で、一般財源から年間2億円前後の買い戻しによりまして長期保有地の解消に努めているところでございますけれども、公共性と企業性をあわせ持つ第三セクター及び地方公社の経営が著しく悪化しますと地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすこととなります。

このため国では、これまでに、各地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを求めていますけれども、今回、表でありますように、第三セクター等の経営健全化方針の策定についてということで、改めて国からのほうから県担当課を通じまして、来年の3月31日までに経営健全化方針の策定及び公表をするようにということで、改めて通知があったところでございます。

ここで言う第三セクター等ということでございますけれども、これは地方公共団体が出資または出捐している一般社団法人や地方公社等のことでございまして、本市では土地開発公社がこれに該当いたします。また、相当リスクとは土地開発公社におきまして、長期保有地の保有期間が5年以上の土地の標準財政規模に対する保有地の割合が10%以上が今回の対象となりまして、現在、土地開発公社の比率は約25%となっておりますことから、今回の経営健全化方針の策定の対象となります。

先ほど、冒頭申しましたように、現在本市では、この長期保有地の解消につきましては、お手元を見ていただいて、資料の下段のほうにお示しておりますように、総合計画におきまして、事務事業の中で位置づけを行いまして、これまでに平成26年度以降、2億円の買い戻しを確実に履行しているところでございます。

こういった本市の状況を鑑みまして、国では本市の取り組みに対しまして理解を示しつつ、経営健全化方針の策定は求めないけれども、今回通知によって取り組んでいることを改めて議会のほうに報告をし、かつ公表してほしいということを県を通じて言われました。

このため、本市では、本議会でこの件の対応につきまして御説明をするということで、お手元見ていただいています資料の中段ですね。現在ホームページ上で、事務事業個票の中でこの対応についてはお示しをしておりますけれども、このホームページ上に赤く枠で囲っておりますように、今回第三セクター等の経営健全化方針によって取り組みを進めておりますという文言を追加記載すると。こういった対応で、国の通知に対して対処するというところで県を通じて確認をしておりますので、その報告をこの場でさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

松隈清之委員

対象となるのが、土地開発公社だけということになると、ということですね。

対象となるのが出資または出捐——もう一度、すいません、出資か出捐で、なおかつどういふところって言われましたっけ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回のこの経営健全化方針に該当いたしますのは、地方公共団体が出資または出捐している一般社団法人や地方公社等ということで、この地方公社等の中に本市の土地開発公社が該当いたします。

なおかつ、今回相当リスクを負っている団体についての策定義務ということでございましたので、ここは長期保有地の割合が標準財政規模に対して10%以上を超えているものについて、今回、経営健全化方針の策定の対象になるということでございましたけれども、これにつきましては、現状市の対応につきまして、御理解いただきまして、策定までは必要ないけれども議会の報告と公表を改めてするようということでもございました。

以上です。

松隈清之委員

わかりました。

ということは、出捐しているハイマツの財団は関係ないということですかね。あそこは公益社団法人でしたっけ。

あそこ出捐してましたよね、300万円。あそこは公益社団法人だから関係ないということかな。

〔発言する者なし〕

わからなければ、確認しとってください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回、国からのヒアリングを受けておりますけれども、県が入ったところでヒアリングをしておりますけれども、本市では、現状この部分ということで言われておりますけれども、後ほどすいません、確認をさせていただきたいと思います。

下田寛委員長

ほか、ございますか。

それでは、以上で執行部からの報告を終わります。

– 28 –

これが、商工会議所から出されてあるんで、総務部のほうはちょっと受け付けてないんですよ。それで、恐らくこれ、毎年商工振興課のほうに出ているんで、恐らく市長のほうに出ていると思います。

松隈清之委員

市長のほうに届いているとすればですよ、これに対してどういう対応をするかっていうのは、今の時点では総務部は何も聞いてないっていうこと。企画政策も含めて聞いてないっちゃうことですかね。

要は、これに対して何らかの回答とかも多分求められたりするわけではないんですか。

ただ来てます、終わり、ですか。

野田寿総務部長

申しわけないんですけど、ちょっとこの決裁も……、ちょっと中身が商工振興課のほうにどういった形で要望が上がって、実際やりとりがあったかっていう内容まではちょっと私も聞いておりませんでしたので、これが回答を要するものかどうかっていうのは、ちょっと確認が、すいません、やれておりません。

松隈清之委員

恐らく出されているという仮定で話を、市長にも出されてるという仮定で話しますが、当然、商工振興課通じてだとしても、大型プロジェクトとなるといろんな部に渡るじゃないですか。当然、庁舎もあるし駅もあるし。総務文教常任委員会に関係する部でも当然該当しますよね。

それで、これ6月に出されているんですよ。当然、こういうのを出されているので、市長のほうから、なるだけ地元の業者を使ってくださいみたいな指示は、それ以降あっているんですか。これに関して、こういうの出ているので、そこら辺は配慮してよね、みたいなのは、特に契約関係に関しては、話は来てないですかね。

野田寿総務部長

今現在が、地元業者を優先発注しているという状況でございますので、特にそういった指示があったかと言われると直接的には聞いておりませんが。

今の中では、地元業者優先だということをやっているということだと思います。

松隈清之委員

優先だけど、例えば大型プロジェクトとかね、額の大きなやつもありまして、じゃ単体、規模がでかいんで大手ゼネコン単体でっていうやり方ももちろんあるんですよ。

ただ、それであっても、じゃあ地元とのJVを組んで、とにかく地元を使うんだというような考え方を持って、今後の大型事業も含めて持っているのかいないのかっていう部分です

よね。ちっちゃな部分でいったらこごこざしたのもあるんでしょうけどね。備品等にもあるんでしょうけど、例えば、庁舎関係になると備品も確かに今あるのも使えるやつは使うとしても相当部分新しい部分のも入ったりすると。

それも、いや、めんどくさいけんでかいところに、大手に一括で頼んだほうが早いよねというのも当然出てくると思うわけですよ。

ただ、いや、そうじゃなくて地元ですよみたいなことは、現時点でお考えがあるのかなと思って。

野田寿総務部長

いろんな入札については、まだ具体的に市庁舎に関しても、大型事業についてどうこうすると、具体的に発注するっていうのはまだ具体的に協議はされておられませんけれども、地元業者については優先していくという方針、大型事業についても、今後、そこについては優先するという方針については変わりはないというふうな考え方を持っております。

松隈清之委員

基本的にはね、今までもそうですから、そういうスタンスだとは思いうんですよ。

だから、こういう要望が出て、今、陳情が出てきているんですけども、これに関しては、あるとすれば、言ったらこう、規模の大きいところだけじゃなくてね、下請等にしたりするだけ市内業者を使ってもらうようお願いを入札のところでしたりとか、あるいはこの3番目になると今度、資材等に関しても触れてあるんですよ。

だから、いや、もともと地元優先しているからっていうのもあるんだけど、この陳情に関して言えば、そういう資材に関しても地元をなるべく使ってくださいよ、地元から購入してください、同じものであってもみたいところが書いてあるんですよ。だから、この要望に関してやったら、ちゃんとそれぞれの部が見ないと対応できないですね。地元を優先してますよっていうだけじゃ答えられない部分があるんですよ。

だから、これが今の時点でそれぞれの部長さんとかね、入札関係の部に来てないのはちょっと不思議なんですよ。

ただ、地元優先してくれって言うだけならいいけど、一応4つ書かれているんですよ。だから、そこに対してどういう考えを持ってるのかなと。

もう、おっしゃるとおり、そのとおりにやりますって言うのか。ちょっとそこまではなかなか、言うとも金銭的にも合わないところが出てくるのでそこまでは言えませんとおっしゃるのか。どうなんですかね。

野田寿総務部長

ちょっと個別……、それぞれの事業の設計等の中での話になってくると思いますけれども、

例えば、庁舎ですね、総務部がやっている庁舎についてはできる限り、市庁舎ですので、特に地元業者を使わないという話には絶対ならないと思うんですよね。ですから、その辺は十分な配慮をしていくつもりではあります。

ほかの各部がどうかと言われるとちょっと我々も、具体的設計は基本的には技術者がやりますんで、そういった配慮も恐らくしていくんだろかなというふうなことは思っております。

できる部分、できない部分は当然出てくる、地元発注ができるというか資材がどういうふうな状況になるかっていうのはちょっとよくわからない部分は私もありますんで。

ただ、できるだけ地元のものを使っていくというのは、市役所としての入札としてはそれが基本かなという感じはしますけれども。

松隈清之委員

もちろんね、全てが全て地元で賄えないかもしれないんで、そこはそこまでは求めないですけれども。それを踏まえてね、さっき言ったように、市長にこれが届いているとしたら、現時点でね、各事業に対してこういう要望来ているからっていうアナウンスがないのがちょっとね、残念なんですよ。

だから、私は、今回何人か質問されましたけど、入札制度の見直しとか言われてたじゃないですか。イメージ的にはすごくこう、ネガティブな捉え方をされている議員さんが多かったと思うんですけど、それも、そういう地元からのこういう――商工会議所ですよ。商工会議所から来てる要望も、ある意味スルーじゃないですけど、担当、事業するところに何の案内もないということは、そういう、やっぱり地元を優先しようという考えがあんまりないのかなあって捉えられてもおかしくないですよ。

いや、僕は見直しだけをもって必ずしも地元を優先しないとかっていうのと直結はさせないですけど、この地元の商工会議所から来てる要望、陳情に関してね、各部になんのアナウンスもないっていう姿勢はちょっとそう取られてもおかしくないなと思うんですけどね。

野田寿総務部長

この要望書の取り扱いについてが、ちょっとどういうふうに上がっていった、どういうふうになったかっていうのは、正直私もつかんでおりませんでしたけど、いずれにしても、現在の優先発注という考え方については今もやっているつもりです。

ただ、この文書が来たんで、改めてそれを再確認の上で、再度周知すべきじゃないかということだと思うんですけども、その辺ちょっとこの文書の取り扱いについて、もし、そういう必要があるということであるならばちょっと担当課にも確認することはしますけれども――ちょっと申しわけないんですけども、この文書自体の取り扱いがどうなっているのかちょっとわかりませんので、すいません。

松隈清之委員

当然、担当課から市長に上がってということでしょうからね、総務部にしても企画政策部にしても、今の段階でそれ知らんと、言われりゃそれまでなんですけど。

そうすると、じゃあ、市長は少なくともこれ見てるはずなんですよ。部長宛てに要望書なんか出さないじゃないですか、団体も。ということは市長宛てに出しているんですよ。

じゃあ、ちょっと市長呼んで、いや、これ各部に指示してないんですかって聞かんとわからんっちゃう話になるんだけど。

ただ、どっちにしてもね、これはよその部に対してもそういうお願いをしてくれっちゃうのは、なかなかここでは言いづらいんですよ、そうすると。そういうことですよ。

よその部に部長さんが、いやいや、こうしてくれ、ああしてくれっていうのは、やっぱりトップが言わないといけないことじゃないですか。だから、トップに来てもらわんといかんっていう話になりますよね、そうすると。今の段階でアナウンスがないということは。

野田寿総務部長

この文書の取り扱いのみ言われれば、そうなるかもしれませんが、こういった契約事務については、基本的には、これは商工会議所から出たということで商工サイドが受け付けたんじゃないかなということを思いますけれども、契約部分については総務部のほうでやってるんで、地元業者優先ということについては、今までもそういったつもりでやっておりますし今後もそういった考え方では進めていきたいというふうに思ってますんで、必要であるということであれば総務部のほうからも、総務部っていうか、そういった今の進め方を継続するというのをそのまま踏襲していきたいというふうな考え方ではおります。

松隈清之委員

いや、今までもなるだけね、地元を使っていたという姿勢は当然あるんだと思いますよ。

ただ、今回こういう場を持っているのは、陳情、要望が来ているんですよ。我々としては、こういう要望、陳情をいただきましたと。

議会として、じゃこれに対して執行部と話をして、こうでしたって回答せないかんわけですよ。今までどおり執行部は、地元優先するって言ってますって言って済むならいいけど、具体的に要望内容が書かれているんで、例えば、それぞれね、全部が全部できますと言うかどうかは別なんですよ。

ただ、それぞれに対する答えはやっぱりある程度いただきたいなと、考え方とかね。

野田寿総務部長

これの回答について、市長のこの内容の具体的回答について何らかの意思をとということ

すかね。

松隈清之委員

市長が、これに対して商工会議所に回答してるかどうかかわからんですけど、議会には議会に来ているんですよね。

だから、これに対し、要は市がどういうふうに考えているとか、で我々はこういうことをお願いしたとかっていう回答をするんですよ、議会として。

だから、それに対して、いや、今どう考えているのかをお尋ねしてるんだけど。さっき言ったように、市長からは何のアナウンスもあってないわけじゃないですか。

そうすると、今の時点で、これに個別4つ挙がっているのに対して何の考え方も持っていないわけでしょう。現時点では、今までどおりということじゃないですか。

野田寿総務部長

要望については、もう至極当然な考え方でございますんで、今時点でのこういった要望の内容については十分この内容に沿った形で、できるだけ応えていくというふうなことが我々の考え方になると思いますけれども。

ただ、特に市長の指示があったかなかったかっていうところを言われますと、ちょっとそこは、なかなか回答が、今、私直接受けていませんでしたので、そこについては難しいんですけれども、この要望内容については、確かにこの内容に沿った形で十分配慮していきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

じゃあ、今までどおりというのもそうでしょうけど、なおかつここに挙がってる4つに関してもそれに沿って配慮していきたいという見解を持ってるということですね。らしいです。

齊藤正治委員

商工会議所から毎年出してこられる要望だと思うんですけども、特に今回の件につきましては、スタジアムの塗装工事、これについて要するに市外の業者に出すというようなことでこういうのが急ぎ出されてきたんだろうと思います。

それで、どこまで検討されたかわかりませんが、市いわく、要するに安全性とか賠償の問題とか、そういったことを建前で言われておるんですけども、両方ともね、市内の業者でも同じような責任はあるわけであって、それが能力があるかないかという話は、もう、それはどこまでやるかっていう話ですから、こういったのは全部保険かかりますから、それはそれでいいと思うんですけど。

出し方が結果として大手ゼネコンが取っていったと。もう、大手ゼネコンしか指名をしなかったっていうところだと思うんですね。

平成30年 9 月 19 日（水）

1 出席委員氏名

委 員 長	下 田 寛	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	松 隈 清 之	〃	飛 松 妙 子
委 員	齊 藤 正 治	〃	竹 下 繁 己
〃	尼 寺 省 悟	〃	西 依 義 規

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	野 田 寿
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	実 本 和 彦
総 務 課 庶 務 防 災 係 長	古 賀 庸 介
総 務 課 長 補 佐 兼 文 書 法 制 係 長	江 下 剛
財 政 課 長	姉 川 勝 之
総 務 部 次 長 兼 契 約 管 財 課 長	三 橋 和 之
産 業 経 済 部 次 長 兼 建 設 課 参 事 兼 総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 課 参 事	萩 原 有 高
庁 舎 建 設 課 長	古 澤 哲 也
庁 舎 建 設 課 長 補 佐 兼 庁 舎 建 設 係 長	田 中 秀 信
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	吉 田 秀 利
議 会 事 務 局 長	緒 方 心 一
監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総 合 政 策 課 政 策 推 進 係 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田 中 大 介
企 画 政 策 部 次 長 兼 まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

ていうのはお伝えしてますが、これについては、特に、現状の進捗としては、もう前回の答えと一緒にするというようなお話だったんで、ちょっと議題としては、なかなか上げてもどうなのかなというふうには思っていますが。報告としては特にはないというお話でした。

そういったのも踏まえて、何か協議をしておきたいということがあれば。

それと合わせて、陳情の協議結果ということで、今皆さんにペーパーをお配りいただいているんですよ。

先日のまとめを皆様にお渡しさせていただいておりますので、御一読いただいて、このような形で議長にお返しをするという形で、何か御意見等ありましたらお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

何かありましたら、忌憚なき御意見をよろしくお願いします。よろしいですか。

中村委員、よろしいですか。

中村直人委員

陳情の協議結果だから、議会として何をしたのかっていうのが。

これはもう、これだけ聞きよれば執行部からこういうのがありましたというだけやね、これ。それじゃあ、ちょっと議会としてどうなのかなと。

だから、そういったものを踏まえて、趣旨を尊重されたいとかそういったものをつけ加えないと、議会としての判断がないもんだから。

だから、要望書について、その内容については趣旨を十分検討されたいとか、そういったものを議会として何か注文して執行部にお願いするとかしないと、これは、ただ向こうからの答弁があったというだけで、だからそういう面からすれば、この要望書に対しての趣旨を十分尊重されたい、とかそういったものをしとかなないと議会としてのあれがないんじゃないかなと、私はそう思います。

下田寛委員長

もう、自由討議中なんで。

松隈清之委員

いつも協議結果だけやったかな。

要は、今言われるように、それを踏まえて委員会としてこれこれこういうことを執行部へ要望したところがありますとかっていうのって入れてなかったっけ。（「こういったまとめるところで決めて、総括で言っていただきましょうというのはあったかと思いますので、それは今からでも」と呼ぶ者あり）

だから、協議結果だけなら協議結果はこれでいいとばってん。それを踏まえた執行部に対する要望とか委員会としての申し入れは書いとったが（「結局、議会としても、要望書が上

って来とるわけやから、それに対して議長名で相手方に返さないかんわけ。このままやったら、執行部から聞いただけで議会は何をしてくれたのっていう感じになるから。だから、そういう意味ではこの要望書の趣旨を尊重して、十分配慮されたい旨、執行部に伝えた。そういったことをしとかなないと、議会として何をしたのってなるから。そこら辺は、きちんと委員会として、趣旨を尊重して対処してほしいと執行部に要望したと」と呼ぶ者あり)

下田寛委員長

あったほうがいいですね。(「そうしないと、議会として、委員会にかけられたあれがないから。ただ、向こうから意見を聞いただけで」と呼ぶ者あり)

これって、委員長報告で読み上げるまででしたっけ、総括で。(「議長に返す」と呼ぶ者あり)(「結局、委員会で決まったことを議長に、委員会に付託、かけられた委員会としてはこういったことを決めましたってことで返さないかん。それをもとに、議長は今度陳情の相手方に議会としてこれをしましたと」と呼ぶ者あり)

じゃあ、それ文言、ちょっと足してもらっていいですか。

議会としてはっていうか、ひとまず委員会としては、になるんでしょうけれど。

委員会としては(「要望書の趣旨を尊重されたい旨、執行部に要望したとか」と呼ぶ者あり)

というのをまた総括で言わないかんわけですよ。(「総括で言う内容を整理して、要望された4項目については可能な限り配慮するように求めるとか申し入れをすることか」と呼ぶ者あり)(「総括で執行部が来るから、そこで、委員長として、この要望書については趣旨を尊重の上、十分配慮されたいと、こういうふうに委員会としてしましたのでよろしくお願いします」と呼ぶ者あり)(「今でも配慮してますよって、いう言い方やなかったですか」と呼ぶ者あり)

(「向こうも配慮してるかもわからんけど、委員会に上がってきとるわけやから、委員会は、やっぱり今まで以上に趣旨を尊重してと」と呼ぶ者あり)(「4項目あったけんね。材料も市内からっていろいろ書いてあるから、それは全部が全部いいかわからんけど、可能な限りとか。なるだけ、下請けに使って材料調達にしても地元を使ってほしいという要望は、4項目あるけん、4項目に対して」と呼ぶ者あり)(「向こうの趣旨を尊重されたいぐらいで。要望された趣旨を尊重されたいぐらいで」と呼ぶ者あり)

じゃあ、委員会としてということで、総括の中で私のほうからそこはまず執行部にお伝えさせていただきたいと思います。

ほか、ありますか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

暫時休憩します。

ss



よろしいですか。

それでは、総括を終わります。

~~~~~

下田寛委員長

~~~~~

下田寛委員長

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

下田寛委員長

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案乙第24号 専決処分事項の承認について中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり承認いたしました。

議案甲第21号 鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公堂に関する条例の一部を改正する条例

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

報 告（総務部庁舎建設課、教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）

図書管理システムの進捗状況について

ファイルは、議案外の報告02（総務部）になりますので御確認をよろしくお願いします。
 お願いします。

ここでは、それぞれの案について、必要執務面積を考慮した上で大まかな配置イメージを

示しております。

表の右側の4階案は、基本計画に沿ったものとなっておりまして、1階は市民利用が多い部門を集約配置し、2階は比較的市民利用が少ない窓口・管理部門、3階は執務室、4階は議会諸室と会議室関係を想定したプランとなっております。対しまして、左側の3階案につきましては、1、2階につきましては、4階案と同様な部門の配置となりますが、3階は議会諸室、執務室が混在しているプランとなっております。

それぞれの案の特徴でございますが、3階案のほうが階数が少ない分、来庁者の上下の移動が短くなります。

4階案では、4階に執務室がないことから議会諸室が大半を占め、独立性が高いレイアウトとなっておりますが、3階案におきましては一定の距離——ここでは12メートル程度を想定しておりますけど——をとることによって議会諸室と会議室等を区分することができると考えております。

住環境の配慮につきましては、3階案のほうが高さが低いため周辺の圧迫感、日影の影響も少なくなります。

建物効率性につきましては、4階建ては、通路、トイレ、階段などの共用部分がふえることで床面積が大きくなり、また建物の形状がシンプルな3階案のほうがコスト的にも有利となります。

以上のことから、事務局といたしましては、3階建てということで考えております。

次の、資料3ページをお願いいたします。

ここでは、使用材料の構造形式による比較表を示しています。

鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャスト造の3種類で評価を行っています。

プレキャストコンクリート造とは、工場で高強度のコンクリートを使用して、柱、はり、床といった構造躯体を生産し、現場で組み立てる鉄筋コンクリート造のことを示しています。

まず、最初に鉄骨造でございますけれども、他の構造に比べ柱間を長くとることができ、平面計画がしやすく、通常工期も短いといったメリットがありますが、地震時での変形が大きいといったデメリットもございます。

また現在、鉄骨造の需要増が見込まれており、この需要高の状況は2020年ごろまでこの傾向は続くと言われておりまして、この規模であれば予定工期である18カ月を超過する状況にあることから、鉄骨造の採用は難しいと考えています。

次に、鉄筋コンクリート造とプレキャストコンクリート造を比較いたしますと、平面計画の自由度、品質、工期、天候の影響、建設コストの点でプレキャストコンクリート造が有利になることから、構造についてはプレキャストコンクリート造で考えています。

次の、4ページの資料をお願いいたします。

地震に対応した構造形式の比較の評価を、基本計画で示した耐震、制震、免震の3つで行っています。

まず、Bの制震構造についてですが、3、4階の低層の場合、制震装置の効果が発揮しにくいため、低層の庁舎での新築採用事例はほとんどございません。

このことから、Aの耐震構造かCの免震構造との比較になりますが、Cの免震構造のほうが防災上の観点から大地震が起きても補修することなく使えるといった、地震時での安全性、機能性ともすぐれています。

ここで課題となりますのが、地震装置等にかかるコストの件ですが、プレキャストコンクリート造とした場合、免震とすることで、部材断面を小さくすることで附帯工数を縮減することができ、免震と耐震とのコスト差は建設費の1%まで縮小することが可能となります。

また、大地震が起きた場合の耐震構造の復旧コストは、熊本地震の例で申しますと建設費の3%かかっておりまして、免震構造ではほとんど被害がなかったことを考慮しますと、地震が起きた場合のライフサイクルコストは逆に免震構造のほうが安くなります。

そこで、事務局といたしましては、構造につきましては、プレキャスト鉄筋コンクリート造による免震構造ということで考えております。

以上で、階層及び構造についての説明を終わります。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。では、ありがとうございます。

以上で、庁舎建設課からの報告を終わります。

続きまして、先日の企画政策部の議案外の報告の中であっておりました、松隈委員からの質疑につきまして総合政策課から答弁をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

さきの議案外で報告いたしておりました第三セクター等の経営健全化方針の策定につきまして、松隈委員より地方公共団体が出資または出捐している第三セクター等が対象と説明があったが、サガハイマットはこれに該当しないのか、とのお尋ねがあっておりました。

改めて、総務省通知を確認するとともに県へ確認いたしましたところ、第三セクター等の中で地方公共団体が原則として25%以上の出資、出捐を行っている法人が対象との回答でこ

ざいまして、これによりましてサガハイマツトは対象外ということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

松隈委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方々から何かございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、以上で、総合政策課からの報告を終わります。

続きまして、教育委員会より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

ファイルは、議案外の報告03（教育委員会）になります。

全部で3件ございますが、3件続けて御報告をお願いしたいと思います。

お願いします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、最初に学校給食センターの被災検証委員会の報告書受理後の報告ということで、資料の1枚目をお願いいたします。

今回、一番下のほうになりますけれども、是正工事につきましては、7月2日に工事のほうを着手いたしまして、8月11日に是正工事のほうが完了しております。

その後、28日から2学期の給食開始というようなことで給食のほうを開始したところでございます。

めくっていただきまして、2枚目をお願いいたします。

今回、新築工事の是正工事に関する内容でございますけれども、報告書に基づきましてそれぞれ是正工事のほうを行っております。

まず、1点目ですけれども、天井材と壁とのクリアランスの60ミリ確保ということで、つり天井を設置しております各部屋ごとに、その60ミリのクリアランスを確保した総延長といたしまして各部屋ごとにそのメーター数、合計で491メートルの長さになりますけれども、クリアランスのほうを確保したところでございます。

それから2点目ですけれども、検証報告書の中で、今後の安全性をより確保するというところで、天井の上の部分の斜材、いわゆるブレスですけれども、この斜材については、もともとの引っかけ式による部材から金結式の部材に変更したほうが望ましいというような御指摘も受けましたので、その部材のほうに変更を行っております。

各部屋に、もともとの斜材の箇所数、1番エントランスホールから5番の和え物室まで、

計93カ所ございました。そのうち、括弧書きでお示ししておりますけれども、地震の揺れによって脱落したと思われる箇所数が合計で7カ所。

今回、報告書の中にも御指摘がありましたが、新設できる分、増設できる分があれば増設したほうがいいというようなアドバイスも受けておりましたので、その分については各部屋ごとに新設をしております。その総計が22カ所。

それで、従来と比較いたしますと93カ所から新規でプラス22カ所行っておりますので、合計115カ所の斜材が今設置されている状況でございます。

1 ページめくっていただきまして、図面のほうをおつけしておりますけれども、各部屋ごとに図面をおつけしておりますけれども、最初の玄関ホールの部分で御説明をさせていただきます。

玄関ホールの図面を見ていただきますと、緑色で表示している部分が既存の斜材でございます——プレスでございます。それで、図面の中で、赤でお示ししているものが、ちょうど図面の上のほうになりますけれども、真ん中と右上のほうにございますけれども、これが新規で追加した斜材の箇所でございます。

それと、先ほど脱落した斜材があったという御説明を申し上げましたけれども、その部分については、図面の真ん中の上のほうに⑧とお示ししている箇所がございますけれども、その横方向が緑色の破線になっておりますけれども、これが外れた箇所と。外れた箇所については、各部屋ともこういう破線でお示しのほうをしております。

それと、図面の右のほうですけれども、斜材を設置しているその相手方の部材によって工法が若干違いますので、A 1 と A 2 というような表示をしておりますけれども、つり材に固定する場合とその下の、いわゆる野ぶち受けとか野ぶちと言われる部材にビズどめを行う場合というような、若干その相手の部材によって取り付け方が変わってきますので、その部材ごとにこういう取り付け方をしているということで表示のほうをさせていただいております。

それ以降のページについても同様となりますので、説明については割愛させていただきます。

報告は、以上でございます。

平川富久学校教育課長

おはようございます。

学校教育課のほうからは、3月の議会で御意見をいただきました通学路における防犯カメラについて、御報告をまずさせていただきます。

児童生徒の通学路における防犯カメラ設置につきましては、まずは県内自治体及び近隣市

町等の設置状況について調査し、情報を収集しているところでございます。

全国には既に設置している自治体もあり、学校数や自治体の規模等により設置数はさまざまでございますが、県内及び近隣の市町において児童生徒の安全確保を目的とする通学路における防犯カメラを設置した自治体はなく、現在のところその予定もないようでございます。

設置、または設置予定の自治体の通学路における防犯カメラの設置の課題としまして、設置にかかる費用はもちろんのこと、維持管理の方法やそれにかかる費用、補助金、プライバシー保護の問題、警察への情報提供、地域住民の理解などがあるようでございます。

参考までに、本市と同等規模の自治体を調査しましたところ、東京都あきる野市が面積、総人口、学校数、児童生徒数と本市と同じような規模でございました。あきる野市への聞き取りによりますと、費用に関する情報としましては、事業費総額が3,000万円弱、そのうち東京都の補助が2分の1、毎年のランニングコストが約100万円。

また、設置した通学路における防犯カメラの台数としましては、全部で10校、小学校があるようでございますが、その10校の小学校の通学路にのみ5基ずつ、計50基を平成26年度から29年度にかけて、4年間で設置したとのことでございました。

その効果につきましては、現在検証中ということでございました。

以上、御報告といたします。

続きまして、小学校図書管理システムについて、その導入状況について御報告します。

今年度1学期から各小学校の図書館を閉館して、システム導入の準備を行ってまいりまして、現在、各図書の登録作業を行っているところでございます。

登録状況は、学校によって差がございます。全ての図書の登録にはもう少し時間がかかるようでございます。

しかしながら、子供たちのために、開館へ向けての作業に図書館事務補助員を初め、学校職員、PTA役員さん等の皆さんの御協力を得て進めているところでございます。

特に、子供たちが楽しみにしている、人気のある図書や調べ学習によく使う図書などについては優先的に利用できるように準備を進めておるところでございます。どの小学校も10月初旬から中旬にかけまして、図書館の利用ができるようになると思っております。

また、図書の借り方がこれまでと変わりますので、各小学校とも学級ごとに図書の借り方のオリエンテーションを行う予定としております。

オリエンテーションでは、児童一人一人が1冊ずつ借りる練習を行うこととしております。その後、順次貸し出しを進めていくことになると思っております。

以上、御報告でございます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

給食センターのところで、是正工事のところですね。

斜材を入れているところが、この表によりますと、ランチルームだけがほかと比べて多いですね。これは、何か特別にここを強化せないかんとか、何か理由があったのか。わかれ

江寄充伸教育総務課長

追加の斜材につきましては、各部屋ごとに可能な限りというようなことで、やはり調理室になりますと天井裏が非常に、設備がかなり込み入っておりまして、なかなか追加できる箇所数がランチルームに比べて少なかったというようなことでございます。

以上です。

下田寛委員長

いいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

竹下繁己委員

学校図書管理システムですたいね、これ、全部登録終了するのはいつぐらいになりそうですか。

平川富久学校教育課長

いろんな図書がございまして、辞書なども含めますともうしばらくかかるかなというふうに思っております。

ただ、辞書などは個人で借りることはなく、クラスの授業ごとに借りたりしますので、その点については、貸し出し利用等についてはさほど問題ではないのではないかなと考えております。

竹下繁己委員

私が聞いたところによると、蔵書のまだ3分の1ぐらいしか登録されてない学校もあるそうですねですよ。これ、人的な問題じゃないそうですね、理由が。

そのシステムのスピードが追いついていかないと、登録するのに。その中で、恐らくこれ、10月初旬から貸し出しを始めるということは、その登録する作業もちょっととめなくちゃならんのではないかなと思うんですけれども、それとも私の勘違いですかね。登録する作業と貸し出しの作業は別個でできるんですか。

平川富久学校教育課長

委員御指摘のとおり、まだ登録作業も必要でございます。

図書館を利用できるようになるときに、全ての図書を登録をし終わっている状況は残念ながら期待できませんが、先ほど御説明申し上げましたように、子供たちが楽しみにしている本とかよく使う本、そういった物をまず登録しまして、あとは、例えば業間休みとか昼休み等の貸し出しを行い、その他の時間については、登録作業を行うというような形で少しずつ進めていく予定としております。

登録が済むまでは不便をかけるところもございますが、登録が済みましたらスムーズな貸し出し、返却、そういったこと。それから利用状況と集計等も割と簡単にできるようになるというふうに期待をしているところでございます。

竹下繁己委員

結局、登録が済むのが、見通しが立たないというところですね。

それで、その登録作業もちょっとスピードダウンすると、10月初旬から。ぜひ、何かもうちょっと上手い手を考えていただきたいなと御要望します。

以上です。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

齊藤正治委員

先ほど、防犯カメラ、通学路のですね、報告っていうか。しかしながら、今後積極的に取り組んでいきますとか、そういう言葉は何かなかったんで、ただ単に調べられただけなのか。それはどんなふうになってますかね。

平川富久学校教育課長

ことし5月に、新潟市で発生しました小学校2年生女児の殺害事件を踏まえ、児童生徒の登下校安全確保のため6月に関係閣僚会議におきまして、登下校防犯プランというのが取りまとめられたところでございます。この登下校防犯プランには、総合的な防犯対策として5項目ほど挙げられておるところでございます。

この中に、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備改善ということがございまして、まずはその中で、パトロールや見守り隊などのソフト面、これを強化してほしいということが書かれております。

それを補完するハード面での環境整備改善策として、現場のニーズを踏まえ通学路における防犯カメラの整備についても政府において必要な支援を講じることというような記載も見られるところでございます。今後、国の方針等にも注視をしたいというふうに思っていると

ころでございます。

現在のところ、本市としましては、児童生徒が犯罪被害に巻き込まれないように、平成15年の事案を教訓に地域でも見守り等をお願いし不審者情報や危険箇所等につきまして、警察とも情報共有して各小学校の安全マップ等にも掲載し、地域や保護者にも、また児童にも指導をして広報にも努めているところでございます。

そういった関係機関ともさらに綿密に連携していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

今、おっしゃられることはわからないわけじゃないんですけれども、しかしながらやっぱりソフト、人がやることとハードな面の防犯カメラがそこについていることっていうのは、おのずから違うと思うんですね。

特に、帰り際っていうのはばらばらで帰ってまして、もう、それこそ私が言うまでもなく。それから、特に市街地から離れているところですね、人通りが少ないところ。

そういったところも、こういった鳥栖市みたいなところは交通量からいったって犯罪率からいったって、非常に高い数字を示しているところでございますんで、そこら辺は、もう少し具体的に積極的に、よそがどうかこうとかやなしに鳥栖市はよそと違うというところがあるわけでございますから、そこら辺は、もうちょっと積極的に取り組んでいただきたいというようにお願いをしたいと思います。

西依義規委員

すいません、関連で。

僕も教育委員会さんがその必要性について言及されなかったんで、必要性は十分あるのに予算がないのか、必要性すらまだ調べ中なのか。

もう一つ、例えば総務課として防犯灯の延長線の防犯カメラ。多分、その目的としては防犯灯をつけるっていう目的があるんであれば防犯カメラも行くはずなんですよ。

その辺について、両課というか、市長部局との温度差っていうか、一致しているのか、それとも、教育委員会が先に行っているのか後なのかっていうその、両方の認識っていうのは、お二人から発言いただけますか。

教育委員会と総務部の考え方。

下田寛委員長

よろしいですか、ちょっとお伺いして。

御答弁できますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

内容としては、総務課として防犯カメラの必要性というものをどういうふうに認識しているかということで、防犯灯の例を挙げられて、言われております。

当然、防犯灯につきましては、住民の方が暗い夜道を歩くというところで、明かりをそこで灯すことによって犯罪の抑止ということにつなげる重要なことだというふうに言われております。

カメラにつきましても、当然、今、駅の駐輪場のあたりとかにも設置をしておりますとおり、犯罪が多いところにカメラを設置して抑止というような効果というのを当然期待できるものだと思っております。

ただ、当然、住民の映像を無条件に撮ってしまうということもありますので、プライバシーの観点も配慮しながら進めていく必要があるんだろうというふうに思っております。（「必要性はあるってことですか」と呼ぶ者あり）

犯罪抑止の効果という意味では、効果は期待できるものですので、必要性はあるんだろうというふうには思っております。

ただ、片や配慮しなければならない部分もあって、難しい問題だなというふうには思っております。（「一緒ってことですね、教育委員会も」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ということでもいいですかね。

今、西依委員がお伺いしたかったところは、総務部と教育委員会でそういった協議とか意思の疎通というのが、どうなっているのかっていうところだと思うんですけども、そういった議論というのは。

西依義規委員

例えば、本通商店街さんが商店街組合としてつけたいと、そこに補助をしてくれって、そこがもちろん自治会でもあるし通り筋でもあるし、もちろん通学路でもあるという、目的、その道路に対してはいろんな課が分かれるわけやないですか。

教育委員会も本通筋商店街からも来てますよって、そういう場合は、例えば補助金でも出そうかなっちゅう流れになるのか、それとも、やっぱり児童優先なのかっていうのが庁内になっているのかどうかをちょっと聞きたかっただけ。

下田寛委員長

何か答弁、お願いしたいですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、通学路としての道といたしましては、通学路の合同点検なんかを行っており、その危険箇所だとかその道の状況なんていうのも把握をしておるというふうに聞いております。

それで、当然その中で、通学路として、例えば安全を配慮しなきゃいけない時間であるとか、要は子供が通学する時間とかっていうのもありますので、多分そういった視点で危険だとかっていうことも多分見ていくんだろうと思うんですよね。

一般の住民の方であれば、当然そうじゃない、要は四六時中というか、暗くなってから以降の時間とかとっていうので、多分通学路のほうがある程度の時間を見据えたところでの危険箇所というところを点検していったりするんだろうなというふうに思います。

どちらが優先するかというのはないんですけども、両輪で多分やっていくべきことなんだろうというふうに思っております。

以上です。

松隈清之委員

今、答弁をお聞きすると、まだ、その防犯カメラっていう物自体で、庁内で統一した考え方がないんだろうなと思うんですよね。確かに、答弁にあるようにプライバシーポリシーといますかね、その情報の取り扱いに関しては、多分課題もあるんだろうなと思うんですよ。

ただ、先ほど御報告いただいたように、他市の事例があるわけじゃないですか。

だから、全く手探りというよりは、少なくとも他市ではこういう取り扱いをしてますというところで参考にはなるんですよね。

だから、一番わかりやすいのはやっぱりコストだと思うんですよ。イニシャルコスト、ランニングコスト、じゃあ、要はどの範囲、じゃ通学路だけでいいのかとか、今言われるように、じゃ犯罪とかがね、起きやすいところも含めてやるのか。通学路であってもそれ以外の時間でも、当然、カメラが回ってる以上は防犯の機能はあるわけじゃないですか。

だから、一度教育委員会も総務部、あるいは商店街とかになるとその証拠とかもあるのかもしれんですけど。全体で防犯カメラについて、考え方をまとめられたほうがいいと思うんですよね。

だから、通学路ってなると初めから教育委員会へ振られちゃうわけじゃないですか。

だから、防犯カメラを設置、主体がどこのときにはどうなのかとか、あるいは区でそういう設置をしたいというときにはどう取り扱うのかという指針も含めて庁内で、今後、絶対出てくる課題だと思うんですよね。

これは、もう絶対出て来るんですよ。無視しては絶対通れないんで、他市の事例も踏まえて防犯カメラに対する指針とか庁内の考え方っていうのは、今答弁要らないですけど、整理をしていく必要があるだろうなというふうに御意見を言っておきます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

それでは、以上で、執行部からの報告を終わりたいと思います。

所管事務調査

下田寛委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に、当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことなどがありましたら、この際ですでお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

以上で、所管事務についての協議は終了いたします。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時57分散会

平成30年10月 1 日 （月）

1 出席委員氏名

委 員 長	下 田	寛	委 員	中 村	直 人
副 委 員 長	松 隈	清 之	〃	飛 松	妙 子
委 員	齊 藤	正 治	〃	竹 下	繁 己
〃	尼 寺	省 悟	〃	西 依	義 規

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部	長	野 田	寿
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		実 本	和 彦
総 務 課 秘 書 係 長		森 岡	敬 晶
総 務 課 庶 務 防 災 係 長		古 賀	庸 介
総 務 課 長 補 佐 兼 文 書 法 制 係 長		江 下	剛
総 務 課 長 補 佐 兼 職 員 係 長		山 本	英 規
財 政 課 長		姉 川	勝 之
財 政 課 財 政 係 長		秋 山	政 樹
総 務 部 次 長 兼 契 約 管 財 課 長		三 橋	和 之
契 約 管 財 課 主 幹		中 嶋	浩 一
契 約 管 財 課 管 財 係 長		中 溝	雄 二
契 約 管 財 課 長 補 佐 兼 契 約 検 査 係 長		森 山	信 二
庁 舎 建 設 課 長		古 澤	哲 也
庁 舎 建 設 課 長 補 佐 兼 庁 舎 建 設 係 長		田 中	秀 信
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長		吉 田	秀 利
出 納 室 審 査 出 納 係 長		長 野	稚 佐
議 会 事 務 局 長		緒 方	心 一
議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長		橋 本	千 春
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長		横 尾	光 晴

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	廣 重 浩 三
監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総 合 政 策 課 政 策 推 進 係 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田 中 大 介
企 画 政 策 部 次 長 兼 まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐	下 川 広 輝
ま ち づ く り 推 進 課 都 市 計 画 係 長	古 澤 貴 裕
まちづくり推進課鳥栖駅周辺整備推進室整備推進係長	杉 本 修 吉
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
情 報 政 策 課 長 補 佐 兼 情 報 政 策 係 長	楠 和 久
情 報 政 策 課 広 報 統 計 係 長	山 内 一 哲
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
学 校 教 育 課 長	平 川 富 久
生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長	山 津 和 也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部情報政策課）

第2次鳥栖市情報化推進計画の変更について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

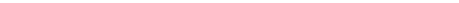
それでは、総務部の準備のため暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時19分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。



総務部

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

下田寛委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

参考資料として、平成30年9月定例会ファイル内の15主要施策成果説明書と18決算認定資料の資料の準備もお願いいたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

それでは、平成29年度の決算につきまして、総務部関係の主なものについて御説明申し上げます。

説明は、平成29年度、鳥栖市歳入歳出決算書などにより行います。

よろしくお願いいたします。

まず、歳入歳出決算書の45ページ、46ページ目をお願いいたします。

一番下の下段のほうになりますが、款 2 地方譲与税のうち、項 1 地方揮発油譲与税が6,731

万6,000円となっております。

次に、45ページから48ページ目にかけてでございますが、同じく款2 地方譲与税のうち、項2 自動車重量譲与税が1億6,500万円で、合わせて地方譲与税といたしましては2億3,231万6,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3 利子割交付金につきましては1,883万8,000円。

次に、款4 配当割交付金につきましては2,921万4,000円。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金につきましては2,966万4,000円。

款6 地方消費税交付金につきましては13億9,342万9,000円。

款7 ゴルフ場利用税交付金につきましては1,475万8,196円。

款8 自動車取得税交付金につきましては5,535万2,000円の交付を受けたところでございます。

続きまして、49ページ目、51ページ目をお願いいたします。

款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては1,673万4,000円。

款10 地方特例交付金につきましては6,103万1,000円の交付を受けております。

次に、款11 地方交付税につきましては8億8,291万円となっておりますが、その内訳といたしましては、普通交付税が5億4,892万2,000円、特別交付税が3億3,398万8,000円となっております。

次に、款12 交通安全対策特別交付金につきましては2,185万9,000円となっております。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

51ページ、52ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款の14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、決算書67、68ページをお願いいたします。

款16 県支出金、項2 県補助金、目7 消防費県補助金、節1 消防費県補助金23万1,000円は、県からの消防団員確保対策事業補助金でございます。

次に、同じページの一番下になります款16 県支出金、項3 委託金、目1 総務費県委託金、節5 選挙費委託金2,069万2,808円は、衆議院議員総選挙に係る県委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

69、70ページをお願いいたします。

中段より下になりますが、款の17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入中、契約管財課関係分といたしましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下の、目2利子及び配当金につきましては、総額345万8,699円となっております。

このうち、総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子31万5,409円を初め減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設手当基金利子及び次のページになりますが、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金は、ふるさと寄附金として、件数にして9,176件、金額1億3,281万5,000円。

一般寄附金として、件数1件、金額で30万円の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、同じく71、72ページ目、下段のほうになりますが、款19繰入金につきましては、項1基金繰入金は、それぞれの基金を取り崩し財源として繰り入れを行ったものでございます。

このうち、総務部関連といたしましては、目1財政調整基金繰入金6億4,641万円、目2減債基金繰入金1,322万1,000円となっております。

次に、73ページ、74ページ目をお願いいたします。

中段ほどになりますが、款20繰越金につきましては7億9,542万3,893円となっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、77、78ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入の消防団員退職報償金等709万9,498円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された22人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

節4雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入、全国市町村職員研修助成金20万1,286円は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について佐賀県市町村振興協会から助成を受けたものでございます。

1項目飛びまして、生活習慣病予防検診助成金51万9,276円、胃検診助成金10万2,000円、婦人検診助成金7万4,500円は、職員の健康診断にかかる経費についてそれぞれ佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたものでございます。

次の、災害派遣職員経費負担金537万6,769円は、気仙沼市に派遣をしております職員の給料、手当及び共済費等にかかる経費分を気仙沼市から受け入れたものでございます。

次の、職員手当企業会計負担金1,796万6,439円は、退職者のうち、企業に在職した者2人分の在職期間中の退職手当負担分を受け入れたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、同じく77、78ページ目の下段のほうで、下から4段目になりますが、総務雑入のうち財政課分について申し上げます。

競馬場雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

次に、その2段下になりますが、新市町村宝くじ収益金交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより、佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

その下の、市町村振興宝くじ収益金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

79、80ページをお願いいたします。

備考欄、上から順に、建物総合損害共済解約返戻金につきましては、鳥栖小学校屋外トイレの建てかえに伴う返戻金でございます。

その下の、建物総合損害共済災害共済金につきましては、サンメッセ鳥栖の落雷による設備破損に対する共済保険金などでございます。

さらにその下の、自動車損害共済解約返戻金につきましては、公用車の買いかえに伴うものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、83ページから88ページ目にかけてでございますが、まず83、84ページ目をお

願いいたします。

款の22市債につきましては、総額16億1,740万円ございまして、それぞれの事業等に応じて借り入れを行ったものでございます。

総務部関連といたしましては、85ページ、86ページ目の中段になりますが、目4消防債の防災基盤整備事業、小型動力ポンプ付積載車4台に対する借り入れを行っております。

次に、目6臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえとして、臨時財政対策債7億560万円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。

89ページ、90ページをお願いいたします。

項1議会費、目1議会費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、改選前の議員21名分及び改選後の議員22名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節9旅費につきましては、議員・職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、市議会会議録等作成業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

次のページ、91ページ、92ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じページ、款2総務費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、個人情報保護審査委員会委員5人、固定資産評価審査委員会委員6人、嘱託員75人の報酬でございます。

節2給料は、市長、副市長及び職員66人分の給料でございます。

93、94ページにかけましてございます節3職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当を初め期末勤勉手当、児童手当、退職手当が主なものでございます。

節4 共済費は、特別職及び職員66人分の共済費でございまして、職員共済費、社会保険料が主なものでございます。

節7 賃金は、産休・育休職員の代替職員と臨時職員等12人分の賃金でございます。

節8 報償費は、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節9 旅費は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

節11 需用費の主なものとしては、庁内の用紙代等の消耗品費及び町区掲示板等の修繕料でございます。

節12 役務費の主なものとしては、通信運搬費は庁内の郵便代、健康診断手数料は職員、嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料でございます。

節13 委託料の主なものとしては、嘱託員73人の嘱託員研修委託料や新規採用職員研修、法制執務研修などの職員研修委託料及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料やふるさと応援寄附金にかかる謝礼品管理等委託料などでございます。

次のページ、95、96ページをお願いいたします。

節14 使用料及び賃借料のシステム借上料は、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

節18 備品購入費は、資料作成等に使います卓上調合機の購入経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から6項目めになります職員研修等負担金は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金。

また、下から3つ目になります全国高等学校駅伝大会出場補助金は、京都市で開催をされました第67回全国高等学校駅伝競走大会に出場いたしました鳥栖工業高校に対する補助金でございまして、予備費から充用をいたしております。

一番下、防犯協会補助金は、防犯灯設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目2 秘書費の主なものについて申し上げます。

節9 旅費は、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

節10 交際費は、主な内容といたしましては、慶弔、慶祝、接遇に要した費用でございます。

次のページ、97、98ページをお願いいたします。

節19 負担金、補助及び交付金の市長会関係等負担金は、全国市長会、佐賀県市長会などへの負担金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、99ページ目、100ページ目をお願いいたします。

中段になりますが、目5 財政管理費について申し上げます。

節9 旅費から節19 負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書の作成、市債の発行管理等に要する経費でございます。

以上でございます。

吉田秀利会計管理者兼出納室長

その下、目6 会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節11 需用費のうち、印刷製本費は決算書等の作成に係る経費でございます。

その下、節12 役務費についてですが、次のページをお願いいたします。

公金振替手数料は、金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国民健康保険税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。また、指定金融機関公金取扱手数料は、指定金融機関の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

続きまして、目の7 財産管理費について御説明いたします。

節の7 賃金につきましては、本庁舎当直嘱託員4名分の賃金でございます。

節11 需用費につきましては、共用車の燃料費や庁舎に係る光熱水費、並びに空調などの庁舎設備、共用車関係の修繕料などでございます。

節の12 役務費のうち、通信運搬費につきましては、本庁舎の電話料でございます。

建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険料でございます。

101、102ページの下段から103、104ページの上段にかけて記載しております節13 委託料につきましては、庁舎の施設管理委託料、清掃委託料など庁舎管理に要する委託料と土地開発公社への委託料でございます。

節14 使用料及び賃借料のうち、電気自動車等借上料につきましては、公用車2台分のリース料でございます。また、LED照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15 工事請負費につきましては、本庁舎の改修営繕工事費でございます。

節18 備品購入費につきましては、公用車の購入費などでございます。

次に、目の8 契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、契約管理システムのシステム使用料などでございます。

以上でございます。

古澤哲也庁舎建設課長

次に、目 9 企画費のうち、庁舎整備関係の主なものについて申し上げます。

節 8 報償費 36 万 5,100 円のうち、25 万 5,300 円につきましては市庁舎整備基本計画策定委員の謝金でございます。

105 ページ、106 ページをお願いいたします。

節 12 役務費につきましては、市庁舎整備基本計画策定のための市民アンケート実施に伴う郵便料でございます。

節 13 委託料のうち、手話通訳委託料及び要約筆記委託料につきましては、市庁舎整備基本計画の市民説明会における手話通訳及び要約筆記の委託料。また、3 項下でございますが、市庁舎整備基本計画の策定委託料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、109 ページ一番下段から 112 ページ目にかけてでございます。

111 ページ目、112 ページ目をお願いいたします。

目の 12 財政調整基金につきましてでございます。

まず、財政調整基金積立金につきましては 4 億 5,831 万 5,409 円を積み立てておりまして、平成 29 年度末の残高が約 24 億 7,000 万円となっております。

次に、減債基金につきましては 271 万 2,000 円を積み立てており、同じく年度末残高は約 5 億 6,000 万円となっております。財政調整基金費といたしましては 4 億 6,102 万 7,409 円を積み立てたところでございます。

次に、目の 13 公共施設整備基金費につきましては 2 億 53 万 8,790 円を積み立てまして、平成 29 年度末の残高は約 32 億円となっているところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、115、116 ページをお願いします。

項 4 選挙費でございます。

目 1 選挙管理委員会費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬は、選挙管理委員 4 人分の報酬でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、選管事務局 2 人分の人件費でございます。

節 14 使用料及び賃借料のシステム等借上料は、選挙の投開票管理システムのリース代でございます。

次に、目 2 選挙啓発費につきましては、節 8 報償費、ポスターコンクール賞品代など、選

挙啓発に要した経費が主なものでございます。

次に、目 3 市議会議員選挙費は、昨年11月19日執行の鳥栖市議会議員選挙に要した経費でございます。

主なものといたしまして、節 1 報酬は、投票管理者、投票立会人の報酬でございます。

節 3 職員手当等は、投開票事務に従事して職員の手当でございます。

節 7 賃金は、臨時職員の賃金でございます。

次のページ、117、118ページをお願いします。

節12役務費の通信運搬費は、投票場入場券の郵送代が主なものでございます。

節13委託料の公営ポスター掲示場設置等委託料は、市内159カ所の掲示板の管理、撤去のための委託料でございます。また、選挙公報配布委託料は、市内全世帯の選挙公報誌配付のための委託料でございます。

節14使用料及び賃借料の自動車等借上料につきましては、選挙運動用自動車借り上げの公費負担分が主なものでございます。

次に、目 4 衆議院議員選挙費は、昨年10月22日執行の衆議院議員総選挙に要した経費でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

121、122ページをお願いいたします。

目 1 監査委員費のうち、主なものについて申し上げます。

節 1 報酬につきましては、監査委員 2 名分の報酬でございます。

節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、職員 3 名分の人件費でございます。

次に、節 9 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償でございまして、全国・西日本・九州都市監査委員会等の定期総会や研修会に出席に要した経費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ページが飛びまして197、198ページをお願いします。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費でございます。

目 1 の総務管理費の主なものについて申し上げます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、消防担当職員 2 人分の人件費でございます。

199、200ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金につきましては、組合構成団体のうち、鳥栖市の負担金でございます。

目 2 非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節 8 報償費の退職報償金等は、平成28年度に退団されました消防団員22人の退職報償金及び消防団員の訓練活動に対する報償金でございます。

節11需用費のうち、被服費は、新入消防団員の消防活動服などでございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものとして、公務災害補償組合負担金は、消防団員の公務災害時の休業、療養などの補償金に係る公務災害補償組合に対する負担金。また、退職報償金負担金は、消防団員の退職報償金の支給に係る共済金に対する負担金でございます。

次に、目 3 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、各分団の消防格納庫及び消防ポンプ自動車の維持管理に係る経費でございます。

節18備品購入費は、小型動力ポンプ付積載車 4 台を購入したものでございます。

次のページ、201、202ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金の消火栓増設等負担金は、消火栓増設及び維持補修のための上下水道局への負担金でございます。

次に、目 4 防災費の主なものについて申し上げます。

節12役務費の通信運搬費は、防災行政無線システムの電波利用料などでございます。

節13委託料は、気象専門業者から気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務とまちづくり推進センターを初めとする災害時の避難場の案内看板設置業務及び防災無線システム等の保守点検業務の委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、防災行政無線を運用するための負担金、自主防災組織への補助金などでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、飛びますが249ページ、250ページをお願いいたします。

款の12公債費でございます。

公債費につきましては19億2,539万6,282円となっておりまして、目 1 元金分が17億6,675万5,416円、目 2 利子分が 1 億5,864万866円となっております。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

続きまして、款の13諸支出金、項 1 土地開発基金費、目 1 土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

姉川勝之財政課長

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため3,726万7,000円を充用したところでございます。

よろしくお願いいたします。

じゃあ、お昼から、1時10分からということで、暫時休憩をさせていただきます。

– 71 –

西依義規委員

ふるさと「とす」応援寄附金事業についてですけど、主要事項説明書にも11ページにまとめられてあるんですが、ふるさと寄附の状況、例えば子育て支援やったら2,733件と寄附件数が載っているんですよね。

子育て支援へって寄附をされた方々のこの2,733件は、その額はどういう形で子育て支援に――もう、今平成30年度始まっているんであれでしょうけど。どういう形の、庁内の議論っていうかどういうお金のつけ方で、要はちゃんと反映されてるのかってのを聞きたい。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お答えいたします。

ふるさと寄附については、今おっしゃるように市民協働とか福祉の充実、子育て、あと産業ですね。それと、環境の保全、まちづくり、教育文化、スタジアム、その他ということで寄附をいただいております。

いただいた、その金額については、それをその年度の一般会計のほうに入れまして、その事業に使っているという状況でございます。

以上です。

西依義規委員

いや、具体的に、例えば子育て支援に50万円寄附した方がいらっちゃって、50万円寄附したんですけど、ことしどんな形で子育て支援に使われてるんですかって、もし聞かれた場合はどういうふうに答えるんですか。

例えば人件費とか、何々事業のこれとか、新たな事業はこういうことをしましたとか。今まで一般会計で、前回もこういう議論したと思うんですけど、一般会計でやってるのにその50万円がやっぱりプラスアルファで反映されんと寄附金の意味はないと思うんですよ、僕は。

一般会計で普通に、当初からつける予定だった事業、プラスその50万円を使って、プラス何か、臨時の嘱託の方を充てたとか。そういうふうに何か、総務から脱線するかもしれないですけどそういうふうに。

それとも、各担当課にお任せで、ぼんとつけるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、おっしゃっているように、例えば、何かその分を、子育てなら子育ての事業のある部分に使って、こういうことやりましたというものがお示しできればいいんですけど、ではなくて、いわゆる、その子育て事業の予算全般に使われているということになります。

西依義規委員

総務課やったらそういう答えしかできないと思うんですけど、僕はやっぱり、あくまで寄附された方の、ちゃんと要求を実現してほしいなと思いますんで、以上です。

飛松妙子委員

それに関連してでございます。

今、西依議員がおっしゃった話の中で、1つだけつけ加えさせていただくとすると各課の担当者までこのことがおりてないようです。

ふるさと寄附金ってそういうこともできるんでしょうかとか、今から勉強しますっていう答えがよく返ってきます。

ですから、このふるさと応援寄附金をするに当たっては、全職員の方が何のためにこれを行っているのかっていうのを理解した上で事業化するべきだと思っております。

お答えできますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お答えします。

確かに、各課の職員が、自分のところが関連する寄附項目に、例えばどれだけの寄附をいただいているかということ把握していないというところをお伝えいただいたんだと思うんですけども、確かにもっと詳しく職員に対して、例えば市民協働に対して何件で幾らの寄附をしていただいているというような情報をきちんと職員のほうにお伝えする必要がありますので、今後、検討してまいりたいと思います。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それとともに、例えばいろんな担当課の事業を提案する係長さん、皆様が、例えばふるさと寄附金を使ってこういうものをやりたいよね、というような提案ができる、課の中で。

そこで揉んでいただいて、ホームページに載せている9事業がありますが、その中でやっぱり具体的にこういうことをしていこうっていうことが事前にできれば、いただいてから、じゃこの中でどれに充てていこうかっていうところで各課ができるんじゃないかなと思いますので。

金額がこれだけありましたよじゃなくて、具体的にそれをするために、やっぱり皆さん自分たちで考えていきましょうというところをもっとしていただければと思います。

あともう一つ、謝礼品代なんですけど、できれば一覧表で、何件、幾らの商品のものがいくつ出たっていう出し方ですかね。そういう物を明細としていただければと思っています。

あと、前回もお聞きしましたが、このふるさと応援寄附金の謝礼品に手を挙げたい事業の方がいらっしゃった場合は、今年度応募されるってことでしたので、その結果といいま

すか、こういう申し込みがあつてこうでしたよとかいう、そういうことも今後していただけるかなっていう、ちょっと確認なんです。いかがでしょうか。

下田寛委員長

わかりますか。

謝礼品代の詳細と、あとは返礼品を出したいという人への対応について。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員から御指摘いただきました資料についてでございますけれども、謝礼品の分については9,000件ぐらい申請をいただいていますので、その一品一品をお示しするというのは難しいかと思います。

ただ、謝礼品の提供事業者、どちらが出しているかその事業者ごとに仕分けするっていうのは可能かと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

金額、件数ごとにできると思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

新規の、こういった、例えば業者の方がこういった提案をされて、それが結果として、商品として入ったというような御報告については、今後させていただくようにいたします。

下田寛委員長

それ、いつまでにしてもらえますか。資料の提出も含めてですね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員から御指摘いただいた資料については、よろしければ総括のときにお配りができればと思っております。

よろしいでしょうか。

下田寛委員長

飛松委員はそれで。

飛松妙子委員

資料として配るのではなくて、アップしていただくと全議員で共有できますので、よろしくお願いします。

下田寛委員長

アップ。

じゃあ、事務局にということでもいいですかね。お願いします。

実本課長、さっきのお話は、今後対応していくというお話でいいんですかね。

今後ということでもいいですか。（「今までにありましたか。29年度ありましたか」と呼ぶ者あり）

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それも調査しまして、あれば、一緒に御提供するような形にしたいと思います。

下田寛委員長

わかりました。

飛松委員はそれでよろしいですか。

尼寺省悟委員

大きく2点、質問します。

1つは、繰越金と総計予算主義との関係についてですが、決算審査意見書の11ページのところに、決算収支の状況ということで、平成29年度の形式収支が10億3,872万円と実質収支が7億3,859万円ということで、この形式収支のほう为名目上の繰越金ということで平成30年度の決算に出てくると。それで、実質収支の7億3,859万円が今度の9月議会に繰越金として出たというふうに思うんですが。

普通、繰越金といったら、予算を使い残したと。あるいは、予算に計上されていない収入があったというふうなことで——多分、この繰越金が出てくる大きなところですね——じゃなかろうかと思うんですが、その内訳っちゅうか、大きなところで不用額が、使えなくても不用額のことですんで、不用額がこんくらいであって、予算計上されてない収入がこんだけあったとかいうようなところで、大きいところで、その内訳がわかればちょっと教えてほしいんですが。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度で御説明をさせていただきます。（「29年度っちゅうたら29年度の繰越金という意味で」と呼ぶ者あり）

はい。

平成29年度で出た（「ということは、実質は28年度の分ということね」と呼ぶ者あり）

どちらでも大丈夫ですけど。（「私もどちらでも」と呼ぶ者あり）

そうしたら、平成29年度から30年度へ繰り越した分で御説明をさせていただきます。

実質収支といたしまして純繰越金が7億3,859万円というふうな形になっております。この内訳といたしましては、歳入の繰り越しで2億4,100万円が、実質的には……、すいません。

訂正します。

歳入のほうといたしましては、市税のほうで、約2億9,400万円予算よりも多く入っております。それで、諸税のほう——これが主に地方消費税交付金が主なものなんですが——諸税で1億5,100万円、これが歳入予算よりも多く入ってるような状況でございます。これの、ま

ず市税の分、約3億円の分なんですけど、このうちの1億8,200万円が法人市民税の予算よりも多く入った部分がございます。それで、その他、固定資産税、個人市民税、残りの部分が余計に入っていると。

なぜ、これが予算よりも多くなったかといいますと、まず個人市民税、固定資産税の超過分につきましては、年度末に年間見込みの徴収率等を勘案して出すんですが、結果として徴収率が見込みよりも高かったというのが一因でございます。

それで、法人市民税の1億8,200万円につきましては、企業決算がどうしても12月、3月等に大きい企業があるという中で、今回12月決算のブリヂストンさんのほうが前年度よりも約1億3,000万円ぐらい、法人のほうの税額が多く入ってきたという部分というのが、大きな要因となっております。

続きまして、今度、歳出側という形でいきますと、不用額といたしまして2億5,600万円程度出ております。この内訳といたしましては（「それはいい。そこまでいい」と呼ぶ者あり）
よかですか。

以上でございます。

尼寺省悟委員

言うまでもないけれども、総計予算主義というのは、その年度の歳出歳入について全て予算に計上するというのが予算計上主義だと――それは釈迦に説法だと思うんですが。

そういう点でね、今言われたように想定できないものがあるということはわからんでもないんですけど、毎年7億円、ね。ずっと、毎年出てるわけよ。

毎年こういった形でしてるわけたいね。

ある意味じゃ、予算を組むときに、ことしはこれだけ繰越金があるだろうと、予算を組むときにおそらく大半は基金として積み上げているということなんやけれども、当初予算組むときに、ことしはこれだけの基金に積み立てるということをちゃんとして、やってるわけよね。

だから、ある意味、毎年7億円ぐらい出とるっちゃうことは、予算を組む前にこんだけの繰越金があるから、これだけ当てにしてやってるというふうにもちょっと思えるんやけれども。

その辺は、何か、毎年やってるという意味でね、何かその辺が、もう少し把握することができんのかなっちゃう気がちょっとするんよね。

簡単に言ったらさ、もっと言ったら、これだけの予算があるならば、6億、7億円あればね、もっともっとほかに、市民要求に応えることが、政策ができたはずだというふうになっ
てしまうわけたい。

それを、悪く言えばね、少なく見積もっているから、いや、こんだけしか予算ありませんよと、予算がないんですよということで市民要求をね、できませんという言い逃れっちゅうんかね。悪い意味で言ったらね、そういう感じもせんではないんですけどね。

だから、もっと把握できるんじゃないのかなっていう気がするんですけども、その辺はどうですか。

姉川勝之財政課長

今の御質問にお答えいたします。

市税等々につきましては、税務課のほう等で過去の徴収率等を勘案してやっているところでございます。

ただ、どうしても鳥栖市におきましては、法人市民税の額っていうのが、結構市税の中で占めている割合が大きゅうございます。

この、法人市民税につきましては、鳥栖市にある部分だけではなくて、本社機能等で他の自治体にあるような事業所等の中での連結決算によって法人市民税等が決まっております。

これにつきましては、どうしてもそのときの景気だけではなくて、その企業特定での何らかの、損益の処分などを行ったことによって一時的に赤字になるというようなこともございまして、一概にそれを見込み過ぎるというのは、予算を編成する担当課といたしましては、なかなかしづらいものがあるというふうな形で考えております。

ただ、委員おっしゃるように見込みの精度を上げていくという部分については、必要かというふうな形で考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと、いただいた資料の中で、10市をね、見てみたんよ。歳入予算の中に占める繰越し金額ね、大体鳥栖市の場合3%ぐらいで、10市の中で3番目ぐらいに多いと。神崎市なんか1%ぐらいということで、非常に低いところもあるんやけどね。

さっき言った、総計予算主義の原則からいうと、この金額、繰越金は少なければ少ないほどいいと思うし、仮に3%だからいいけど、これ1割とかになったらね、何してるか、という形になってきくと思うけんね。

その辺は、そういうふうに思うんですけども、どうですか。

姉川勝之財政課長

おっしゃるように、法人市民税という特殊要因はございます。

ただ、それ以外の部分について、歳入予算、歳出予算合わせたところで極力年間見込み額に沿うような形で今後も精度を上げていくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

この質問終わって、もう一点ですけれども、契約の件についてちょっと質問します。

ちょっと、どこの資料かっていうのはあれですけど、契約の資料があったですね、落札率とかどうのこうの書いてあったものが。

それで、鳥栖市は、一般質問でも聞いたんやけど、指名競争入札ということで、それ何でかつちゅうと市内の業者の育成、保護っちゅうか、そういったことを大義名分とした形で、指名競争入札ということ。平成十何年ごろから始めたというふうに聞いたんよね。

これは、もちろんメリット・デメリットあるけど、デメリットとして、談合が起こりやすいとか、あるいは高どまりするとかね、いうふうなことがあったというふうなことで聞いとるんですけども、この落札率ですよ、大体97%とか95とか96%とかというような形だというふうに、いただいた資料から思うんですけども。

鳥栖市の落札率といったものについては、これは一般的に高いと。やっぱこういった指名競争入札によっているから——私は97%が高いとかどうのこうのっちゅうことについてはね、余りはっきりしたことは言えんけれども、その辺はどうですかね。

中には99.何%とかあるところとかもあって、これはおかしいと思うけれども。

97%というようなところは、やはり、こんなもんですか。それとも、やっぱり指名競争入札のデメリットというところからこの辺が出てるんですか。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

尼寺委員がおっしゃられている分ですけれども、平成29年度の決算認定資料、これの8ページのことを言われてあると思います。

この入札結果につきましては、上下水道を除く入札の結果について記載をいたしております。

1番の建設工事発注というのが、いわゆる建築とか土木とかいう、いわゆる工事の入札の分。それから、2番が、関連業務と書いていますけれども、設計とか調査業務とか、あと監理業務とか建築に関連した業務の発注件数、予定価格、落札価格、落札率を書いています。

御質問にある部分の落札率ですが、平成29年度、工事関係が97.08%ということで、昨年度が96.75%、一昨年度が95.37%ということで、一昨年の95.37%と比べますと——ごめんなさい、平成27年度ですね。それと平成28年度を比べますと1.38%上がっております。それから、平成28年度と29年度決算を比較しますと0.33%上がっております。

その下の、建設関連業務、設計とか監理委託業務関係につきましては、平成27年度と28年度を比較しますと9.63%上がっておりますが、平成28年度と29年度を比較しますと2.76%、

逆に減じております。

ということで、その年による発注の内容によって若干異なる場合もありますけれども、現在の、じゃ平成29年度の決算だけでちょっと考えますと、97.08%のこれが高いのか低いのかということで言いますと、率だけ見れば97.08%ですので高い数字になっていると思いますが、これは他市との比較ということで、事業内容も異なりますので、単純な比較はできておりませんけれども、鳥栖市の場合は、特に佐賀県の西部地区と異なりまして、不落不調というのが非常に低うございます。年にあっても、1件か2件ということです。

予定価格が低いと、それに対して業者さんが応札をしない。応札といいますか、入札に來ない。これを不調といいます。

応札はしていただいても、結局札入れをしたときに、予定価格をみんな超えた価格しか札入れをしないというのを不落と言いますけれども、鳥栖市の場合はこういう事態が、ゼロとは言いませんが極端に低いということで、じゃこの97.08%が適正かどうかということについては、いろんな議論の余地はあると思いますけれども、結果論ですけれども、不落不調が余り起こっておりませんので、これはどういう札入れをするかということは業者さんの考え方一つでございますので。

ただ、適正な契約ということで、極端な、逆に落ちない分はまだいいんですけど、昔、はやった1円入札とか、そういうことをされても困りますので、最低制限価格につきましては、建設関係は既に設定をしておりましたが、設計、監理等についても品質の確保ということで、本年4月から設計、監理についても最低制限価格の制度を設けて、適正な契約になるように努めているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私、一般質問でもしたんですけど、市長が、入札契約制度の見直しということで、そういった中で、恐らくこの指名競争入札についても見直しのターゲットにしたいのかなという思いもしたんですけどね。

逆に言ったら、それは市内業者の保護、育成に反するということかなとも思ったんですが。

ただ、ちなみにね、デメリットということで高どまりするということであるとするならば、平成17年ぐらいから始まったとするなら、それ以前の落札率等の数字というのは、どうなんですか。

あんま比較してもしょうがないですかね。その辺は。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

すいません、手元に10年以上前の数値については持ち合わせておりませんが、大体95%前

後だと推測できると思います。

落札率については、過去5年を見ますと、わずかずつではありますが、1%ずつぐらい上がってきているのは事実です。

これはいろんな要因があると思います。

例えば、建築土木工事については、県の仕様書等々単価を参考にしていてる物件がございますが、当然、今もですけれどもいろんな災害関係があつてですね、具材の値段が上がっていると、それから、あと一番は人の問題、人がなかなか集まらないとかということで、業者の方は苦慮している部分はあると思います。

それで、先ほどおっしゃられていた入札の適正化ということですのでけれども、当然、一般競争入札、指名競争入札、事前公表、事後公表、いろんな考え方があると思いますけれども、これはその場その場のやり方を変えるというだけではなくて、先ほど若干触れました予定価格の設定の仕方とか、そもそもの工事発注の考え方ですね。予算取りのときから工期設定、それからその設計金額を決める場合とか、一連の流れをちょっと見直す必要があるものと考えております。

御質問の10年前と比べてどうなのかということになりますと、当然、社会情勢も変わっております、役所の中の体制も変わっております。それに対して対応をするというのは当然なことですし、ただ、何にしても一朝一夕にいく部分ではございませんので、ある程度の期間ということとはかかろうかなというふうに担当課長としては考えているところです。

以上です。

尼寺省悟委員

もう一点だけ、平成29年度は、地域休養施設大規模改修とか小中学校のトイレ改修とかあったということも聞いておるんですが、指名競争入札ということで市内の業者に限定した形で入札すると。

ただ、例外ということで、例えば今年度かな、スタジアムについては市内の業者ではなかったし、ずっと前、私の記憶では給食センターか、あのときも市内の業者以外のも入ったと思うんですけども。

この5年間で、市内の、いわゆる大手ゼネコンっちゅうか市内の業者以外の者が契約した例っていうのはどれぐらいありますか。何件ぐらいあるんかな、ちょっと数と名前を言ってほしいんですが。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

詳細の件数は持ち合わせておりません。申しわけございません。

ただ、平成27年度にさかのぼるんですが、平成27年度以降は、いわゆる指名業者さん、土

木、建築、舗装、とび、土工、塗装いろんな種類がございますが、平成26年度までは、例えば——具体的に言っていかな——基山の鳥飼建設さんとか吉野ヶ里の牟田建設さんとかが指名業者のほうに入っておりましたが、平成27年度以降は市内業者に限定をしております。

ただ、工事発注の中身によっては、特に設計なんかは、例えば特殊な設計工事というのは、市内に9ないし10設計業者がございますが、そこでは対応ができない部分については市外業者、基本的には佐賀市、佐賀市でないときは福岡ということとしています。

建設工事についても、ゼネコンということですが、大きい工事につきましても、さっきちょっと議論になりましたけれども、鳥栖スタジアムの塗装につきましてもそういう大手ゼネコンになってしまいましたが、その前、五、六年前ですか、大型ビジョンを改修したり、照明を改修したり、新しく北側にトイレを増設しましたけれども、その業者につきましても市内業者で対応しております。

それから、現在、浄水場のほうも改修工事を2カ年、来年度まで、やるということで着手をしておりますけれども、それにつきましても市内業者でのJVで対応をしておりますので、そんなに数はないものと考えているところです。

以上です。

下田寛委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ちょっとそれに関連して、1点教えていただきたいのですが、2番目の建設工事関連業務発注件数及び平均落札率のところで、建設課、発注件数6件で65.81%となってるんですが、これは平均で65.81だと思うのですが、一番低いところで何%になっているのかと、その要因がわかれば教えていただければと思うんですが。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

落札率で一番低いのはとおっしゃられると、ちょっと全ての件数を手元に持っているわけではございませんので、申しわけございません。

可能性としてあるのは、先ほど最低制限価格のお話をさせていただきましたけれども、最低制限価格が大体予定価格の6割から8割で設定をしております。最低制限価格での応札というのが現実ございます。

それから見ると、最低は6割ということになろうかなと思いますが、その落札の意図につきましてもその業者様の考えもあると思いますので、平たい言い方をすると鳥栖市のほうが示した予定価格に対して、当然、具材の購入とか人の手配とか、最低的な必要経費、直接工

事費と申し上げますけれども、その部分プラス間接工事費。足場とか現場事務所とか、そういうのもあって、かつその上で利益がどのくらい見込めるのかということで業者様が応札をされると思いますので、結果としては今お手元にあるとおり、社会福祉課が94.96%、これは1件ですから、もうこれそのものずばりですよ。

それから、あと、ほかのところでいきますと、維持管理課なんかは22件、道路維持工事が主だと思うんですけども、「（すいません。そこではなくて、その下、2のところ）」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

2の分が先ほど申し上げたとおり、これは設計もしくは調査、それから発注した工事の監理委託、委託業務になりますので、これはまさにその会社のノウハウとか、いわゆる設計に携わる人たちの人件費とかそういったものになりますので、これは委託業務的な形になりますので建設工事と比べますと、過去の資料もそうなんですけど、落札率は低い形になってます。

これも同じで、先ほど申し上げたとおり、そういうことで、品質の管理の必要性がございますので、今年度4月から最低制限価格を設けました。これ、考え方は建設工事と全く同じですので、可能性としては6割と、60%というのが可能性としてはありますけれども、そういったことで先ほど御質問があっている建設課ですか、65.81%、これは結果ですけれども。

そういう低い——低い金額と言ったらいかんですけれども——低い金額での応札というのは現実あってます。

ちなみにですけれども、先ほども若干申し上げましたが、建設関連工事になりますと、平成28年度が86.55%、平成27年度が76.92%、これは皆様、それぞれの決算のときに、平成何々年度決算認定資料ということでお手元お持ちであると思いますので、確認をいただければと思いますけれども、大体、建設工事が9割5分前後、設計管理委託が七、八割ぐらいで推移をしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

七、八割っておっしゃった割には、65.81%なので、ちょっと低いかなとは思っているんですが、一番低いものでも60%は超えているということでよろしかったでしょうか。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

まさにこれが平成28年度の入札結果なんですけれども、環境対策課が2件、建設関連工事、いわゆる委託を出しておりますけれども、このときの落札が、2件の平均が54.14%でした。

これは、先ほど言った過去の決算資料を見ていただければわかると思うんですが、そうい

うことがあったもので、安ければいいということではないと。品質の確保も必要だということとで庁内で議論をいたしまして、平成30年の4月から、この建設関連業務についても最低制限制度を採用したということでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。ありがとうございます。

それでは、別の項目に行ってもよろしいでしょうか。

主要項目の12ページで、職員研修事業を416万7,000円ということで研修をそれぞれなされているんですが、今回農地法違反の件で、その内容を見ますと認識不足、誤った解釈をしているがゆえに上司に報告がなかったということもございましたので、各課において専門知識が必要な場合もあるのではないかなということがすごく感じまして、この研修の中で、各課で生かされるような――そういう専門知識を生かされるような研修内容になっているのかどうかをまず教えていただけますでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、飛松委員から御指摘のことなんですけれども、庁内の研修については、いわゆる基本研修と申しまして接遇マナーであるとか、あと人権研修、そういったもので、そのベースとなるものをやる研修、あと入庁後の年数とか役職に応じて必要なスキルを学ばせるという階層別の研修もいたしております。

あと、そのほか企画立案、政策形成のスキルを学ばせるようなものとか、あと、ある一定以上の年齢になればリーダーシップも必要になってまいりますので、そういったリーダーシップ研修なんかもやって能力開発をしております。

そのほか、例えば、土木技術者においては、国土交通省が実施する研修、例えば土木関係の技術研修であったりとか、例えば税務の職員であれば税務の法令について勉強をする研修であるとかそういったものについてはそれぞれ、年によって種類は違いますけれども、いろいろを組み合わせでやっております。

また、その時代時代といいますか、そういったものにに応じて、今学ばせるべきだろうというところでメニューをつくり、必要な課の職員に行っていただけるような手配をしております。

ただ、そういったことをしておりますが、おっしゃるように、今回そういったことが起きて、我々としても今後職員の研修メニューというのを、見直しを行わなきゃいけないというふうに思っております。

特に、コンプライアンスであるとか法令遵守の徹底に関する研修であるとか、例えば、専

門知識を持っていたとしても、例えば勘違いをしてというときに、1人でそれを勘違いしてやってしまえばそのままになってしまうけれども、例えば、先輩職員であるとか周りの上司であるとか、そういった人たちと一緒にものを考えて協議をしながらというような、職場内の仕事の進め方みたいな研修を、ちょっと今回コンプライアンス、プラスそういったところのOJTといいますか、そういった研修も、内容を検討して今後実施をしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

今回、商工振興課という課の中の企業誘致という部分だと思うんですね。

私もいろんな自治体を見ましたところ、商工振興課っていう名前で企業誘致をされているところってあんまりなくて、商工振興課、企業立地課が、名称自体がもう既に冒頭に名前が出て、担当課だよっていう、または企業立地課っていう名前があって。商工振興課っていうのは、どっちかっていうとやっぱり商工に関係する部門っていう、やっぱり意識がですね、名称的にもそんな意味合いもあるので。

確かに鳥栖市の中で、商工振興課の中に企業立地もしますよってはあるんですが、人員不足っていうところもたびたび議員から指摘もあったかと思うんですが、そういうところも含めて一つの課でいろんなことをしていることにも、ちょっと原因があるのかなというのもあります。

ただ、やっぱりそれにしても、先ほどおっしゃったように報告、連絡、相談が、前からして、給食センターのときからして、なかなかうまくいってないのかなっていうところも見受けられますので、コンプライアンス、しっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

下田寛委員長

続けてされますか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしたら、106ページの手話通訳・要約筆記委託料なんですけど、これ1年間の委託料だと思うんですが、結構、鳥栖市としても手話通訳とか要約筆記の方をいろんなところでお見かけをするんですが、この金額で委託をされていらっしゃるのか、まず教えていただけないでしょうか。

古澤哲也庁舎建設課長

決算書106ページに記載をしております手話通訳の委託料、それに要約筆記の委託料につきましては、市民説明会の折に委託をお願いした分でございます、そのときは市役所で行いました2日間の手話と要約筆記というようなところでお願いした委託料でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

これは各課ごとに挙がっているということでよかったですね、かしこまりました。済みませんでした。

それから、92ページの嘱託員の報酬で、先ほど75名の報酬金額ということでお聞きしたんですが、この75名の中から、過去に職員になられる方々がいらっしゃるのかどうかと、今後、嘱託から職員にするようなお考え（「区長さん」と呼ぶ者あり）

これ区長さんですか。（「区長ばい」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。職員の嘱託さんと間違えました。

削除をお願いします。

すいません、ありがとうございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

西依義規委員

すいません、94ページで、総務費の需用費かどこかで、町区の掲示板とおっしゃったんですけど、平成29年度の実績。修繕とかしたとか、例えば、年度途中にいたずらとかで何か破られたとか、壊されたとかで補正予算とかで対応されているのかということと、あと、多分市が持ってるやつ町区が持ってるやつがあると思うんですけど、町区の持ってるやつもこの修繕とかは市がされているのか、3点。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

町区の掲示板の修繕におきましては、平成29年は16カ所、修繕をいたしております。

できるだけ、町区の掲示板は大事なお知らせをしていただく掲示板なので、可能な限り速やかに対応したいということでやっております。

それで、市が持っている掲示板と町区が持っている掲示板がございまして、町区が持っている掲示板については、これからは修繕はしておりません。（発言する者あり）

下田寛委員長

西依委員、もう一回いいですか。

西依義規委員

すいません、年度途中にやったときには1年間待たないかんのか、それとも補正とかで対応するのか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

年度途中に修繕が必要になった場合ということですかね。

できるだけ速やかにするようにしておりますが、基本的には当年度内に、その時期にもよりますけれども、実施をするように努めております。

以上です。

西依義規委員

ということは、町区が所有されている掲示板については、修理は町区でされているってことですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

町区で設置をされている掲示板については、町区のほうで修繕をされていると思います。

以上です。

西依義規委員

そこには、何の補助もなく町区が、けど市民の方から見たら一緒ですよ、掲示板という位置づけ。

やっぱ違うんですか、町区の物は町区の行事しか張ってなくて市の行事は張れなくて、市の持ち物だけに張っているんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、市の掲示板については、私どもからお願いしている掲示物なんかを張っていただくようなものとして設置をさせていただいています。

当然、町区において、独自で、御自分のところの、地元のいろんなお知らせなんかをする町区の掲示板っていうのは、御自分たちのいろんな趣旨でつくられている物だということでございます。

以上です。

西依義規委員

その下の委託料で、さっきの嘱託員研修委託料は委託先はどこになるんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

嘱託員研修委託料の契約の委託先については、嘱託員さんのほうで鳥栖市嘱託員連絡協議会というのをつくられておりまして、会長は、区長連合会長である牟田会長のほうになって

おります。

以上です。

西依義規委員

それは、例えば鳥栖市さんのほうからこういう研修をしてくださいとか、こういう内容を取り入れてくださいとかその中身についてもお願いしているのか、それとも連絡協議会さんにもうお任せしているのかはどちらですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

嘱託員研修委託料については、区にもありますが地区の研修と嘱託員研修、区長研修と一緒にされているケースもございまして、そういうこともありまして、各地区で自主的に研修先を探されているということになります。

ただ、こういうふうなテーマで相手の、市役所のほうに行きたいがちょっとつないでくれないかというようなことがありましたら、総務課のほうから相手先の市役所のほうの担当課のほうに御連絡をさせていただいて、調整をさせていただいている状況でございます。

以上です。

西依義規委員

ということは、8地区の各地区にまた連絡協議会から地区にいて、その地区の研修内容は、最終的には鳥栖市さんは把握されているということでいいですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員が、今おっしゃられたとおり、嘱託員連絡協議会が委託先になりますが、あと各地区のほうでそういった形でおろしていただいて各地区のほうでそういった研修先を探していただいて、研修をしていただいているという状況になります。

以上です。

すいません。

あと、報告についてですが、こちらのほうは市のほうから嘱託員研修委託をしている関係で、実績報告は各地区会長から市会長宛てに実績報告があります。そして、市会長から市のほうへ実績報告をいただいております。

以上です。

西依義規委員

ありがとうございます。

嘱託員さん、例えば長年されている嘱託員さんとか、例えば行政経験者の嘱託員さんとか、例えば全く経験のない嘱託員さんとかいろいろあるんですけど、例えば個人情報はどうせな

いかんとかいろんな法令とか守らないかんものとか、75名の嘱託員さんがそういう基礎研修とか——わからんですよ。そういったのって、これとまた別個に何かされているのか、それはもう各地区にお任せなのか。

けど、地区にお任せということは、市が嘱託なんで、たまたま区長さんに委託されているんで、その辺の研修という呼ばれ方で、もちろん地区の自由意思があっていいでしょうけど、あくまで市としてはこれだけの、今回はそういうカリキュラム、ここは入れてくださいと。

そのほかは、あちこち、例えば先進事例を見に行ったりとかはいいでしょうけど、そういったことはされているんですか。

する予定もないし、過去したことはあるか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

嘱託員の研修においては、新任で、区長さんになられて嘱託員になられる場合に新任嘱託員研修を行っておりまして、そういった守っていただくべき個人情報の件について、嘱託員の業務についてそういったことについてお話をさせていただいております。

それから、区長さんになられてということですが、区長連合会のほうで、年に1度にはなりますが地区会長さんが集まる正副会長会のほうで大方の研修のテーマを決められて——最近は防災の関係が多うございますが——そういった自主的に研修のほうをさせていただいております。

以上です。

西依義規委員

ありがとうございます。

もう一点、次のページで、多分当初予算のときにも質問したような気がするんですけど、防犯協会補助金が、補助金なんで主があって補助をされていると思うんですけど、結局我々が見て、この補助額で市民の防犯というか、安全、安心が守られたという評価が、要はぶっちゃけ足りてるか足りてないかがわからないというか、これどういう、例えば市民が、人口何人について何掛け何ていう計算でされてるのかっていう、結局この512万円が、しっかり使われて足りたのかとか、やっぱちょっと足りんやったとかそういったものはどっかで見たりできるんですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

今、おっしゃられた数字の512万6,000円については、鳥栖市の防犯協会に対して市が補助をしておる補助額のほうになります。

全体としましては、平成29年度の決算になりますが、鳥栖市防犯協会の収入のほうが大体780万円、それから支出についてが760万円程度となっております。

それで、ちょっと主なもので内訳を申しますと、防犯協会の一番大きな事業としては防犯灯の設置事業がございますが、その歳出の760万円の中で500万円程度が防犯灯の設置、それから修繕、移設そういったものをする経費のほうになっております。

以上になります。

西依義規委員

わかりました。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

先ほど、ふるさと寄附金について御質問あったんですけれども、西依委員が言われたように、せっかく寄附されたのに、要は一般財源の中に入って、結局担当課からしたら、寄附があろうとなかろうと多分一緒の状態なんだろうなと思うんですよね。かといって、寄附された額のうち、約半分ぐらい経費なんで、寄附された額丸々使えるっていう可能性もないし。

また、なおかつ寄附が安定的に来るわけではないので、じゃあ新たに何か始めたとしても翌年寄附が来なかったらもうそれは継続できないのかっていうこともあるのでなかなか、じゃあ継続するような事業にも使いづらい。

それで、この寄附に関しては、例えば子育て応援でもらってるんだったら子育て応援基金みたいな形で積み立てて、ある程度の額になったらその基金事業みたいなね、やつで使うと何かわかりやすいし、別に一般財源とは別物でね、寄附していただいた方の気持ちが形になるような気はするんだけど、そういうことって考えられませんかね。

要はね、結局寄附してもその分はほかのところに使われるだけじゃないですか。

今まで、例えば子育てに使っていた一般財源が別のところでただ使われるだけなんで、そこに寄附してもしなくても、結局じゃあ子育てに余計に使われているかっていうと、使われないのが現状なんです。そこは、さっき言ったように、丸々その額が使えるかっていうと半分ぐらい経費だし、安定的に来るわけじゃないから、じゃあこれを新たに、寄附があるからこういうことを始めますと言ったところで、継続的に来ない可能性もあるからね。

いや、それはわかるんですよ。

一定、わかるんだけど、だとしたら、その寄附した人の気持ちを形にもっとわかりやすくするためには、そういう基金事業みたいなことのほうがわかりやすいんじゃないですか

って言ってる趣旨はわかりますよね。

どうでしょうか。

姉川勝之財政課長

予算編成担当課としてのまず話になるわけなんですけど、現状、今ふるさと寄附金、松隈副委員長がおっしゃってたように半分以上が経費で、実際それとは別に、税務課のほうでふるさと寄附金の、要は鳥栖市から外へ税が逃げている部分等々もあります、実際。

ですから、現状、今このふるさと寄附金のほうで、言い方は悪いんですけど、要は余剰ってというのが本当に出ているのかっていうと、もう、ほぼとんとんに近いような状況です。

そういった中で、ともかく今ふるさと寄附金については、総額として、要はもう取られていくだけじゃなくて、当然、その部分になる部分をきちっと収入をさせていただくという部分のような部分の意味合いもまだ現状若干ございますので、予算編成担当といたしましては、要は財源として取られていっている部分を補填をしていってもらってるっていう側面も、現状まだございます。

ただ、これが他自治体のような突き抜けた寄附金額等々になるというふうな状況になった場合に、副委員長がおっしゃってたようなことについて検討をする必要も出てくるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

松隈清之委員

ことしも9月の補正で寄附、総額の見込みをされてますよね。

この年はそんなでもなかったんだけど、だから、今言われたように経費でこんだけぐらい、大体でいいんだけど、なおかつ、よそに出ていってる分がこれだけっていうのを、今回じゃなくていいですけど、ちょっと我々にそこら辺をある程度お示しいただかんと、表面的にしか見えないんですよ。

だから、単純に言うと経費がこんだけ、寄附がこんだけ、別で税で逃げた分がこんだけっていうやつを。実際、うちとしては、このふるさと寄附金でどんだけプラスになってるかっていうのがわからんと多分ちょっとわかりづらい。

さっき、西依委員の言われたような議論も私の議論も、多分そういうのがわからないと、じゃあやってる寄附は来てるけど、結局あまり意味がないのかと、トータルでね。

トータルで見たらあんま意味がないっていうことになると、それ以上の意見が言えないので。そこがわかるように資料を、いずれかのタイミングでいいので、すぐは決算期間中は間に合わないとしてもね、お示しをいただきたいと思います。

それとね、先ほど繰越金の話とかあるいは予算の制度のことも言われたんだけど、確かに

法人市民税あたりっていうのは非常に不確定要素が高いですよ。わかりづらいと思うんですよ。

ただ、例えば地方譲与税とかあるんですけど、これって、意外と補正されたりしてるんですよ、結構な額が。この地方譲与税の大体の額がわかるタイミングっていつぐらいになるんですか。

姉川勝之財政課長

この諸税関係につきましては、物によってちょっと入る時期も変わってくる部分もあるんですが、実際収入として受け入れているのが、6月、11月、3月とかっていうのが地方譲与税関係が受け入れ月になっております。

それ以外の分として、例えば配当割交付金や利子割交付金などが8月、12月、3月というふうな形になっておりまして、要はこの3月に入る部分っていうのを最終的にどこまで見込むのかっていう形になるんですが、これが非常に、配当割や利子割等についてはなかなか、どれぐらい利子が、要は預金をされてあるかとかそういったところについての情報というのはうちのほうで持ち合わせておりませんので、ここの部分についてがちょっとなかなか見込みづらいというふうな状況になっております。

松隈清之委員

今、言われたように、配当割にしても株式等譲渡所得とかね、ここら辺って結構補正した上でさらにがんと来てるわけですよ。

これ、3月とかでも間に合わないんですか。12月とか3月とかでは見えてこないわけですか、この辺というのは。

それこそ、4月とかにならないと見えてこないもんなんですか、翌年の。

姉川勝之財政課長

例えば、先ほどの中で一番わかりやすい例でいきますと配当割交付金がございます。

これが、先ほど申しましたように8月、12月、3月というふうな形で入ってきているんですが、平成29年度の収入の割合でいきますと、8月で500万円ぐらい、12月で約100万円、3月で2,300万円来ているような状況になっております。

ですから、この数字をですね、12月までの実績で見込むっていうのは非常に厳しいような状況になっております。

以上です。

松隈清之委員

わかりました。

僕は、繰越金の額が多いっていうのはそこまで、言うたら率で言えばね、本当に2.何%と

か3%っていう金額だから、全体の額からしたらそれほどの額ではないかなとは思っているし、それこそ、財調にしたって、繰り入れてもまた繰り入れるからね、それほど極端に多いとは思ってないんだけど。

予算の精度はね、やっぱり高めていくべきだと思うんだけど、どうしたって今の話でいくと、この辺の配当割にしても株式等譲渡にしたって、それこそ自動車取得税交付金とかっていうのもまあまあ予算よりも、一千万、数千万円規模でふえとるっちゃんね。

どうしたって、この辺はもう仕方がないもんだというふうに理解をしておきます。

それと、契約の件も先ほど幾つか議論があったんだけど、落札率ですよ。落札率が、もちろん高い低いってあるけれども、特に、言われるのは、先ほど答弁中にあったように、どういう積算をしてるんだろうかと、要はこんなじゃ合わんよという声も聞くんですよ。

だから、設計している積算の根拠がどうなのかっていう部分によってね、場合によっちゃ不落のこともあるだろうし、限りなく100に近いことだってあるだろうし。

大体、九十何%が高いとか、前、市長が95%以上は談合の疑いがあるみたいなことも言われたから、そういう部分があるのかもしれないけど、落札率が低ければいいというその物の見方とか認識自体が、僕は間違ってると思うんですよ。きちっとした積算してやってるのであれば、別に100でも99%でもまた構わんと思うし。

それが、適正な価格であるべきだし、せっかく地元はその事業をしているのに、言うたら赤字じゃないとやれないようなとか、赤字じゃないにしても、それこそもうからないような事業を出したところで利益も出らんし給料も払えないし。

東京オリンピックだとかね、災害だとかいろいろコストが高いっていう割には、余りその単価が追いついてないというような声も聞くんだけど、そこはどんなふうに思われてますか。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

松隈副委員長から御指摘を受けたとおりだと、私も思います。

制度の中で、まさにおっしゃられた設計金額、予定価格といいますか、そこの立て方の是非論は今のところ出ておりませんが、当然そこも考える必要はあると重々思っています。

その中で、いかに、今のところ指名競争入札、なぜ指名かというといわゆる地域要件ですよ。地元の方々に発注するために土俵をどうつくるのかという中で、指名競争入札をさせていただいてますけれども。

じゃあ、そもそも発注している工事内容の金額が適正なのかということは非常に議論の余地はあろうかと思えます。

ただ、先ほど御答弁でも申し上げましたが、結果として不落、不調というのが頻繁には起こっておりません。

ただ、不落、不調がないからほっといいということでも、これはないと思います。

全体として考えていくべきだと思います。特に、おっしゃられたとおり、2020年東京オリンピックというのがあります。それから、これだけ災害とかが起きますと、いろんな具材といいますか材料、鉄筋にしてもコンクリートにしてもですね、上がっていく要素のほうが高いと思います。

それから、消費税10%ということもなっております。消費税が導入される前から、例えばですけれども、随意契約の上限130万円というのは3%、5%、8%になっても変わっておりません。これが、じゃ10%になったときにどうなるんだという議論も、これは国のほうもあわせて、みんなで考えないかんことだと思うんですけれども。

だから、1カ所、部分をとって是なのか非なのかという議論も、当然それはそれでいいんですけど、やっぱり全体として考える必要はあるのかなと。じゃあ、限られた時間の中でどこまでできるのかということもあると思うんですけれども、そこは契約担当部署としては、当然、セパレートな部分も考えていかなきゃいけないと思います。

ただ、全体としても考える必要はありますので、先ほど若干触れましたが、一朝一夕にすぐはできないと申し上げたのが、いわゆるそういう意味ですので、また、勉強、検討なり進めていきたいと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

先ほど、課長が言われたように、その見直してというのはね、過去のやつも含めて、要は設計の金額自体が果たしてね、よかったのかと。

これは、わからんですけれども、例えば安く設計金額を出すとね、この会社はこんなに安く金額を出してきたと、言うたら役所の評価を上げるためにね、本当にぎりぎりの安い、実際やろうとしたその金額でできんぐらいのやつを上げてくる設計もあるかもしれんし。

だから、本当の意味で適正な仕事をお願いする意味でもね、落札率っていうところじゃなくて、やっぱりどこまできちとした数字として出しているのか。そこから先の企業努力はね、あつてしかるべきなんだけど。

安ければいいっていう発想とかいうのは、やっぱり間違っているというふうに御指摘をしておきたいと思います。

以上です。

下田寛委員長

ちょっと、休憩入れましょうか。（「多分、そんなに長くない」と呼ぶ者あり）

そんなに長くない。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

すいません、先ほどのふるさと応援寄附金の中で、費用と寄附金の金額の差ということがありましたが、平成27年度はマイナス2,000万円ということで表面に出てましたが、平成28年度もぜひ教えていただければと思います。

それと、先ほど謝礼品の明細を教えてくださいって言ったのは、結局そこから出ている部分で、またうちのほうに納税が返ってくるわけですね。と、ということですね。

鳥栖市から謝礼品を送ることによって鳥栖市が払ってる——何ていうんですか、その謝礼品を払うんだけど、その分の納税っていうのは鳥栖に戻ってくるわけですね。

なので、またそういった意味では、鳥栖市のそういう企業とか、ところにやっぱり出していただくということはすごく重要なことだと思っておりますので、その辺はよろしく願います。

返答、いただけますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

飛松委員の言われました、いわゆる2,000万円の赤字とかっていう、新聞報道で言われている分で、これは寄附額からうちの、いわゆる税から控除された額を引いた額ということになりますけれども。

今、おっしゃられたとおり平成27年度は約2,000万円の赤字となります。同様に平成28年度をやってみますと約3,200万円の赤字。

それで、ちなみに平成29年度で言いますと、8,100万円の黒字ということになります。

以上です。

飛松妙子委員

経費も全て含めての。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、申しましたのは、いわゆる新聞報道で言われていた寄附額から控除額を引いたものでございます。

平成29年度で申しますと、歳入が1億3,200万円ございまして、経費でいきますと、経費が6,800万円程度になります。その差額が6,500万円程度ですので、それから今度税から逃げて、逃げていくというか、が5,100万円程度ございますので、単純に言いますと1,300万円の黒字ということになるかと思えます。

以上です。

飛松妙子委員

ということで、平成27年度からさかのぼってすると、今のところ赤字であるというところだと思いますので、これをやっぱり黒字にしていこうというところで、やっぱり各担当課の力も入れていただく、PRをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、消防関係をお聞きしたいんですが、よろしいですか。

主要施策のページが85から87ですね。

すいません、市内火災出動内容というところに建物火災とかがあるんですが、平成28年度でしたか29年度か、京町の火災があったときに、やっぱり消防署関係が来る、道路が入らなくていろんな課題が見えてきて、市長が防災道路をつくるんだという話もありましたが、平成29年度はそういう建物火災とか——車両火災はないと思うんですが——その他の火災のところで道路が狭くて入りにくかったようなことがあったかどうかを教えていただければと思うんですが。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えします。

飛松委員から御指摘いただいた火災については平成28年の4月だったか、春先だと思いますが、京町での火災ということで。確かに火災自体は市場のちょっと中っていうか先というか、というところで狭いところだったんですが、消防団の活動、それから消防署にもお聞きしましたが、特に火事で支障があったっていうことではなくて——ちょっと報道ではああいふ形になったんですが。

実際は、消防車を消防水利の近くにつけて、そこから消防ホースを——1本20メートルですが——それを6本程度、場合によってはもうちょっとつないで消火のほうをいたしますので、実際には消防車を火元に近いところにつけて消火するっていうこと自体がないものですから、実際には支障は平成28年の火災においてもなかったということで消防署とお話をしております。

それから、平成29年度につきましては、人命を損なうような火災も残念ながらございましたけれども、実際、消防署ともお話をしておりますが、そういった道路が狭くて消火活動に支障したという具体的な事例というのは、ちょっと確認できていないところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

下田寛委員長

まだありますよね。

西依義規委員

106ページの庁舎整備基本計画策定委託料、主要事項には15ページに載せてあるんですけど、いつも思うことなんですけれども、要はコンサルさんというかそういう業者に、外部に委託をされますよね、計画のときに。

知りたいのは、この1,884万6,000円が妥当っていうか決算なんで、妥当だったかっていうのを見たいんですけど、その比較のしようがないと思うんですね。何の計画がこんくらいあってっていう比較がないんで、聞くとすれば基本計画がつくられましたよね、五十何ページかの。

その中で、単純に考えれば、職員さんがいろんな声を聞きながら手作業でするところはないのかもしれないんですけど、実際どの部分が委託せんとできん部分ってあるんですかね。

例えば、背景からいろいろ基本計画があって、数値が出てきたりあるんですけど、外部に委託せざるを得ない理由っていうか、この部分はもう市役所職員じゃどうも対応できんと。庁内にもいっぱいいらっしゃいますよね、専門の人材が。例えばそこがプロジェクトチームをつくって、担当課とか室で手づくりでつくれとは言わんですけど、目的から背景から全部なんかつくられて、お願いされたみたいなイメージがするんですよ。

だから、どの部分が外注でせないかんっていう、大まかこれだけはできませんというのを教えていただいたら僕は納得するんですけどね。

下田寛委員長

すいません、何ページでしたっけ。

西依義規委員

106ページの庁舎整備基本計画策定委託料1,884万6,000円。

主要な15、もちろん、ここにアンケートとか別に載せてあるんでアンケートは別だなとか。もちろん分析とか多分要るんでしょうけど、分析も専門的知見がないと分析はできんことなからうけん、これもできるとして。けど数値、何億円、約25億円も、これ実際計算したわけじゃなくて他市の事例とか、その辺から持ってきたような数字を並べられて、じゃあ、実際プロはどこに、どれがプロの仕事かなっていうのを教えていただきたい。

古澤哲也庁舎建設課長

昨年度、策定いたしました基本計画につきましては、プロポーザルによりまして業者を選定いたしております。

それで、基本計画の中で、委員御指摘のようにこの部分と、この部分の助言をいただかないと基本計画ができないと。この部分というのは、特にこれっていうのは多分ないと思いますけれども、全体的な中で、基本計画を策定していく中でこれまで携わってこられた他市の状況とか事例とかそういったものも御助言いただきながら、このときに策定いたしました有

識者とか市民、こういった方々に入っていたいただいた委員会、こういった意見とかですね、市民アンケートの意見、こういったものもきちっと分析していただいて基本計画を策定していくというようなことが念頭にあって、プロポーザルでいろんな御提案をいただいた中でこの業者に決まったというふうなことでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、どこに決まったかの疑問じゃなくて、例えば基本方針とか立てられてますよね。例えば、基本方針3、機能的かつ経済的な庁舎っていう文言がありますよね。

だから、市の職員さんは、策定委員会とコンサルさんを行ったり来たりして自分の担当としての基本方針をこれとこれでいくんだぞっていうのを言って業者さんに投げるのか。

それとも、そっからどこまでの委託なのかなと思ってですね。

田中秀信庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長

委託の内容につきましては、市から提案する内容のときもございますし、逆に業者のほうからこういったテーマが各市では提案されているというようなことで、お互いで提案しながらそれをまとめていく作業を主にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

そこには、プロポーザルでされた業者の専門性っていうのは何か要るんですかね。僕、よくわからないんですけど。

ざっくり言うと、人件費とか何かいろいろその1,800万円の中にあるやないですか。向こうが請求書というか、それはどういう内訳でどこに一番お金がかかるんですか。

古澤哲也庁舎建設課長

すいません、そのときの積み上げた資料をちょっと持ってきておりませんけれども、やはり基本計画の策定になりますんで人件費のほう为主になると思います。

以上でございます。

西依義規委員

だから、その人件費が、例えば設計の資格を持った方の人件費とかただのアルバイトの人件費とか——わからんですよ。何でもかんでも委託して、投げてっていうのが僕えらい見えるんで、せめて、例えば基本理念と基本方針は庁舎で考えましたと。

それをもとに、委託されてるわけやけん。向こうがつくってるわけやないんで、その辺の、要は主導権というか、それがよく僕は見えないかなと思った——決算のときしかこういうこと言えませんが、じゃ明細を見せてください、後で。

下田寛委員長

ちょっと休憩とりますか。

いいですかね。(発言する者あり)

その資料ってすぐ準備できますか。大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと今から10分ほど休憩をとらせてもらいたいです。

40分からでいいですかね。

いいですか。

じゃあ、40分再開させていただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後 2 時 27 分休憩



午後 2 時 40 分開議

下田寛委員長

それでは、再開します。

田中秀信庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長

すいません、基本計画策定の支援業務につきましては、具体的には、業務内容として市民アンケート調査や計画の策定支援となっております。

具体的には市民アンケートの調査の分析を、先ほどお答えしていましたように調査、分析、それから必要機能、具体的な基本方針に基づく5つの必要機能等を備えております。

それについて、具体的には、鳥栖市のほうからこういった必要機能を考えたいということを示させていただいて、業者のほうからそれに見合った他市の事例等を参考に提案させていただいております。

そういったところで、基本的には市のほうが、ある程度意向を、必要機能の部分を中心にお伝えして、業者のほうからそれに対する他市事例とか専門的、技術的な助言をいただいて、市のほうで最終的には決定するような仕組みを行ってきておりました。

以上でございます。

西依義規委員

わかりました。ありがとうございます。

それはそれで、鳥栖市のやり方として定着されているんでしょうけど、先ほどから、例えば職員研修とかそういった話があったんですけど、僕は実際、やっぱり職員を育てていく面でも、いろんなものをゼロからつくり上げていくっていう作業もやっぱり職員自身がしていくべきかなと、もちろん時間と手間がかかるっていう部分を差し引いても人材育成という部分では、いろんな計画を職員がみずからつくって、最後の見てくれをよくするだけコンサルさんをお願いするとか。

素人目で見ても、策定委託料1,800万円っていったって市民の方に言うでしょう、多分高いと思うんですよ。何したとって、ああ、五十何ページ資料をつくったとよって。それで1,800万円もらえるって。

だから、もちろん行政の常識と多分市民のあれが違うんですけど、例えば500万円やったらちょっと安かねとか——わからんですよ。その辺が、ぜひ、これ決算なんで、これが妥当かどうかっていう、僕、判断はなかなかできませんけど、ぜひ鳥栖市が、市の職員さんが中心となって、市庁舎なんで、ぜひ今後は進めていただきたいなと思います。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

中村直人委員

決算を見せていただきまして、久しぶりに決算カードも見たわけですが、特に平成29年度、平成27年度から言えば、歳入総額が240億円から平成28年度が250億円近く、平成29年度が270億円近く、266億円あるわけですから、10億円ずつ伸びていっているわけですね。

その割に、この財政力指数も0.94ですから1に近い。それから、実質収支比率も3から5が望ましいが5ぐらい。公債費比率も15%が8%、起債制限比率も3カ年で14%というのがありますけれども、これも10.4%。実質公債比率も18%が6.3%です。

これだけ見れば、非常にすばらしい決算なんですよ。安倍政権に見せたいぐらいのすばらしい決算でありますけど、ですからそういった面からして非常にかたい決算になっておるものですから、市民から見れば、もう少し目に見える形で何かが欲しいというのがあるのかもしれないけれども。

これから先のことを考えると、積立金が現在高で79億2,150万円近くですね。それから、地方債の現在高が182億4,850万円近くありますけれども、積立金も、これから庁舎建設や駅周辺の整備やら含めていくと、何でもこれが使えなくてもいいわけですし、決算書に出ている中からすれば公共施設の整備基金でも32億円ぐらいでしかありませんし、あとは目的のある基金とかが含まれているわけですから、財政調整基金でも25億円ぐらいですから。

これから、大変な時期に入ってくるわけですので、そういった面で、今、平成29年度は非常にすばらしい決算になっているわけですが、これからそういう大型事業がずっと含まれてきますので、この財政計画がやっぱりきちんと示されていかないといけないんじゃないかというふうに思いますので、もっと時間があれば決算カードを検証したかったんですけど、それ、ちょっともう無理ですけども。

そういった中で、これから先のやっぱりこの財政計画をきちんと立てていかないと地方債がまたずっとふえてくるだろうし、今のところ180億円ですから260億円からして80億円ぐらいですね。

前は、大体歳入と変わらんぐらいの地方債の残高があったわけですが、今はもう80億円ぐらい少ないわけですが。

もう、そういった面からしても健全であろうと思いますけども、これから先、またいろんな大型事業が繰り返されていくわけですので、そこら辺の見通しをきちんと立てて、これから先の財政運用をやはりやってほしいなと、こういうふうに思っておりますので、そういった面も含めて、今後の対策として平成29年度の決算を見て平成30年はもうすぐ終わるわけですが、平成31年度等に向かってどのような決意でいかれるのかお聞きをしておきたいと思います。

姉川勝之財政課長

中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

平成29年度の決算全体を通しての、来年度以降の考え方ということでの御質問だと思います。

現在、委員御指摘のとおり積立金につきましては、平成29年度決算で79億円。地方債現在高が約182億5,000万円程度という形になっております。

これにつきましては、積立金については、スタジアムの償還が終了したこと等を受けた公債費の減等々合わせて今後の大型の事業等に備えるために積み立てを行っていったところでございます。

なお、地方債につきましても、当然、施設の改修等々につきましては必要なものについて計画的に行っておりまして、その分についての地方債発行はしていったおわけなんです、極力補助が乗るような事業を進めていただくと、結果もございまして――結果として、地方債の発行残高もそこまでまだ大きくないような状況で推移をしている。

結果、地方債残高も今のところ年々減少をしているというふうな状況でございます。

それで、今後、庁舎を初め大型事業等が進んでいくような形になります。まだ、事業費が出てないような事業等もございまして、まだはっきりとこういう形っていうのはお示しがで

企画政策部

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

参考資料として、平成30年9月定例会ファイル内の15主要施策成果説明書の準備もお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、企画政策部関係について御説明いたします。

説明は、平成29年度、鳥栖市歳入歳出決算書及び主要施策の成果の説明書などにより御説明いたします。

まず、決算書の51、52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料中、2行目の情報センター使用料831万8,000円につきましては、市庁舎南側、情報センターの民間事業者への情報システム共同アウトソーシングセンター貸し付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

上から10行目です。項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料の2万3,400円は、用途地域証明の手数料の収入でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

同じく、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備補助金804万7,000円につきましては、住民票、マイナンバーカードへの旧姓表記に伴うシステム改修等に対する補助金でございます。

57、58ページをお願いいたします。

個人番号カード交付費補助金530万8,000円につきましては、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付関連の地方公共団体情報システム機構の負担金に対する補助金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、地方創生推進交付金の149万7,000円は、地方創生の新展開を図るため地方創生推進交付金として受け入れたものであり、とす！トリップマルシェの開催及びさがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携したセミナー等に活用したものでございます。

次に、61ページ、62ページをお願いいたします。

中ほどとなりますが、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、このうち土地利用規制等対策費交付金の24万2,000円は、国土利用計画法に基づく土地取引届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対する交付金、その下の、権限移譲交付金の317万7,560円は、パスポート申請手続など県から権限移譲を受けた19事業の事務処理に対する交付金でございます。

それから、2つ飛びまして、一番下になりますけれども、さが未来スイッチ交付金、この958万円は人口減少やこれに伴う地域の活力低下が顕著な地域を支援する県の事業でございまして、土地利用構想調査業務、それからお試し住宅に係る住宅改修、それから備品購入、あと、滞在型農園施設の大規模改修に伴う設計、市民の森一帯で行ったソフト事業に充当したものでございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

67、68ページをお願いいたします。

項3委託金、節1総務管理費委託金中、県広報紙配布負担金161万9,179円につきましては、県の広報紙であります県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、国土利用計画法関連調査委託金の16万5,000円は、無届け取引調査事務に対する委託金でございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

節4統計調査費委託金323万2,000円につきましては、学校基本調査を初め、就業構造基本調査などの国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、69ページ、70ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入、下から12行目ぐらいですけれども、173万8,791円のうち94万8,389円につきましてが、鳥栖ビル用地を買収した後の駐車場を近隣のホテルに貸し付けた貸付収入でございます。

続きまして、下から3つ目でございますけれども、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金10万8,000円につきましては、都市開発基金の利子でございます。

続きまして、次の71ページ、72ページをお願いいたします。

上から4つ目でございます。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入4,907万2,598円のうち4,475万円につきましてが、鳥栖ビルを買収した後の鳥栖倉庫さんに代替地を売り払いいたしました売買代金でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

上から4行目でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5都市開発基金繰入金、節1都市開発繰入金につきましては、都市開発基金から一般会計へ繰入金を入れたものでございます。鳥栖ビルの解体補償費に充当したものでございます。

以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

77、78ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、備考欄の下から8項目めのホームページ広告収入。これは、市のホームページのバナー広告料、市報広告収入は市報の広告掲載料、情報案内板広告収入は庁舎市民ホール等に設置しております情報案内板の広告料でございます。

その次の、光熱水費雑入のうち、567万7,405円につきましては、アウトソーシングセンターの光熱水費として収入したものでございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

上から5項目めとなります平成28年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金の35万299円は、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町で構成いたします鳥栖地区広域市町村圏組合の運営に係る負担金の返還金でございます。

以上でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

一番下にございます都市計画図及び白図の販売代金として7万8,500円を上げております。
以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、83ページ、84ページをお願いいたします。

下段となります、一番下となりますけれども、款22市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債、一番下になりますけれども、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業の4,300万円は、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金分でございます。

次に、めくっていただきまして、85ページ、86ページをお願いいたします。

同じ費目で上から2つ目となりますけれども、お試し移住施設整備事業の1,030万円につきましては、お試し移住施設整備事業費として地方公共団体金融機構の地域活性化事業債を活用するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

歳出について、御説明を申し上げます。

97、98ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明書では、13ページに市報の発行やホームページの閲覧状況を記載しております。

節7賃金につきましては、記者室の嘱託員の賃金でございます。

節11需用費につきましては、市報とすの印刷製本費614万6,299円が主なものとなっております。

節13委託料につきましては、ケーブルテレビはっぴとすビジョンでのテレビ広報とすの放送委託料181万4,400円が主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバーの賃貸借料164万5,920円が主なものとなっております。

次に、目4の情報管理費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明書では、14ページに情報システムの改修等について記載をしております。

節11需用費につきましては、情報センターの光熱水費593万2,626円が主なものとなっております。

節12役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク及びインターネット接続に要した通信運搬費295万7,123円が主なものとなっております。

節13委託料につきましては、住民票、マイナンバーカード等への旧姓表記に伴うシステムの仕様の見直し等に伴う情報システム改修業務委託料1,258万3,728円、個人番号連携サーバーシステムの運用保守業務等の情報システム管理運営委託料458万2,915円及び次のページのコンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

なお、翌年度繰越明許費571万9,000円につきましては、住民票、ナンバーカード等への旧姓表記に伴うシステムの仕様の見直しに伴う情報システム改修業務委託料を繰り越しさせていただいたところでございます。

99、100ページをお願いします。

節14使用料及び賃借料につきましては、財務会計システム、文書管理システムなどの内部情報システム及び基幹系の業務システム、さらにはパソコン、プリンターなどの事務機借上料等2億1,205万5,399円が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、地方公共団体情報システム機構負担金1,029万6,200円、このうち、通知カード・個人番号カード関連事務等の委託にかかる負担額は558万200円で、そのうち542万4,000円が平成28年度からの繰越額からの執行でございます。

なお、翌年度繰越明許費702万4,000円につきまして、地方公共団体情報システム機構への負担金を再度繰り越しさせていただいているところでございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、目9企画費について、その主なものについて御説明いたします。

資料は103ページ、104ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費、このうち、節8報償費の36万5,100円のうち10万9,800円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員7名分の謝金等でございます。残りは庁舎整備事業に関するものでございます。

次に、節9旅費66万5,260円のうち65万9,740円が、部長関連旅費及び職員の調査・研究等のために要する旅費等ございまして、残りは庁舎整備事業に関するものでございます。

節11需用費69万6,390円のうち68万8,528円が、消耗品、事務用品費、移住推進ポスター印刷費等ございまして、残りは庁舎整備事業に関するものでございます。

次に、資料が105ページ、106ページになります。

節12役務費につきましては、これは全額庁舎整備事業に関するものでございます。

節13委託料2,632万54円のうち、3つ目の項目の施設管理委託料及び4つ目の項目の不動産鑑定委託料につきましては、お試し移住事業に関するものでございまして、一番下の土地利用構想調査委託料が、これは主要施策の説明書の17ページにお示しをしておりますけれども、県の未来スイッチ交付金を活用いたしまして移住・定住者の受け皿、また新産業集積エリア

に続く企業誘致の受け皿としての土地利用を考えるための土地利用構想調査に要したものでございます。

なお、それ以外の手話通訳委託料、要約筆記委託料及び庁舎整備基本設計委託料につきましては、庁舎整備事業に関するものでございます。

次に、節の15工事請負費499万6,172円、これは主要施策の成果の説明書16ページの、2の事業内容にお示しをしておりますように、お試し移住施設に係る改修工事費等でございます。

次に、節の17公有財産購入費1,019万9,462円につきましては、これも主要施策の説明書16ページにお示しをしておりますお試し移住用地、それから移住施設の購入費でございます。

次に、節18備品購入費の39万471円につきましては、お試し移住施設に係る備品購入費でございます。

次に、節の19負担金、補助及び交付金の4,745万8,700円のうち、一番上段の鳥栖地区広域市町村圏組合運営負担金は、同組合の介護保険事業以外の管理運営に係る経費に支出している分でございます、そのほかに九州経済調査協会賛助会費、福岡地域戦略推進協議会賛助会費等としてそれぞれ支出をしております。

それから、ここに書いております出席負担金でございますけれども、これは九州都市企画主幹課会議に出席の折、負担金として支出したものでございます。

それから、下から2項目めのがん先進医療治療費助成金につきましては、主要施策の18ページにお示しをしておりますけれども、公的医療保険の適用がない、がん先進医療の普及を図るための鳥栖市民に対しての助成分でございます、11名分の助成申請があったところでございます。

一番下の九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金4,300万円につきましては、主要施策の19ページ、ここでお示しておりますように公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団への施設整備に対して補助したものでございます。

企画につきましては、以上でございます。

野下隆寛情報政策課長

119、120ページをお願いいたします。

項5統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、広報統計係2名分の人件費でございます。

節9旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などでございます。

目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明書では、28ページに各種統計調査について記載をいたしております。

節1報酬につきましては、就業構造基本調査、工業統計調査及び住宅・土地統計調査に要した調査員報酬でございます。

節3職員手当等から節12の役務費までにつきましては、就業基本調査などの国の基幹統計調査に要した経費でございます。

節13委託料につきましては、就業構造基本調査実地調査業務に要した委託金でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、就業構造基本調査の実地調査に係る調査区、要図の使用料でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、187ページ、188ページをお願いいたします。

一番下になります款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費2億1,601万9,287円のうち1億3,843万7,058円がまちづくり推進課の該当分でございます。

節1報酬14万2,500円につきましては、都市計画審議会、2回分の委員報酬でございます。その下でございます。

節2給料4,813万3,892円のうち3,419万7,692円がまちづくり推進課9名分に該当いたします。

続きまして、189ページ、190ページをお願いいたします。

節3職員手当等につきましては、2,579万7,345円のうち1,953万5,183円、続きまして、節4共済費1,760万6,385円のうち1,290万3,580円がまちづくり推進課分に該当いたします。

続きまして、節9旅費28万5,080円のうち22万2,560円がまちづくり推進課該当分でございます。職員等の一般旅費につきましては5万2,540円、費用弁償につきましては、都市計画審議会の費用弁償等17万20円となります。

続きまして、節11需用費77万9,964円のうち30万111円がまちづくり推進課分でございます。

消耗品2万4,996円、コピー代等の印刷製本費が26万5,395円、法律の解説書などの図書購読料が9,720円でございます。

続きまして、節13委託料1,530万6,605円のうち1,046万5,200円がまちづくり推進課に該当いたします。

上から2行目の、都市計画マスタープラン策定支援委託料につきましては、主要施策の概要の77ページにも載せております。3年間で策定しております中間の分の委託料でございます。

1項目飛ばしまして、50戸連たん区域指定基礎調査委託料につきまして162万円、この分につきましても主要施策の78ページに載せております。昨年度、江島地区で指定をいただく調

査業務を行ったものでございます。

続きまして、節14使用料及び賃借料28万9,875円のうち19万9,440円につきまして、都市計画審議会の視察の折のバスの借上料として支出したものでございます。

続きまして、191ページ、192ページをお願いいたします。

一番上でございます節19負担金、補助及び交付金の中の全国都市計画協会負担金として12万3,000円を支出しております。

続きまして、節23償還金、利子及び割引料6,034万7,792円につきましては、弥生が丘の区画整理の都市再生機構立替金の償還金を支出したものでございます。

続きまして、193ページ、194ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節8報償費につきましては、平成28年度が繰り越したものでございますけれども、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会、2回開催したときの報償費でございます。

続きまして、節9旅費15万160円につきましては、先ほど申し上げましたまちづくり検討委員会の旅費等として3万2,920円につきましては繰越分、残りが職員などの一般旅費として支出したものでございます。

続きまして、節11需用費42万199円のうち6万円につきまして、駅周辺整備に伴います売買契約書の収入印紙代として支出をいたしたものでございます。

続きまして、節13委託料につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定委託料として平成28年度から繰り越した分3,099万6,000円がございます。

1つ飛ばしまして、鳥栖駅周辺施設基本設計委託料180万円、これにつきましては、前払い金として支出したものでございます。

続きまして、鳥栖駅周辺物件調査等委託料につきましては、鳥栖ビル買収の際の物件調査委託料として支出したものでございます。

一番下になります鳥栖駅周辺地形測量委託料につきましては、駅周辺整備に係る周辺土地の測量等を行った委託料でございます。

続きまして、節14使用料及び賃借料1,640円につきましては、まちづくり検討委員会開催のためにスタジアムの会議室を借り上げたものでございます。

続きまして、節17公有財産購入費9,189万1,146円につきましては、歳入で申しあげました鳥栖倉庫さんへの代替地のために土地開発公社から買い上げたときの支出でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金240万円につきましては、鳥栖駅周辺整備に係る県営事業に対する市の負担金として支払ったものでございます。

続きまして、節22補償、補填及び賠償金2億4,868万円につきましては、鳥栖駅周辺整備に

伴いまして鳥栖ビルを買収したときの補償費でございます。そのうちの一部の前払い金相当分でございます。

続きまして、節25積立金 3 億10万8,000円につきましては、都市開発基金に、歳入で申し上げました利息10万8,000円と合わせて積み立てたものでございます。

以上で、平成29年度、鳥栖市一般会計決算、企画政策部分の御説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

大きく 2 点聞きます。

1 つは、ハイマット関連とマイナンバー関係、まずハイマット関連で、主要施策の14ページですね。14ページに4,300万円。（「14ページ」と呼ぶ者あり）

主要施策は（「18、18ページ」と呼ぶ者あり）

19ページ。19ページだ。

私、今までハイマットに対してかなり否定的な質問とかしてきたけれども、言うまでもなく、ハイマットそのものを否定しているわけでも何でもないし、将来的にがんにかかったらね、お世話になることもあり得ると思うけれども、あまりにも鳥栖市の負担が多いということ。

それとね、前も問題になったけど、例の「鳥栖ならでは」の25億円がね、誘致の条件となったと。それ自体が3年間、議会に隠されたと。

最近も同じようなことあったですね、新産業集積エリア。あれだって1年間か。

そういったことで、非常に市長さんの姿勢が問題だと、そういった意味も含めてちょっと聞くんですが、この4,300万円ですが、これ、確か去年も聞いたと思うけれども、結果的に資金収集したのは600万円ぐらいで、あと全体、これ、そもそも4億5,000万円で、残りはみんな鳥栖市が負担したということですよ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

平成29年度、4,300万円で決算報告をしておりますけれども、これにつきましては、平成25年5月臨時議会の際に4億5,000万円の施設運営補助金の議決をいただく際に、4,000万円の資金収集の見込みをお伝えし、その後も資金収集活動に取り組んだ結果、4,700万円の資金収集ができたということで、今年度700万円を減額して、5,000万円から700万円減額の4,300万円を今回決算という形でお願いしているということでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

結局、資金収支のめどが立った地点で今年度の予算措置を行わないことを、対応をしていくということであったけど、結果的に700万円しか集まってないということですよね。

それでね、ここのところに市債として4,300万円、だから全体4億5,000万円全て借り入れてしたもの、要は起債を起こして4億5,000万円から700万円を引いた残りって全部起債をした分で手当てしたわけよね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

100%起債で対応したものでございます。

尼寺省悟委員

それで、ちょっと私、疑問に思うけれども、一私企業に対して補助金を出すと。それもね、借り入れを起こしてやると。

じゃあ、借り入れしたら、当然金利を払わなきゃいかんということになるんよね。ちょっと性格が違うかもしれないけど、企業奨励費っていうのがあるんよね。それ全部、一般財源からやってるわけよね。別に、起債を起こしてやっているわけやないんよね。

これだけ借り入れをして起こしたということは、何か意味があるのかな。ないんかな。

ただ単に金額が多いからただけのこと。

石丸健一企画政策部長

起債ができる事業というのがありまして、建設関係、ソフト面等には起債が基本的にはできないようになっております。

それで、今回のこの重粒子線がんセンターの分は、施設整備の補助金ということで、ハード的な取り扱いというようなことで起債ができたものというふうに思っております。

尼寺省悟委員

わかりました。それはいいです。

次の質問はね、直接これとは関係ないんですが、これ自体がね、ハイマットを誘致したから4億5,000万円の補助金が発生したという意味で、ちょっとあれかもしれないけど、聞くんですけどね。

さっきも言ったように、これ資料としていただいたんですが、サガハイマットの治療患者数が2,898名のうち鳥栖市民による患者数は43名だということで、これは間違いないですよね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

直近のデータで、8月末現在で治療患者数が2,898名となります。

そのうち、本市の治療者数でございますけれども、先ほど決算の中でも御説明しましたように治療助成金を出しておりますので、その分で鳥栖市でこれまでに、利用された方が43名

いらっしゃることから43名の方が恐らく治療されたであろうということで把握しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

だからこれ、前も言ってるように、全体で二千八百何名のうちで43名、余りにも鳥栖市の市民が利用してないと。

それと比べてみると負担が多過ぎるというふうなことで、ちょっとどうかなっっちゃうことはずっと今まで言ってきたんやけどね。

これ、過去の市長の答弁ばってんね、何で鳥栖市に誘致したんかというところで、交流人口の増加とか新幹線利用客の増加とか、土地区画整理の早期発展とかいろいろ書いてあるけどね、この中で1点だけちょっと質問したいんやけど、これは中村圭一さんの質問に対して、交流人口ということで、年間で約2万人の方々がみえられると、こういう言い方をされとるんよね。2万人の方が。

今、1年間で交流人口ってどんくらいぐらい見えてるかわかるね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

すいません、実数を持ち合わせておりません。

尼寺省悟委員

いいです。

あと1点だけ。

用地の無償貸与ということで、平成22年から52年の30年間で、これに7億5,000万円か。これ10年ごとに見直しすると、あと課税免除が平成25年から44年まで20年間で14億6,000万円。これは、見直しがないということなんですがね。

これ、どうして用地の無償貸与だけ見直しがあって課税免除について見直しがないのは、何か理由があるのかな。

あと、ちょっとついでに。

もう、これだけしか聞かんけれども、10年ごとの見直しというのは、どういった条件が確保されたら見直しをすると、その辺までわかりますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず初めに、用地の無償貸与でございますけれども、これは30年間の用地の無償貸与ということで行っている分でございます。

これについては、平成22年の12月に契約を結びまして、その後、10年ごとに財団等の経営状況を確認しながら、10年経過の6カ月前までに申し出をするということで、当初取り決めをしたものでございます。

ですから、時期的にはまだ1回目の見直しの時期が来ておりませんが、10年ごとに経営状況等を確認しながら見直しをするといったのが30年の無償貸与でございます。

それで、課税免除につきましては、これは20年間の固定資産税と都市計画税を免除するということで、支援額といたしましては、先ほど尼寺委員おっしゃったように約14億6,000万円になるものでございます。これにつきましては、特段の見直しの根拠というのを……、あれですが。

課税免除の課税額等については、評価替え等の時点で修正等を行うというようなところはしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最初の用地の無償貸与は10年ごとと、平成22年から始まるとるから平成32年よね。あと2年後なんよね。

どうですか、その見直しというのは。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今後の施設の運営状況等、そういったものを勘案しながら必要に応じて見直しをしていくということで当初しておりましたので、そういったものの推移を見きわめながら見直しをしていくことになるものと思っております。

尼寺省悟委員

この件、もう一点だけ。

今のハイマツをめぐむ状況というのは、当初の予想以上に好調なわけでしょう、患者さんの数も。

それから、もう一つは、九電が新聞報道では、今まで出してなかった寄附を再開するというふうなことで、今後かなり想定よりも状況は好転するというふうなところを見るとね、やはり私は10年後の見直しというのはできないことはない、そういうふうに思います。

これはいいです。

次は、マイナンバー関連のことについて聞きます。

それで、主要施策の14ページにマイナンバー関連のものが載っております。

それで、実はこれ去年も聞いたことですが、平成27年度の決算では、この制度の導入全体で1億460万円、このうち鳥栖市の負担は2,160万円でしたというふうなことが答弁では聞いとるんですが。

平成29年度の地点に立ったときに、全体の予算が幾らで、そのうちの鳥栖市の負担額は幾らなのかと、このマイナンバー制度を導入することによって、いろんな形で、今回も、平成

29年度も平成30年度もいろんな形で予算の計上、負担をしておると思うけれども、その辺はわかりますか。

わからなければ、後でもいいんですが。

野下隆寛情報政策課長

平成29年度のマイナンバーカードの交付に関する国の予算額としては126億（「いやいや、違う。鳥栖市よ」と呼ぶ者あり）

鳥栖市については、そのうち718万1,000円が市の分というぐあいになってまいります。これ、国の人口割る鳥栖市の人口という割合で案分された金額になってまいります。

尼寺省悟委員

そうですか。

ちょっとあんまりわからんやったけん、これはいいです。あとで、またしますから。

それでね、マイナンバー制度についてですが、最近私、インターネットで見るとね、こういったことをよう書いてあるんよ。

マイナンバー制度、事実上の失敗だと。住基制度と同じ末路をたどるというふうなのがよく載ってるんよ。政府の高官も、実は住基制度と同じ経過をたどるんじゃないのかと。

その理由は何かといったら、普及率が余りにも少ないと、10%未満ということと住民にとって、国民にとって導入してから2年たってるけど、何の役にもたってない。暮らしが全然便利にならないというふうなことで、これ自体失敗しとるというようなことを——私が言ってるんじゃないよ。いろんな人が書いとるわけたいね。

そういう点で聞くけれども、マイナンバーカードっちゅうのは現時点でどれぐらいの導入率、鳥栖市にとってみたら。（「交付状況」と呼ぶ者あり）

そうです、マイナンバーカード。

野下隆寛情報政策課長

マイナンバーカードの鳥栖市の交付状況ですけれども、7月1日現在なんですけど、7,042枚、鳥栖市の人口に対する割合としましては9.6%という状況でございます。

ちなみに、国におきましての交付率は11.5%という状況でございます。

尼寺省悟委員

今、言われたとおり10%前後と、2年たってもね、その程度と。

さっき言ったように、この程度しかないという事態は、市民にとってみて何の役にもたつとらんということだろうと思うんですが、そこで質問なんやけどね。

これは、去年の11月の地点での産経ニュースで書いとるんやけど、マイナンバー制度を利用して情報提携、本格運用が始まって児童手当の受給申請や公営住宅の入居申し込みなど、

住民票の写しや課税証明書の提出が不要になるというふうなことを書いてあるったいね。

鳥栖市にとってみてさ、鳥栖市のホームページを見てみるとね、マイナンバーカードがあったということによって、どれだけ市民にとってみて提出する書類が削減できますとどこにも書いてないったい、何にも。

ただ、逆にね、マイナンバーカードを記入せろと、自分の数字を。そういう点で、ここには住民票とか何とかが削減できますよとか書いとるけれどもね、実際、削減されるんかね。

あのね、例えば市営住宅ね。市営住宅の申し込みから入居までと、住民票、所得証明書は、申し込み時に提出の必要はありませんと書いてある。申し込みするときにこれ要らんと、あと入居すると要るんよ、ね。

本来なら、マイナンバー制度に入ってるんやから、マイナンバーカードやったらこういったのを省略できるはずなんやろう。そんなこと何も書いてないったい。

だから、そういった意味で私はね、市民にとってみてマイナンバーカードっちゅうのは税金だけ、あんだけかけてね、何の役にもたつとらん。

だから、二の舞になるんじゃないかろうかというふうに書いとるんやけど、その辺はどうなんですかね。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

委員おっしゃるように、鳥栖市内にいらっしゃる方にとっては、通常、手当の申請だとか住宅とかについてですけれども、申請をしていただく際に、基本的に所得情報等を、市内にいらっしゃる方については、情報を当然鳥栖市で持っておりますので、それを閲覧する等の同意書を取っております。ですから、実際的には、ずっと市内にいらっしゃる方については、もともと所得証明とか、当然住民票はそうなんですけれども、提出する必要はありませんでした。

実際、マイナンバーを連携して、所得等を証明を出してあった方は、転入されて来られた方。1月1日現在に、通常課税されますので、転入されてきた方は、鳥栖市では所得状況を把握しておりませんので、その方たちには所得証明等の提出をしていただいていたいました。

その方については、マイナンバーの連携を使って情報を取得しますので、所得証明等の提出は必要なかったと。

ただし、おっしゃられるように、ずっと鳥栖市内にいらっしゃる方については、もともと同意書等で対応していた部分が多うございますので、実質的にはあまり負担が変わらないというのは実情ではございます。

尼寺省悟委員

ちょっと私が勘違いしとるところあるかもしれんけど、例えば国保の届け出っちゅうのがあるったいね。国保の届出。

それで、ここの中で、転入したときにはいろんな書類が必要だと書いてあるったいね。この中でさ、あなたはマイナンバーカードを持参されたらこういったこと要りませんよっっちゃうようなことで書いとるんならばね、市民だってわかるしさ。何も書いてないったいね。

だから、一体全体マイナンバーカードっっちゃうようなものがね、本当に市民にとって役に立つのか立たないのかわからないったいね。私は、何になるのかと思うったい。

その辺はどうなんですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

マイナンバーカードを提出される際は、まず申請書に、そういった情報連携をするためにマイナンバーカードを記載していただく必要があります。これは、様式等の条例改正とか法改正が行われております。

記載していただいた際は、必ずマイナンバーカードもしくは通知カード。それで、通知カードであれば、さらに免許証とかの本人確認を。

マイナンバーのその番号を確認するために、必ず確認をしなければなりません。そのために提出をしていただくと。

それで、マイナンバーカード自体を使ってその申請等に使うということはないんですけれども、現状は、その番号の確認のために見せていただいている、そのベースになっているのが申請書に書いていただく義務があるということで、そうなっております。

尼寺省悟委員

ちょっと、どうもあなたが言っていることがわからんけどね、もう一点聞きたいのは、マイナンバー制度で個人向けサイトでマイナポータルといった導入が本格化するというようなことも書いてるけど、鳥栖市において——私は、もしマイナンバーカードが本当に役に立つのはこのマイナポータルぐらいなもんかなあとも思うけれども、この導入というのは、鳥栖市ではどのぐらいから予定をしているんですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

マイナポータルについてですけれども、まず、基本的なサービスとしてマイナンバーカードを持っておられる方が、自宅のパソコンとかで——カードリーダーとかを購入する必要があるんですけれども——マイナポータルにアクセスすることで、例えば自分の所得情報であるとかそういった何らかのサービスを受けている情報を、自分の情報を閲覧できると。または、どこからどこかに情報を照会されたっていう履歴が確認できるっていうのが、まずマイナポータルの基本的なことになっております。

今現在、マイナポータルを使ったサービスで最初に行われているのが子育てワンストップ、例えば、保育所の申請であるとか児童手当の申請であるとかを電子申請ができると。現時点

では、ちょっと鳥栖市はまだ導入しておりません。

全国的には、恐らく約4割程度が導入されているようなんですけれども、実際の、これがどれくらい利用されているのかっていうのは、当然、カードそのものの普及率が低いという状況もございますので、そんなに多くはないと思うんですが、数字はちょっと出てきておりません。

それで、近隣で導入しているところもあるんですけれども、状況を伺ったところ、現状ではそこまで利用がされてないっていう現状のようです。

尼寺省悟委員

それで、鳥栖市の導入予定っちゅうんか、今、マイナンバーカードが普及してないからどうのこうの言われたんやけど、大体鳥栖市の導入予定とか、どのくらいの普及率になったらその辺をやれるというふうに判断されているんですか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

そうですね、導入時期、いろんな予想を、当時見送ったときも検討しているんですが、例えば、先ほど申し上げましたようにマイナンバーカード自体ですと改めてカードリーダーとかを購入していただかないと利用ができません。

国のほうでは、スマートフォン自体にマイナンバーカードに埋め込まれている電子証明を組み込んで、もうスマートフォンそのものからカードがなくても申請等が利用できるっていうのを、今検証をされております。

そういったものができると、利用のしやすさにもつながってくると思いますので、これは一つの要素ですけれども、これがなったからするとかいうことではないですけれども、そういったものをちょっと勘案しながら、導入については検討していきたいと考えてます。

尼寺省悟委員

マイナンバーカードの話があった2年ぐらい前のときにね、マイナポータルがこれによってできて物すごく便利になりますよということやったけどね、今の話聞くと、何か全然そういう感じでもないね、本当に。

一体、何のためのマイナンバーカードだったかっちゅうね。本当に、改めて高い税金をかけてね、本当に不要なものではないのかというふうに改めて思いました。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

今のマイナンバーカードに関連するんですが、鳥栖市としてこのメリットをどのように考

えているのかと。

あと、効果のところは、平成31年11月執行予定の住民票等の旧姓表記に対応する準備及び社会保障・税番号制度の情報連携に係るデータ標準レイアウトの変更が完了した、と書かれてるんですが、この金額幾らですかね。1,381万5,000円ですかね、にかかったものが、この効果としてあらわれているというところではよろしいのかどうかをまず確認します。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

まず、そこに挙げてます住民基本台帳システム改修、443万3,000円については、先ほど、1番、目的のところを書いてますように、現状で国のほうが平成31年、来年の11月施行予定ということで、住民票であったりマイナンバーカードに旧姓が併記できるという改正の一部でございます、この443万3,000円はですね。

平成30年度にも、先ほど御説明の中でも申し上げました繰越予算がございますので、それと合わせて来年の11月の施行に向けて改修をするものです。この443万3,000円については改修のまだ一部でございます。

次の、社会保障システム改修については、380万2,000円、これについては、一部国民健康保険であるとか厚労省関連の事務について項目が足りなかったりすることで、情報連携が1年間延期されたものがございました。それについて対応できるように改修をしたものです。

これについては、今年度の7月から情報連携ができるようになっております。

次の、委任に係る負担金ですけれども、これはマイナンバーカードの作成とか申請の受け付けとかの事務を地方公共団体情報システム機構に委任しておりますので、それに対する――これは実際、金額は人口割です。それで割り振られた金額を負担している金額になっております。

以上です。（「メリットは」と呼ぶ者あり）

メリットといたしましては、当然、情報連携ができなくなった分ができるようになる分については、先ほど説明しましたように、所得証明を出さなくてよくなったりとかする分はございます。旧姓併記については、これは希望される方が併記できるようになるということですから、当然、そういった方についてはメリットがあるものと考えております。

飛松妙子委員

わかりました。

鳥栖市として、これを進めていくお考えはどのようにありますでしょうか。

野下隆寛情報政策課長

鳥栖市のほう、このカードの利用は昨年からはコンビニ交付システムを始めました。これがナンバーカードに伴うものでございます。

交付の状況としては、やはりカードの発効自体がそんなに多くないという状況もございます。発行数自体はあんまり多くないんですけども、こういったナンバーカードを活用したICTシステム、そういったものが今後発展していったほしいとは思いますが、こういう、ほかにもよその自治体では、先進的な取り組みを今されております。

いろんな取り組みをされておりますけれども、金融関係等連携ですとかショッピングのときに使えないとか、そういう試みもよそのところではあっているようですので、そういったものが実用化されれば、鳥栖市のほうもしていきたいなとは思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ちょっとお話を聞く限り、鳥栖市として余りメリットがないような感じの御答弁だったのではないかなと思うのですが、やっぱり市の職員の皆様が何のメリットがあるかっていうのを市民の皆様に伝えないと、多分これは伸びないと思いますので、そこはしっかり考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほど重粒子センターの件で同じことになるんですが、やっぱりこれも市民の皆様のメリットがないのが一番、費用負担増につながってるっていうふうに感じられる内容だと思うんですね。

今、市民の皆様にメリットがあるとしたら、先ほどおっしゃられた43人の方が鳥栖市から補助を受けている。治療費の一部を助成いただいている。この方々しかメリットがないっていう形にしか、やっぱり見えないんですね。

ということは、市民の皆様にどうやったら皆さんにメリットを感じていただけるか、ここを考えていかない限りいろんなことで、やっぱり指摘はされると思いますので、今回、ちょっと一般質問しようと思ったのが途切れてしまいましたが、次回に回しますので、ぜひ、ここをしっかりと考えていただいて、どうやったら市民の皆様にメリットが出るのか。

今のままだと、今年度から医療費改定になって、保険適用の改定になって重粒子線がんのほうも多分この治療費補助、助成にはもう当たらないわけですね。ということは、そういう方たちも外れていってしまいますので、さらにメリットが出る、市民の皆さんに出るのが、保険適用は国がしてくださったんですけど、鳥栖市としては、じゃメリットはどういうふうに出すのかっていうところで。

市民の方、がんにかかった方だけではなく、それ以外の方たちにもメリットが出るようなことを考えるのがすごく大事なかなと思いますので、そこをまずしっかりと考えていただきたいと思います。部長いかがでしょうか。

石丸健一企画政策部長

ハイマツ自身もそうですけれども、特に新鳥栖駅周辺については、何らかの形で鳥栖市の発展のかぎを握る地域だというふうに思っております。

ですから、もちろんハイマツ自身の周知等を図ったり、何ができるかというのが今お答えがなかなかできない状況ではございますけれども、そういうハイマツ自身の周知、それから新鳥栖駅周辺の活性化も含めて考えていきたいというふうに思います。

西依義規委員

収入の68ページ、県広報紙配布委託金を県から受けますよね、県民だよりを配布してくださいという委託金を。これは、支出のどこに反映するのかというのが1つと、ちょっと一般質問でもいろいろ聞いたんで内情は少しずつわかってきたんですけど、印刷製本費はわかるんですけど、要は配布。

多分区長さんとか自治会さんが配布されているんですけど、その配布費っていうのはこの広報費ではないみたいですけど、どこかに載っているんですか、その市報の配布の経費。

野下隆寛情報政策課長

まず、68ページの県広報費の委託金の収入に対する経費ですけれども、これはございません。収入だけでございます。

これは、市報の配布、登壇でお尋ねされたこととも絡んでくるんですけども、市報の配布につきましては、区長さんをお願いをしているという形になっております。

区長さん、嘱託員へ委託ではございませんで、区長さんたちがそれぞれ自分のところの町の中に配り物をする際に、一緒に配っていただけないかという形をお願いをしているという形でございます。

県広報費についても支出に関する部分についても同じものでございます。県の県民だより自体が市報に挟まっておりますので、全く同じになってまいります。

以上でございます。

西依義規委員

いや、今、県民だよりは多分違う日に配達されているんですよ。だから、それならわかるんですよ。市報と同じだから、だから発生しませんよ。

けど、全く関係ないのを委託金を受けて、支出がない、ならこれ県に返さんでいいんですか。その支出がないんであれば県に返す必要があるでしょう。支出がないなら。

石丸健一企画政策部長

この委託金については、行政管理経費に充当しております。

それで、行政管理経費というのがちょっと大きな枠でされておりますけれども、具体的にはその中身としては、区長さんの報酬に充当されているものというふうに思われます。

西依義規委員

というお答えでいいですかね。

それでは、じゃ市報のほうの配送も支出には出てませんが、という質問もしたんですけどそちらの分も報酬費、嘱託員報酬費に入っているのか。

例えば、自治会補助金とかいろいろあるやないですか、そういったのに——お願いってしてもただじゃあ、向こうのいかんけんですよ、何らかの形で委託をするべきだと思うんですよ。そもそも、市報は市の印刷物なんで、自治会が配る。お願いで、ただでっていうのが、そこはちょっとどうも理解できん。

何かの、あるんですかね、嘱託員費でいいんですか。嘱託員費でいいですか、それも。

石丸健一企画政策部長

嘱託員報酬は、世帯数等を勘案されて決められておりますので、そういうことも勘案して報酬が支払われているものだろうというふうに認識をしております。

西依義規委員

もちろん、うちの議会だよりも配っていただいているんで、あんまそこ突っ込みはしませんが、やっぱそこは、せっかくやっぱどんなものでも印刷して、配達するお金がかかるなら、市民の方でも誰でもわかるんで、それはこういう経費ですよって、けど嘱託員さんっていうとまたいろんな、区によって配り方が違うんで、いろいろちょっとやり方が違うところがあるんでしょうけど、鳥栖市さんはそのやり方でされてるっていう認識でいいですかね。

いいですかね、部長。

石丸健一企画政策部長

直接御自宅のほうに郵送している分以外についての郵送費等については、支出がございませんのでそのように考えるのが普通ではないかというふうに思います。

西依義規委員

また、ちょっと一般質問の続きになるんですけど、この主要事項の13ページを見ると、平成29年度で32万5,000部刷ってあるんで、それを12カ月で割ると大体2万5,000部、ひと月。

鳥栖市の世帯数が三万ちょっとなんで、5,000部ぐらい、5,000世帯ぐらいはもらわれていないんですが、いろいろ聞き取りしたら、要望があれば届けますよっていうことなんですけど、僕は鳥栖市の市報なんで全世帯に配るべきじゃないかなと思うんですけど、その議論って今まではなかったんですかね。

野下隆寛情報政策課長

住基上の数と配付している数との差ですね。これは、幾つか要因はございますけれども、一つは区に入っているか入っていないかというところ。

そのほか、その中にも入るんでしょうけれども、例えば老人福祉施設ですとか病院、そちらに住民票を持って行って入所されている方については、個別には配付をいたしませんのでそういった数字が変わってまいります。

あと、外国人の方も同じアパートに何人も一緒に住んでいるとかいう状況もございます。

そういったものがその差に該当するのかどうかは、ちょっとまだ分析はできてないんですけれども、そういう差は結構あるというふうには認識しております。

西依義規委員

じゃあ、私が言うような感覚より、まだまだわずかなもので、下手したらもう千か何百ぐらいの程度だろうっていう認識ということでもいいですか。

野下隆寛情報政策課長

区に入っている方については、全て知っているものと考えております。

西依義規委員

数字を把握されてないということなんで、いつの機会でもいいんで、ぜひ一回か何か、本当に、市が、やっぱり伝える責任はあると思うんですね。いろんな、自治会入ったらだろうが、一応鳥栖市に住んでる方々には。ぜひしていただきたいと思います。

それともう一つ、別、違う質問で、鳥栖駅周辺整備で、鳥栖ビルを購入して、今、市民の方々からあそこ大体どがんすつとねっとか、広場やったらもったいなかねってよくお話を聞くんですけど、実際、決算としてあそこを買われた総額っていうのは、何坪でどれぐらいの、要は坪計算幾らぐらいで最終的にはなったんですか。

下田寛委員長

答弁できますか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、遅くなりました。

買収の面積につきましては、全部で1,914.36平米、土地代金といたしましては1億7,136万9,179円、それで、鳥栖ビルが実際あったところと間の県道を挟んで駐車場もあったんですよ。

それで、ビルが建っていたところの単価が平米当たり9万3,000円、駐車場側のほうが7万9,100円ということでございます。総額といたしましては3億……。

西依義規委員

よかったら、例えば決算書の何ページの何と何と何を足したらとかいう、数字がもしあればそれを教えてもらえれば。

代替地購入とか委託、調査、測量とか、これも全部その経費なのかそれとも別なのかって。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

買収代金につきましては、先ほど申し上げた 1 億 7,136 万 9,179 円と解体相当分と合わせまして 3 億 5,526 万 7,054 円です。

それで、ビルの、建物の補償分につきましては、土地代は全て更地にした後ということが市への所有権移転の条件でございますので、まだ工事中でございますので、年度またがっています。それで、前払い金といたしまして平成 29 年度に、先ほど御説明しました 2 億 4,868 万円をお支払いしております。

先ほど、西依委員から御質問あったほかの調査委託料とか、そういったものは入ってないです。

西依義規委員

この調査とかは鳥栖ビル限定で調査されたんですか、そのほかの物件まで調査したんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今回、決算で御報告している分につきましては、鳥栖ビルさんだけです。

西依義規委員

じゃあ、その必要経費含めてになると 3 億 5,000 円プラス、例えば 194 ページのどの額を足していくと必要周辺経費まで全部入ったことになるんですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

ページで言いますと 193、194 ページの節 13 委託料の中の、鳥栖駅周辺物件調査等委託料 962 万 2,800 円、この調査費が鳥栖ビルを買収する際に生じた費用です。

それと、その前にも実は、需用費で 6 万円。すいません、これも 193 ページ、節 11 の需用費の中で、消耗品で 6 万円というのがあります。これが、細かいことですけど契約書に張った印紙代です。

これに、先ほど言いました契約金額 3 億 5,526 万 7,054 円を足しましたものが、鳥栖ビルを買収する際に市に費用が発生した分ということになります。

下田寛委員長

よろしいですか。

ちょっと、私からいいですか。

先ほど、西依委員からあった県民だよりを配布した委託金について、これは嘱託員の委託金へと充当されるものと考えられますというお話だったんですけど、そこは整理をしておくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

石丸健一企画政策部長

予算書では、目単位で充当の部分が、たしか出ておったかと思います。ですが、基本的にはどこというのは、積み上げるような形になっております。

ただ、先ほど申し上げたのは、そういう行政管理経費に充当というのが公表されている中身でしたのでそのように申し上げましたけれども、詳細については、すいません、確認ができてなかったので「だろう」という言葉を使いましたけれども、そこは再度、確認をきちんとさせていただきたいと思います。

下田寛委員長

お願いします。

ほか、何か。

松隈清之委員

せっかくですから、先ほどの県民だよりもですけど市報もね、区に入っている方、自治会ね、区に入っている方にはいっていると。でも、最近やっぱり自治会に入らない人っていうのも出てきていると思うんですよ。思うんですよ。

今後、またもっと出てくる可能性があると思うんですよ。必ずしも入らないほうがいいのかどうかは別としても、そういう選択をする方がいらっしゃるんですよ。

ただ、自治会に、地縁団体に入る入らないという意味と、要は市報が届くかどうかっていうのは、先ほど西依委員も言われたけれども、別問題なんですよ。

自治会に入っていないけん、市報が来んでも当たり前っていう話にはならないと思うわけですよ。むしろ、その方々に届ける方法を考えないかんのやないかなあと思うんですよ。

そこは、今まで自治会に入っていないから市報が届かなくて当たり前って片づけるべきじゃないと思うんだけど、そこは今まで、どういうふうに整理されているんですか。

野下隆寛情報政策課長

市報の現在の状況は、先ほどの区長さん経由、それ以外につきましては、大体公共施設、市役所ですとかまちづくり推進センター、そういったところに配置をしております。

そういったところに来ない方については置いていますので、そういったところを御利用くださいというような案内はしております。

そのほか、どうしてもそういったところにも行くことができないというような方はやはりいらっしゃいます。そういった方については、やはり個別対応でお送りするようにしているところでございます。

松隈清之委員

いや、そもそもね、要は市報を区長さんを囑託員としてね、配布をしていただくっていう手法を取っているのは鳥栖市の勝手なんですよ。鳥栖市の勝手なんですよ。

ほかのところは、全戸に配布をしていただいく、そういう嘱託員じゃなくて民間の業者に全戸配布をさせている自治体もあるわけじゃないですか。

だから、要は鳥栖市の事情で区長さんを嘱託員さんとしてその配布までお願いをしているということなんで。いや、うちには来んけんが、送ってくれってわざわざ、何で地縁団体に入っていないけん申告をせないかんのかと、逆に言ったら。

一市民と同じように、うちに配布されるのが当然だろうと言われたらそのとおりだと思うんですよ。だって、配布の仕方を区長さんっていうのに決めてるのはうちの勝手なんですよ。

基本的には、市民全てに行き渡るべきものとして本来あるわけじゃないですか。だから、それは今のやり方では、ちょっと問題が出てくる、どういう整理をされているのかですよ、配付していない人に対して。

野下隆寛情報政策課長

整理というか、今のところそういう、先ほど申し上げたような、整理とってはあれでしょうけれども……、あれですけれども。

それが現状でございます。

松隈清之委員

現状は、さっき聞いたんでわかっているんで、そこを、いやこれ、今んところ出てこないかもしれないけれども、要は自治会に入らないことでね、自治会の人たちから入らないことで何か不利益があると。

例えば、その自治会でやるイベントに声がかからなかったとか——これはしょうがないんですよ、自治会に入っていないんだから。自治会のイベントの声がかからないのは。

ただ、自治会に入らないことで、行政から差別されたと言われるとね、いや、問題なんですよ。そういう人が今までいなかっただけであって、もし仮に、何で自治会に入る入らんで行政から広報紙をもらうもらわんという差別を受けないかんのだって言われたときに、負けるんで。

だから、そこは整理をしておいたほうがいいですよという御意見を申し上げておきます。もう、それ答弁は結構です。

それと、先ほどマイナンバーカードについてなんですけど、いや、僕持ってますけどね、絶対持ってた方がいいですよ。e-Taxも使って申告もできるし。

やっぱり取得するのが面倒だっていう方が大半だと思うんですよ。

それで、ほら、健康診断なんかなかなか待っても来てくれんけんつって、町単位に集団で受けませんかみたいなのがあったじゃないですか。

だから、マイナンバーカードも町単位でね、全部手続、説明しながらやりますんで、マイナンバーカードいついつ公民館でやりますので来てくださいみたいにやったらね、多分高齢者ほど近くのコンビニで取れるほうが絶対便利ですよ。わざわざ市役所まで来て、印鑑証明だ、住民票だって取るよりはね。

だから、そういう逆に、少ないなら少ないでいいんだけど、さっき言われたように、前の住基カードに比べれば明らかに便利なんですよ、コンビニ交付もできるようになったし。

ただそれが、やっぱ交付率とか交付枚数が少ないとそれに対するサービスをつくってもねっていう気持ちになるじゃないですか。

だから、まず最初のハードルをとる、ハードルっていうか感覚的に面倒くさいなあっていうのがどうしてもあるんで、これ時間がたてばたつほどね、要は普段はあんま使わないじゃないですか。そうするとね、マイナンバーの通知カードをどこやったっけっになるんですよ。

だから、そうなる前に出張してでもね、マイナンバーカードを取得するお手伝いをぜひしてもらいたいと思うんですけど、お考えはどうでしょうか。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

確かに、おっしゃられるようにそういった出張での申請受け付けに取り組んでいる自治体もございます。

現状、鳥栖市ではそういった取り組みをしていないんですけれども、確かに交付率を伸ばすためには、当然有効な手段だと考えております。

それについては、我々情報政策課と市民課のほうで今後交付率の増加に向けて、ちょっと現時点でどうするというのは言えないんですけれども、当然検討すべき事項であるだろうとは考えております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

僕、聞いていいですか。

主要施策の説明書の13ページ、広報に関するやつなんですけど、テレビ広報とすって、今ホームページでも見られるんですけど。

野下隆寛情報政策課長

今、ホームページでは見ることはできないです。

下田寛委員長

それ、普通に考えて、ホームページに張りつけたらもっと見てくれる人がふえるんじゃないかなと思うんですけど、それは、何かできない理由とかがあるんですか。

山内一哲情報政策課広報統計係長

ホームページには、テレビ広報を録画したときのデータをいただいておりますので、そのデータをホームページ上に張りつけてそのデータの閲覧が可能になっています。

下田寛委員長

見れるんですね。

山内一哲情報政策課広報統計係長

あくまで、テレビ広報で放映時間中に見れる、リアルタイムでの放送での閲覧はできません。

下田寛委員長

わかりました。

じゃあ、もう一個、その下にホームページの閲覧件数あるじゃないですか。

過去にもデータを出していただいたことありますが、90万件とか出てますけれども、過去の閲覧の内容を見てるとほとんどがサガン鳥栖だったような記憶があるんですけど、現状どうですかね。

野下隆寛情報政策課長

昨年も99万件ほどの閲覧数、これの閲覧の率を調べてるのがございますけれども、昨年度一番多かったのはやはり市議選関係、中でも投開票速報が一番多かったです。

その次に多かったのが、職員採用試験の案内、その次にベストアメニティスタジアムが入ってきております。あと、ほか文化会館、あと市民プールと。あと、文化会館のイベントと新鳥栖駅の市営駐車場の駐車状況、そういったものの閲覧がトップ10あたりに入ってきております。

以上です。

下田寛委員長

ありがとうございます。

ほか、ありますでしょうか。

飛松妙子委員

主要施策の説明書の、16ページのお試し移住施設整備事業ですが、昨年この分ができました。

それで、ここに目的が、鳥栖市が移住先として選ばれる確率を高め、さらなる定住人口の獲得につなげるとあり、お試し移住施設の準備を整えたということで効果もあります。

そこで、鳥栖市として、この目的、効果に対して、どのような推移をされているのかをお伺いしたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お試し移住住宅事業でございますけれども、本年7月からの当初事業開始を予定しておりましたが、大雨のために開始時期を、ちょっと河川プール等の開設及び市民の森周辺の安全確保をした上でということで、実際は8月以降から受け付け利用が始まっております。

これまでに、利用実績といたしましては、8月に2件、利用があっております。

この後、予定といたしましては、10月利用の予約が入っております。

あと、11月、12月にもそれぞれ利用したいということで仮予約、それから利用を検討中といったもので仮押さえをしているもの、あと電話問い合わせ等でお尋ねが数件あっておりますが、利用者の方等の現在の予約状況と合わないとか、あと、利用日数とかそういったもので、ちょっと条件が合わないといったもので、残念ながら具体的な予約等まで至っていないというのがございますけれども、これまで2件の実績と、あと今後の仮予約が入っておりますので、こういったのの中から、当初この目的に掲げておりますように、できますればこの中から実際の定住につなげていくという形で運用を図っていきたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

大体1年間に何件ぐらいの申し込みを目標といいますか、想定をされてますでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今年度が事業初年度でございますので、今申し上げましたように、8月からの実際の利用開始となっておりますので、今年度は参考までにしかないと思うんですが、もともとこの事業に取り組むに当たりましては、年間あたり件数といたしまして、年間通しての利用を呼びかけておりますので、15件程度の申請、受け付け、そういったものを念頭にこの事業を始めたところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

8月から始まっておりますので、半年はあるということでその半分の7、8件が目標ということだとは思います。

しっかりお試し移住につなげていくために、1,600万円の予算をかけてますので、よろしくお願いします。

あと、アンケート関係、取られてらっしゃると思うんですが、実際利用した方のアンケート内容がわかれば教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

利用にあたりましては、まずもって申請の時点でこういった目的を持ってこの施設を利用

されるのか。住所地、それから利用者等の年齢等々そういったものをお聞きするようになっています。

実際、鳥栖のほうでお試しをして、何に生かそうとされてあるのか。例えば、住宅を探すのか、お仕事を探すのか子育てに関することなのか、そういったものを一定お伺いをして、実際利用していただいております。

利用後に、退去する際に、また改めて、実際利用されてみてどうでしたかという感想をお伺いしておりますけれども、これまで、今申し上げましたように2件、利用実績があっておりますけれども、いずれも御家族、ファミリーでの利用となっております。

それで、利用された方の御意見といたしましては、まず鳥栖のことを知っていたけれども、改めて自然の豊かさとか便利さ、そういったものを知ったという方と、あと、よく存じなかったけれども、鳥栖のすばらしさを知ったというようなところで御回答いただいております。

今後、具体的に鳥栖へどうですかというようなところも設問しておりますけれども、前向きに考えたいといった回答もございました。

2件ではございますが、これまで実績といたしましては、総じてといたしますか、2件とも私どもが当初考えていたような形での利用、それから感想を持って利用していただいたのかなという気がいたしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

今、すごくいい感想だったということなんですけど、逆に悪かったという感想はなかったのでしょうか。

これ、悪かったっていうところがあれば、そこを改善すればさらによくなるんじゃないかなと思うんですが、そういう御意見、感想はなかったのでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

アンケート調査表で出てきた中で、不満とかそういった特段の御意見はなかったように思います。

以上でございます。

飛松妙子委員

かしこまりました。わかりました。

ぜひ、悪かったアンケートも取っていただいて、それをつなげるということがまた鳥栖市のいいところにつながるのではないかなと思いますので、期待しておりますので、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

松隈清之委員

決算書でいくと105ページ、106ページ。

土地利用構想調査委託料って、でしたよね。

先日、いや、6月か。基里のあそこの部分のことですよ、これ。それで変更しましたよね、6月に。

実は、県が全然そのことを把握してなくて、実はこないだ県議もいるところで話をしたときに——何か、いきなり新聞報道であれを知ったと。僕が受けた印象は、ちょっとおかんむりだったみたいなことを言ってたんだけど、要は味坂も含めての流れもあって、こういう話って事前に県とかとしてなかったんですか。こういう変更を加えるみたいなのところっていうのは。

石丸健一企画政策部長

成果本を持って正式にはお話ができておりませんでした。

ただ、都度都度ですね、状況については——これ担当レベルではございますけれども——話をさせていただいて進めてきたつもりではおりますけれども、正式には、成果本として事前にお話はできておりません。

松隈清之委員

結果、なんかそれはね、向こうの受け取り方なのでどうとは言えませんが、若干おかんむりだったようですので御報告をしておきます。

それと、あともう一つ、アウトソーシングセンター、情報センター、いろいろ諸経費挙がってるんですけど、これっていわゆるハード自体は、もう、全部アウトソーシングセンターに移行しているんですか。それとも、あそこの運営だけが民間のほうでアウトソーシングをされているんですかね。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

基本的にサーバ機器は、一部、民間のクラウドサービスを利用しているのもございますが、その他は基本的に今クラウドセンターに配置をしております、ハードウェアも含めてですね。
（「どこの持ち物」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

所有はどこ。（「建物ですか」と呼ぶ者あり）（「いやいや、機器」と呼ぶ者あり）

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

機器は、賃貸借契約をしている物もございますし、サービス利用という形で単年度契約、そういった物は業者の持ち物になると思います。

賃貸借契約している物はその契約に基づいて利用しているという状況です。

松隈清之委員

ということは、更新時期とかっていうので予算がどかっと出てくるというよりは、大体毎年同じぐらいの金額で更新がされていくというふうに理解していいのかな。

楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長

そうですね、当然、更新時期に費用がかかる部分はございますけれども、できるだけ平準化した費用になるようにしております。

松隈清之委員

クラウドと言いながら目の前にある……、クラウドなのかどうなのかわからんですけど、そういった意味では、今後どういう運用をしていくかっていうのはまだまだ検討してもいいのかなっていうふうに思ってるんですね。

今後、A I とかも含めていろんな情報の取り扱いとかシステム上、また肥大化してくると、またその運用の仕方っていうのも出てくると思うんで、絶え間なくまた検討していただきたいと思います。

下田寛委員長

答弁は求めないですか。

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

私も土地利用構想調査委託料ですけど、結局、何か成果物みたいなのが上がりましたよね、何か書類みたいな。

これは、どっかホームページがなんか挙がってますか。僕、一回探したんですけどなかなか、議員で勉強会では見せていただいたやないですか。

あれが、案やったのか決定の最終成果物だったのか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、議題となっております、この土地利用構想調査委託料の成果物につきましては、議会のほうには全体勉強会等の中で成果物としてお示ししたところでございます。

それを、先ほど松隈委員のほうからは、県のほうへの説明はあったのかということについて、それについてのそれそのものの説明はできていなかったということでございます。

ただ、今回、この土地利用構想調査委託をやりしたのは、6月議会で上程いたしまして議決をいただきました総合計画の土地利用計画のゾーニングを見直すための資料として、案

下田寛委員長

〔発言する者なし〕

それでは質疑を終わります。

~~~~~

## 報告（企画政策部総合政策課）

## 第2次鳥栖市情報化推進計画の変更について

下田寛委員長

続きまして、議案外でございますが執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

ファイルは、議案外の報告04（企画政策部）になります。

準備をお願いします。よろしいですか。

9月定例会の総務文教委員会の中の、議案外の報告04ですね。

尼寺委員いいですか。よろしいですか。

いいですかね。

じゃあ、説明をお願いします。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案外ではございますけれども、時間をおかりしまして御報告をさせていただきます。

情報化推進計画につきましての御報告でございます。

この計画は、6つの基本目標を達成するために個別政策をそれぞれに展開をしておりまして、平成30年度に取り組む個別施策の見直しを行ったところでございます。

この計画自体が平成28年度から平成32年度までの5年間という計画でございまして、平成30年度がその真ん中に当たります。そういうことで、事業の進捗の状況とかを調べまして、見直しを行うということにいたしました。

この変更につきましては、各課の調査及び幹事会を経まして、行政推進本部会議の承認を

受けたところでございます。

変わった点につきまして、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目、基本目標 1 の I C T で快適なまちなみを！というところの個別施策についてでございます。

ごみ分別支援サービスの検討につきまして、「検討」を「提供」に変更をいたしております。

あと概要につきまして、文末の「検討します。」というものを「継続します。」に変更しております。

変更理由としまして、ごみ出しの分け方を解説するアプリを開発しまして提供を始めております。

今後は、市民に広く周知して提供を継続していくということとしております。それとともに、アプリ機能の充実も図っていきたいと思っております。

次の、基本目標 2、I C T で暮らしに安心安全を！というものの個別施策、防災情報共有システムの検討につきまして、「検討」を「充実」に変更をしております。

この概要の中で、文末の「導入の検討を行います。」というものを「機能を整備し、迅速かつ正確な情報公開を図ります。」に変更をしております。

変更理由としまして、県内統一の防災情報共有システムを導入しまして、県内の災害情報は共有できるようになったところでございますので、今後、市民が市のホームページからも閲覧できますようにシステムの整備を行ってまいります。

次に、災害発生時避難行動支援サービスの検討につきましては、概要のところを変更しております。

文末の「ツールの導入」、ここに「防災に関する知識を事前に学習できる」との文言を加えております。

変更理由としまして、市からの情報提供を支援する機能だけでなく事前に避難行動を学習できるような機能も含めたアプリなどのツールの導入を検討していくというふうに考えております。

2 ページをお願いします。

基本目標 3 の I C T で健康と支え合いのよろこびを！というものの個別政策で、高齢者に関する情報の共有化につきまして、この概要を変更しております。

文末の「共有し、相互に連携した体制を構築します。」というところを「構築をしたシステムを活用し、関係機関との連携した高齢者支援体制の充実を図ります。」と変更をしております。

変更理由としまして、高齢者の情報を共有するためのシステムを導入しております。そう

いうことから、今後はこのシステムを活用して高齢者支援の充実を図るということとしております。

次に、地域情報発信の充実につきましては、概要のところを変更しております。

文末の「情報発信手段の充実」、これを「情報発信の充実」に変更をしております。

変更理由としまして、市のホームページやSNS等を活用して情報発信手段の普及に努めてまいっております。

今後は、さらなる情報発信の内容の充実に努めてまいることとしております。

3ページをお願いいたします。

基本目標4のICTで学ぶ意欲と豊かなこころを育てる教育を！というところの個別施策で、「学校図書システム導入の検討」、これを「学校図書室と市立図書館の連携の検討」に変更をしております。

概要につきましては、全文変更して、「本の相互貸出しや横断的な選書を目的に、システム化や図書の配送など学校図書室と市立図書館の連携を検討します。」と変更をしております。

変更理由としましては、小学校におきましては、既に図書システムの導入を予定させていただいておるところでございます。

中学校における図書システムの導入、あと連携時の図書の配送体制など、学校図書室、市立図書館及びサンメッセ間の連携に向けて検討をしていくこととしております。

次に、市施設のネット予約システムの調査研究につきましては、これは、頭のところの「市施設の」の文言を削除し「ネット予約システムの調査研究」というふうにしております。

概要の変更につきましては、2行目以降を「および各種サービスに対する住民サービスの向上を目的に、インターネットを用いた予約サービスについて調査・研究を行います。」に変更をしております。

変更の理由としましては、施設のネット予約に限らずネット予約を各種行政サービスに導入することで、住民サービスの向上を図ることができるか費用等も含めまして調査をしていくこととしております。

4ページをお願いします。

基本目標6、ICTで市民目線の電子自治体を！というところの個別施策でございます。

諸証明のコンビニ交付サービスの実施につきましては、「実施」を「普及促進」に変更をしております。

概要につきましては、全文を変更し、「広報手段を活用し、コンビニエンスストア等に設置する専用端末で、住民票、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書などの諸証明を発行するサービスの利用者の拡大を図ります。」と変更をしております。

変更の理由としましては、平成28年度からコンビニ交付を実施しております。今後、コンビニ交付の普及促進に努めていくことというふうにしております。

次の、ICTを活用した窓口サービス充実の調査研究につきましては、「調査研究」を「検討」に変更をしております。

概要の変更は、3行目以降になります「およびAIやIoT等の新たな技術を活用したICTサービスの提供を検討します。」と変更をしております。

変更の理由としまして、新庁舎建設に伴いまして、新たなICT等を活用した窓口サービスの向上を検討していくというふうにしております。

最後、統一的基準による財務書類等の作成につきましては、項目から削除をいたしております。

削除の理由は、地方公会計システムを導入したことによりまして、これからは、毎年このシステムから財務書類を作成し、公開するというふうになります。通常の事務処理となっておりまいましたので、項目を削除したものでございます。

あと、すいません、5ページをお願いします。

これは、この計画書の後ろに載せております用語解説の部分になりまして、今回の変更でAIという単語が新たに計画書の中に入っておりまいましたので、その用語解説を載せております。

あと、そのほかでございますけれども、平成28年4月の機構改革によりまして、情報管理課が情報政策課に名称が変更になりましたので、計画中にある名称を改めております。

以上でございます。

#### **下田寛委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

先ほど、アプリを開発したということで、ごみ分別の支援サービスの提供ですね。もう、既に、今使われてらっしゃるということで、広報はどのような形をされているかをちょっと教えてください。

あと、これほとんど日本語での対応になってるのかなと思うんですが、外国人の方への対応をどう考えてらっしゃるのかも教えていただけますか。

#### **楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

広報という（「アプリを開発して、それを住民の皆さんに教えないと、提供できないんですよ」と呼ぶ者あり）

今現状、アプリについては、市のホームページのトップ画面の一番下のほうに幾つかメニューがございますが、そこに載せております。

ちょっとすいません、今、恐らく載せたときに市報等に載せたんじゃないかなと、ちょっとすいません。現状はそういう利用です。

言語については、現時点では日本語ということになっております。（「今後の対応は」と呼ぶ者あり）

そうですね、このアプリが、市が利用して独自に開発できるようなツールが無償で準備されているものがございます。

そこに、現状では、お金をかければいろんなことができるかもしれませんが、そこにちょっと依存している状況ですので、今後そういった面もどうなるかは何とも言えませんが状況によっては対応も出てくるのかなとは思いますが。

#### **下田寛委員長**

ありがとうございます。

私もいいですか。

ちょっとずれると思うんですけど、私もこれ探しにくかったんですよ、アプリ。どこにあるかなと思って、環境対策課から見てやっと見つけたくらいだったんで。

多分、市民の方どんくらい使ってるのかなと思って、多分ほとんど見れてないのが現状じゃないかなと思うんですよ。

せっかくなので、例えばこれも含めて子育て支援のものとか、そういったものを一まとめにして見やすいようなアプリを開発してもいいんじゃないかなと。

例えば、彦根市さんとかはそういうのつくって、とても見やすいものをつくっているなと思いますんで、何か他市のことも研究していただいて、そういったものも開発してもらったら、よりいいんじゃないかなと思いましたんで、よろしくお願いします。意見としてですね。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

#### **西依義規委員**

2ページの市民協働推進課の、情報発信手段の充実から情報発信の充実でホームページ等とおっしゃったんですけど、これは市のホームページに、まちづくり通信がPDFで張ってあることを指すのか、ほかに何か、もっと充実させていこうかと思ってらっしゃるのか。

#### **楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

情報発信、現行は手段の充実ということで、今、もう当たり前になってますがフェイスブックとかツイッターとか、そういう手段をふやしていきましょうという計画として載せていました。

それで、この情報発信手段というのは、主にそういったものを指しております、SNSとかですね。

今、市のホームページの下の方にフェイスブックとツイッターと並んでいるんですけども、当然手段は、現状この2つがよく使われているものですので、言い方としてはあれですけれども、当然、内容の充実、質と量ということになってくるかと思います。

そういった発信の仕方、あとは内容について充実させていこうという変更案になっております。

#### **西依義規委員**

これ地域の情報やけん、まちづくり推進センターの方々がフェイスブックやツイッターを使って発信するという意味でいいですか。（発言する者あり）

#### **山内一哲情報政策課広報統計係長**

現状、ホームページのページと、あとSNSの内容については、担当課のほうでももちろん情報発信についてはできますけれども、複雑な情報とか構成とかで、うちの課のほうに御相談があった場合については、うちの課のほうで指導しながらとか、代理的にうちの課が作成をしたりとかっていうふうにして充実を図っているのが現状です。

#### **西依義規委員**

多分、この文書からそうは読めないんで、もちろんゆくゆく、3年先、5年先わからんですけど、一応こういう方向性であるっていいんですよね。地域から情報を発信していきますなんで。いいんですよね。

もう一つは、担当課としての考えでいいんですけど、結局ICTによるまちづくりということは、要は我々受け手の整備、無線LANの配置とか整備とか、例えば市庁舎内とか各センターでのっていうのは、もちろん、例えば総務課は総務課の考えがあろうですけど、情報を、ICTを進めようという担当課からすると、僕は災害のときとか、やっぱりそういった無線LANは通したほうがいろんな情報が届くんではないんでしょうけど、その辺のやってくださいよってというのが担当課にあるのか、そこはまだ庁内の議論はないのかっていうところはどうなんですか。

#### **楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

公衆無線LANの配置、市庁舎とかまちセンも含めてっていうことですか。（「鳥栖市の施設」と呼ぶ者あり）

確かに、災害時とかの対応でそういった外部施設とかに公衆無線LANを開放しているところも出てきております。

当然、我々も該当するかしないかはあれですけど、補助金等のメニューにもございますので、これまでも検討してきてないわけではないんですが、ちょっとそこまで、今現実、さあ、やろうという段階には至っておりません。

ただ、直近で言えば、新庁舎においては、当然そこは必要になってくるのかなと。計画の中で、ちょっとどう進んでいくかわかりませんが、やるとすればまず新庁舎かなということになるかと思います。

#### **西依義規委員**

多分、前もこういう議論したら、まず庁舎やろうという話なんですけど、別に庁舎やなくても図書館だろうが文化会館だろうが、いっぱい市の施設あるんで——そこで仮にやってみてちょっと調子悪かったらもっと、そうせな庁舎で、があつとすると——出先でしたほうが絶対リスクはないと思うんで、ぜひ担当課からそういった押しはしたほうがいいんで、意見です。

#### **下田寛委員長**

ほか、ありますでしょうか。

#### **飛松妙子委員**

すいません、3番の市施設のネット予約システムの調査研究があるんですが、これマイナンバーを使うことを想定して予約システムを検討されるのかどうかを、お考えをお聞かせください。

#### **楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

現時点で、マイナンバーカードの利用は考えておりません。

ここに書いてございますのは、最初の計画は、あくまで施設の予約として考えておったんですが、現状、先進自治体においては、窓口の受け付け予約とかもやられているところも出てきているようです。ですから、各種手続等の予約についても検討していこうということで書かせていただいています。

#### **下田寛委員長**

いいですか。

ほか、よろしいですか。

#### **尼寺省悟委員**

4ページのところに、諸証明のコンビニ交付サービスの普及促進とあります。これは、マイナンバーカードを前提としての話でしょう。



平成30年10月 2 日 （火）



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 下 田 寛   | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 松 隈 清 之 | 〃   | 飛 松 妙 子 |
| 委 員     | 齊 藤 正 治 | 〃   | 竹 下 繁 己 |
| 〃       | 尼 寺 省 悟 | 〃   | 西 依 義 規 |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                                                             |         |
|-------------------------------------------------------------|---------|
| 教 育 長                                                       | 天 野 昌 明 |
| 教 育 次 長                                                     | 白 水 隆 弘 |
| 教 育 総 務 課 長                                                 | 江 寄 充 伸 |
| 教 育 総 務 課 総 務 係 長                                           | 眞 子 寛 盛 |
| 学 校 教 育 課 長                                                 | 平 川 富 久 |
| 学 校 教 育 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 指 導 主 事                           | 中 島 達 也 |
| 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 相 談 係 長 兼 指 導 主 事                       | 古 賀 泰 伸 |
| 学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 教 育 係 長                               | 立 石 光 顕 |
| 学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 係 長 | 原 祥 雄   |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長                                       | 山 津 和 也 |
| 生 涯 学 習 課 参 事                                               | 竹 下 徹   |
| 生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 推 進 係 長                           | 八 尋 茂 子 |
| 生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長                                         | 久 山 高 史 |
| 生 涯 学 習 課 図 書 係 長                                           | 栗 山 英 規 |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

## 5 審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

午前 9 時 58 分開議

下田寛委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

~~~~~

教育委員会事務局

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

下田寛委員長

今日は、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

参考資料として、平成30年9月定例会ファイル内の15主要施策成果説明書の準備もお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

平川富久学校教育課長

おはようございます。

歳入につきまして、まず学校教育課から御説明いたします。

平成29年度、鳥栖市歳入歳出決算書51、52ページをお開きください。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金と節2中学校費負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金でございまして、小学校、中学校ともに児童生徒1人当たり460円の負担金を保護者からいただいております。

以上でございます。

山津和也生涯學習課長兼図書館長

続いて、53ページ、54ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 教育使用料、節 1 社会教育使用料につきましては、勤労青少年ホームの使用料でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、59、60ページをお開きください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金のうち、学校教育課関係の主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金で半額の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

その下でございます学校施設環境改善交付金につきましては、小学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に係る交付金でございます。補助率が3分の1となっております。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、節3中学校費国庫補助金のうち、学校教育課関係の主なものは特別支援教育就学奨励費補助金で半額の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

その2つ下でございます。

学校施設環境改善交付金につきましては、中学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業、並びに田代中学校の屋内運動場の大規模改増事業に係る交付金でございます。補助率3分の1となっております。

以上でございます。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節4社会教育費国庫補助金の説明をいたします。

一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発に伴う市内の埋蔵文化財の調査、確認に伴う国からの補助金でございます。

次に、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う国からの補助金でございます。

次の、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から補助を受けたものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、65、66ページをお開きください。

下のほうでございます款16県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節1教育総務

費県補助金は、小学校のスクールカウンセラー事業補助金で3分の1の補助を受けたものでございます。

続きまして、67、68ページをお開きください。

同じく、節3 中学校費県補助金のうち、主なものは放課後等補充学習支援事業費補助金で、5分の3の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節4 社会教育費県補助金の説明をいたします。

上から埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う事業費に対し県から補助を受けたものでございます。

次の、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

その下、学校・家庭・地域連携教育推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対して県から事業費の3分の2の補助を受けたものでございます。

その下の、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金につきましては、夏休み期間中だけ臨時に開設いたしました放課後児童クラブに対して、県から事業費の2分の1の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う県からの補助金でございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

続きまして、69、70ページをお開きください。中ほどでございます。

同じく、款16県支出金、項3 委託金、目5 教育費県委託金、節1 教育総務費委託金のうち、主なものは防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金でございます。

以上でございます。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節2 社会教育費委託金の人権啓発活動委託金は、麓小学校で取り組んでいた「人権の花」運動に要した費用の委託金でございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款17財産収入、項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入、節1 土地売却収入4,907万2,598

円のうち207万8,216円につきましては、一般国道3号拡幅工事に伴い、現在の基里歩道橋が基里小学校南側出入り口付近へ移設されることによる基里小学校用地70.21平米分の売却によるものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、73、74ページをお開きください。

上のほうでございます款19繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金のうち7万1,612円が、フッ素洗口事業国民健康保険調整交付金でございます。

以上でございます。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

続いて、75、76ページをお願いいたします。

節21諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育受託収入の埋蔵文化財発掘調査委託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財調査を受託するものですが、平成29年度は受託はありませんでした。

以上です。

平川富久学校教育課長

続きまして、83、84ページをお開きください。

上のほうでございます款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、中原特別支援学校鳥栖田代分校負担金につきましては、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校から光熱水費等に係る費用を負担金としていただいたものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、85、86ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、款22市債、項1市債、目5教育債、節1小学校債及び節2中学校債につきましては、それぞれの事業に伴います借入金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

ページ飛びまして、201、202ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費のうち、主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、教育委員4名分の報酬でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、203、204ページをお願いいたします。

目 2 総務事務局費の主なものを申し上げます。

節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、教育長、教育次長、教育総務課職員 6 人、計 8 人分の人件費でございます。

節 7 賃金につきましては、小中学校の学校用務及び学校事務補助の嘱託職員、合計 20 人分の賃金でございます。

節 13 委託料のうち、1 行目の警備委託料につきましては、小中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

また、2 行目の中学校日直代行委託料につきましては、土日、祝日及び年末年始の中学校の管理業務に関するものでございます。

3 行目の学校給食センター現地調査支援業務委託料につきましては、去る平成 28 年 4 月に発生いたしました熊本地震により被災いたしました学校給食センターの天井部分の被災原因を検証するために設置いたしました、学校給食センター被災検証委員会の検証作業のための現地調査に要した経費でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、205、206 ページをお開きください。

学校教育課から同じ項の、目 3 学校教育事務局費の主なものを御説明します。

節 1 報酬の主なものは、新入学児を対象としました就学時健康診断の際の医師報酬となっております。

節 2 給料から節 4 共済費までは、学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係 6 名分の人件費でございます。

節 7 賃金は、学校図書館事務補助員 12 名、学校適応指導教室みらいの指導員 2 名、教育相談指導員 1 名、嘱託指導主事 3 名等の賃金でございます。

節 8 報償費のうち、スクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置に係る謝金でございます。保護者や児童生徒、あるいは学級担任等のほうからの相談業務に当たっていただいております。

この事業は、県の補助事業でございまして、謝金のうち 3 分の 1 が県の補助でございます。

スクールカウンセラー活用につきましては、主要施策成果説明書 88 ページのほうに記載しております。

節 9 旅費のうち、主なものは、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業に係る旅費でございます。

続きまして、207、208 ページをお開きください。

節13委託料でございますが、これは、語学指導業務委託料として外国語指導助手5名の民間委託料でございます。語学指導業務委託料につきましては、主要施策成果説明書89ページに記載をしております。

節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものは、鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置しておりますスクールサポーター配置負担金でございます。これにつきましては、主要施策成果説明書88ページに記載をしております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、同じページのその次でございます。

項2小学校費、目1学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、学校用務員3人分の人件費でございます。

節11需用費のうち、修繕料につきましては、学校施設の修繕に要した経費でございます。また、修繕料のうち、予備費からの充用19万5,000円につきましては、本年1月に鳥栖小学校で消火設備の地下埋設管から漏水いたしまして、その修繕に要した経費でございまして、現計予算で対応できなかったため、予備費をお願いしたものでございます。

ページめくっていただきまして、209、210ページをお願いいたします。

節3委託料のうち、1行目の学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

2行目以降につきましては、現在取り組んでおりますトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

なお、不用額につきましては、トイレ改修事業の実施設計業務及び工事監理業務の入札残が主なものでございまして、平成28年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましては、各学校の施設の営繕に要した経費でございます。

2行目以降につきましては、委託料同様、現在取り組んでおりますトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

なお、不用額につきましては、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業の工事費の入札残が主なものでございまして、委託料の不用額同様、平成28年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の立てかえに関する都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、209、210ページをお開きください。下のほうでございます。

学校教育課から、同じく、項2小学校費、目2学校事務管理費について御説明いたします。

節1報酬は、校医15名、歯科校医12名、合計27名の学校医と学校薬剤師8名の報酬でございます。

節7賃金は、小学校の特別支援学級等生活指導補助員27名分の賃金でございます。特別支援学級生活指導補助員配置事業につきましては、主要施策成果説明書93ページに記載をしておるところでございます。

節8報償費は、1校当たり5名を配置しております学校評議員謝金及び卒業記念品として児童に贈ります英和辞典及び卒業証書ファイルにかかる費用が主なものでございます。

節11需用費は、小学校8校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

続きまして、211、212ページをお開きください。

節12役務費の主なものは、小学校の電話代、切手代、検査手数料となっております。

節13委託料は、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、学童輸送業務委託料、健康審査委託料等となっております。

学童輸送業務委託料は、高田・安楽寺から鳥栖小学校へ通う児童のタクシー輸送に係る費用でございます。

さらに、健康診査委託料は、小学校児童の各種健康診断にかかる費用に対するものでございます。

節14使用料及び賃借料は、児童用パソコンの借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、児童用机・椅子、保管庫、印刷機等でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、児童が病気やけがなどをした際に医療費を支給する、日本スポーツ振興センターに対する負担金でございます。

続きまして、213、214ページをお開きください。

同じく、項2小学校費、目3教育振興費の節18備品購入費は、教材費、理科備品購入の費用でございます。

続きまして、215、216ページをお開きください。

同じく、項2小学校費、目3教育振興費の節20扶助費は、要保護・準要保護の児童の学用

品費や学校給食費等の補助、または特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

続きまして、項 2 小学校費、目 3 学校給食センター費について御説明します。

節 2 給料から節 4 共済費までは、事務員 3 名、学校保健員 8 名、合計 11 名の人件費に係る費用でございます。

節 7 賃金は、嘱託職員、調理補助臨時職員、配送配膳洗浄臨時職員、調理洗浄臨時職員、学校配膳臨時職員、代替臨時職員の賃金となっております。

節 11 需用費の主なものは、調理消耗品、手洗い等に使う薬品等の消耗品、光熱水費、修繕料となっております。

節 12 役務費の主なものは、ノロウイルス検査手数料、腸内細菌検査などに係る手数料となっております。

節 13 委託料の主なものは、炊飯調理等業務、配送業務、保守点検業務、廃棄物運搬処分等にかかる費用となっております。

それから、節 18 備品購入費の主なものは、栄養計算ソフト、カロリーメイクをセンター版に更新した費用でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、同じページの一番下でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節 2 給料から、ページめくっていただきまして、217、218 ページの一番上でございます節 4 の共済費までにつきましては、学校用務員 1 人分の人件費でございます。

節 11 需用費のうち、修繕料につきましては、学校施設の修繕に要した経費でございます。

節 13 委託料のうち、1 行目の学校施設管理運営委託料につきましては、中学校 4 校の各種設備点検、樹木剪定等、施設の管理に要した経費でございます。

2 行目以降は、田代中学校屋内運動場大規模改修事業及び小学校費同様、現在取り組んでおりますトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

また、予備費からの充用 800 万円につきましては、鳥栖西中学校大規模改修事業におきまして、国の平成 29 年度補正予算に係る交付金事業への採択が内定しまして設計業務を急遽発注する必要が生じたため、現計予算では対応できなかったため予備費をお願いしたものでございます。

なお、不用額につきましては、田代中学校屋内運動場大規模改修事業及びトイレ改修事業

の工事監理業務の入札残が主なものでございまして、平成28年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましては、小学校費同様、学校施設の営繕に要した経費でございます。

2行目以降につきましては、委託料同様、田代中学校屋内運動場大規模改修事業及び現在取り組んでおりますトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

なお、不用額につきましては、田代中学校屋内運動場大規模改修事業、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業の工事費の入札残が主なものでございまして、委託料の不用額同様、平成28年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、219、220ページをお開きください。

目2学校事務管理費について御説明します。

節1報酬は、学校医7名、歯科校医6名、合計13名の学校医と学校薬剤師4名分となっております。

節7賃金は、中学校選択制弁当の嘱託栄養士1名分と特別支援学級等生活指導補助員6名分の賃金でございます。特別支援学級等生活指導補助員配置事業につきましては、先ほど同様、主要施策成果説明書97ページにございます。

節8報償費の主なものは、放課後等補充学習支援事業の講師謝金、学校評議員謝金及び卒業生記念品として贈る印鑑及び印鑑入れ、卒業証書ファイルにかかる費用となっております。

節11需用費は、中学校4校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節12役務費の主なものは、中学校の電話代、切手代、検査手数料となっております。

節13委託料の主なものは、塵芥収集委託料と開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料でございます。給食業務委託料は、中学校選択制弁当に係る委託料となっております。

節14使用料及び賃借料は、事務機借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、生徒用机・椅子、教科用等備品購入費は、生徒用図書、楽器代などが主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金と、次のページになりますが、223、224ページになりますが、中学校スポーツ大会等出場補助金が主なものと

なっております。

続きまして、目 3 教育振興費について御説明します。

節18備品購入費は、教材、理科備品等の購入にかかる費用でございます。

節20扶助費は、要保護・準要保護生徒の学用品費や学校給食費等の補助。特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上でございます。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

続きまして、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の主なものについて御説明させていただきます。

まず、節 1 報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、そして社会教育指導員の報酬でございます。

次に、225ページ、226ページをお願いいたします。

節 2 給料から節 4 共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係の職員11名の人件費でございます。

次に、節 7 賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

節 8 報償費につきましては、生涯学習講座など講師謝金、並びに成人式記念品代でございます。

次に、節13委託料につきましては、社会教育関係施設などの管理委託料及び市内の小中学生を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る、少年少女派遣研修事業を鳥栖やまびこ研修団への委託料ですが、今回は台風接近により研修事業が中止となり、宿泊費等のキャンセル料が発生いたしましたので、そのキャンセル料等でございます。

次に、227ページ、228ページをお願いいたします。

節15工事請負費のなかよし会空調設備改修工事費につきましては、鳥栖市小学校なかよし会Aクラスと北小学校なかよし会Aクラスの空調設備が故障したために改修工事に要した経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体に対する補助金でございますが、主なものといたしましては、下から4番目になりますけれども、放課後児童健全育成事業補助金について御説明をいたします。

市内で放課後児童クラブを運営する事業者に対する補助金でございます。平成29年度は、市内の全ての校区で放課後児童クラブ、なかよし会を運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、旭小学校区で放課後児童クラブを運営いたします社会福祉法人和貴福祉会及

び新たに平成29年度から田代小学校区で放課後児童クラブの運営を開始された社会福祉法人顕彰会に対する運営の補助を行っております。

なお、平成29年度における放課後児童クラブ事業の状況につきましては、主要施策の成果の98ページに記載しておりますので御参照をお願いいたします。

次に、節23償還金、利子及び割引料の平成28年度国庫補助金返還金につきましては、平成27年度放課後子供プラン推進事業費の額の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費について御説明をいたします。

主なものといたしましては、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業となっております。

まず、節1報酬につきましては、文化財保護審議会委員報酬でございます。

次に、節7賃金につきましては、施設等の保全管理作業に伴う作業員の賃金でございます。

続いて、節8報償費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員の謝金などがございます。

次に、229ページ、230ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものにつきましては、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料のほか、歴史文化や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

節17公有財産購入費につきましては、葛籠城跡地区の史跡買い上げ事業に伴う費用でございます。

次に節19負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形・無形文化財の保存、管理、公開に係る補助金となっております。

なお、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業の平成29年度の実績につきましては、主要施策の99ページに記載しておりますので御参照のほうをお願いいたします。

続きまして、231、232ページをお願いいたします。

目3図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節2給料から節4共済費につきましては、図書館職員5名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、図書館で司書業務等を担当しております嘱託職員10名の賃金でございます。

節11需用費の主なものにつきましては、閲覧用の雑誌、新聞などの購入に伴う消耗品費及び電気料、上下水道料金の光熱水費等でございます。

節13委託料につきましては、清掃、警備業務など、図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料が主なものとなっております。

節15工事請負費は、図書館の屋根の防水工事費でございます。

節18備品購入費につきましては、移動図書館車の老朽化に伴い新しく買いかえました移動図書館車の購入費及び図書やDVDなど視聴覚資料等の購入費となっております。

なお、図書館の利用状況や貸出冊数などにつきましては、主要施策の成果100ページに記載しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、223、224ページをお願いいたします。

目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費でございます。

主なものといたしましては、現場や作業員などの人件費と機械器具などの借上料でございます。

続きましてその下、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内の遺跡の本調査を受託するものでございましたが、歳入でも御説明いたしましたとおり平成29年度は該当がなく、支出もありませんでした。

次に、241ページ、242ページをお願いいたします。

目8勤労青少年ホームにつきましては、主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、勤労青少年ホームの嘱託職員の賃金でございます。

節8報償費につきましては、ホームのほうで開設しております教養講座開設に伴う講師謝金でございます。

節13委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料及び外壁の定期調査委託料でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

大きく、4点か5点ぐらい言います。

まず最初にね、何ページですかね、社会教育指導員からいきます。

まず質問やけど、いいですか。社会教育指導員3名いて、そのうちの1人は元市役所のOB、教育部長をされていた方で、あとの2人は全日本同和会の会員だというふうにずうっと聞いているけれども、これは間違いないですか。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

実際、私ここにね、鳥栖市社会教育指導員設置要綱というのがあります。

これは、昭和47年7月1日発効というふうになっていますが、ということは、昭和47年の7月からずっと今日に至るまで約50年間、社会教育指導員の内の3名のうちの2人は、ずっと全日本同和会の会員の方であったんですか。

下田寛委員長

答弁できますか。

白水隆弘教育次長

過去からの経緯につきましては、お時間頂戴いたしまして整理をさせていただきたいと思っています、よろしゅうございますでしょうか。

尼寺省悟委員

それ、やっとなってください。

ここにね、設置要綱の第1条には、社会教育の指導層の充実を図るために指導員を置くと。社会教育の指導層の充実を図るために置くって書いてあるよね。

それから2番目に、指導員は何をするかっちゅうと、1つは、成人教育に関する指導、助言。2つ目に、青少年教育に関する指導、助言。3つ目が、学習相談指導、助言。4番目が、社会教育関係団体の指導、育成ということで、非常に社会教育の多岐にわたってやっってくださいというふうに書いているわけたい。

にもかかわらず、いいですか。にもかかわらず、どうして社会教育員3名のうち2人が全日本同和会の会員であって、さっき答えられなかった、私は多分46年か、ずっとと思うけれども、50年間ずっとしてきたのか。

何回聞いてもね、前も聞いたけれども、なかなかこれに対して説得力のある答えがないんですよ。その辺をお聞きしますが、いかがですか。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員の設置要綱の中に、社会教育指導員の業務のほうが入っておりますけれども、その中で人権同和教育につきましては、成人教育のほうの中に位置づけてしております。

その中で、やはり運動体の方々の意見を参考にしながら、そういう問題に詳しい方々を社会教育指導員にするほうがふさわしいというふうな判断をいたしましてしているものだと思います。

尼寺省悟委員

私、今の答弁はこじつけだと思うんですよ、こじつけ。成人教育っていっぱいにあるわけですよ。

その中でね、成人教育に関するものだというのはね、いや、答弁になってない。誰だって

それ、納得せんよ。しかもね、いいですか、2人も入れてるんよ。

やらないかんこと4つあるわけよ、4つ。成人教育、青少年教育、学習相談、教育団体の指導、育成と4つあるわけよ。その中の1つの成人教育でしょう。

それで成人教育っていっぱいあるわけよ。同和ってその中の1個だけでしょうもん。

にもかかわらずそこにね、この50年間、一貫して社会教育指導員3名のうち2人を置くというのはね、とても今の答弁じゃ誰だって納得でけんよ。

もう一度、答弁してください。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

同和問題につきましては、同和対策事業等により環境整備面については、一定の成果があったものと考えておりますけれども、就職や結婚など人生の大切な時期に不当な差別を受けないためにも人権同和教育指導、助言が重要な業務と考えております。

これらの問題の根底には、因習や偏見から不合理な意識差別があり、その解消のため人権同和教育にはその業務の専門性や特殊性、継続性などにより豊富な知識と経験を持つ指導員が必要であり、特に人権同和教育という分野においては、特定の個人にとっては非常に慎重かつ繊細な配慮をもって指導及び相談等を行わなければならないことから、配置をしているところございます。

尼寺省悟委員

今の答弁、全く納得でけんね。

何で、そのためにさ、それを社会教育指導員がやって、さっきも言ったように4つの仕事がある中で、そこに特化した形で、何で2人もせないかんっちゅう答弁には全くなっていないちゃんね。

ちょっとうるさい言い方するとね、あなたたちまた誤解して規約を変えるかもしれんけど、これは久留米市、あとでちょっと言うけど、久留米市の規約の中にはね、これがあるったい。指導員の仕事の中で、社会、人権、同和教育に関するという、こういうことが書いてある。久留米ね。

春日市は、社会同和教育に関する事項というふうに書いてあるったい。社会、同和と人権とか。鳥栖市は何にも書いてないわけでしょう。

こんなこと言ったらあなたたちね、またあとで、入れるかもしれんから本当は言いたくないけどね。

ただ、言っとくけどね、久留米市も春日市も社会教育指導員というのは公募してるんよ。試験をしてるんよ、試験を、ね。公募してるわけよ。そして、社会教育指導員っちゅうことでちゃんと採用試験もやってるんよ、ここは。

御存じのとおり、福岡県が人権同和つつちゅうことで、佐賀県と違ってかなり厳しいんでこういったことを入れていると思うけど、鳥栖市は違うでしょうが。全然違うわけでしょうが、同和地区の指定区域もないしさ。

だから、それでもう一回言うとな、これは何か、400万円のお金も出しているわけよね。団体補助金をね。あれ、何で出してるかつちゅうの、知ってるように、行政の補完的役割を果たすためということだね、行政がやれてない、そういったことだっやってるわけよね。

にもかかわらず、それに加えてまで、社会教育員のほかにいっぱい仕事があるにもかかわらず、何でその2人をね、46年間にわたってせないかんのかというところが全くさ、今の説明じゃだめだよ。答弁に私になってないと思う。

再答弁をしてください。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

平成28年度、市民意識調査において、あなたは同和地区等と呼ばれるそこに生まれ、住む人たちや出身者の人たちに対して、今まで差別が続けられていることを知っていますかという問いに対して37.3%の方が知らないというふうに、鳥栖市の方は答えられております。

また、あなたは同和地区出身の人はどうして差別されるようになったと思いますかという問いに対して、人の嫌がる職業についていたからだとか民族や人種が違っている、宗教が違っているからというような間違った回答が29.2%の方が答えられております。

また、同和問題の解決にはという問いに、余り騒がずそっと据え置くがよいとか、関心がないと答えた方が27%もいらっしゃり、やはり無関心だと自分が知らないうちに差別をしていることに気づかない場合があると。このように、鳥栖市民は同和問題に対しては関心が薄いということが伺えます。

しかし、鳥栖市におきましては、非常に人口の出入りが激しいところでございまして、全国各地から転入者の方がいらっしゃいます。

いろいろな地域からいろいろな考え方を持った方々と鳥栖市の方が交流する中で、新たな差別心を生まないために同和問題に対しての知識がなかったり、無関心な人に同和問題はいわれのない差別であるということを常々啓発し、理解していただく活動を続けていかなければならないと意識をしております。

鳥栖市においては、指定地区はございませんけれども、近隣地区には指定地区がたくさんございます。差別事象も頻繁に起こっておりまして、近隣ですので交流等も多くございます。同和問題に無関心で何も知らなかったら、ちょっと負のイメージを言われただけで差別の心が生まれてしまい、そうならないためにも教育啓発の充実を努めていきたいと考えております。

ちょっと途中でですけど、質問の趣旨をちゃんと聞いて答えてもらわんと、時間がすごく無駄になるし、想定していろいろ準備をされとるんやろうけど、それを今言ったら、次、別の質問でもうそれ答えられんくなると思うんですよ。

社会教育指導員には社会教育指導員の役割があって、それは今4つぐらい言われたんだけど、そういういろいろ役割があるんだけど、その中で、なぜ同和教育に特化した2人が入っているのかっていうお尋ねなんですよ。

下田寛委員長

じゃあ、ちょっと暫時休憩します。

下田寛委員長

山津和也生涯学習課長兼図書館長

なぜ2名かということですがけれども、同和教育集会所に配置しております社会教育指導員が担っている業務といたしましては、特に同和問題にかかわる啓発事業等についていろいろな協力、あるいは助言をいただいているところでございまして、それらについて今後も人権教育、それから同和教育については力を注いでいきたいと考えておりますので、2名を配置しているところでございます。

尼寺省悟委員

今の答弁、全くね、納得できるものはないし、4つの仕事があるというのに何で同和に特化してるっちゃうこと。それも2人もね、全く理解できないんですけど、これ以上質問を続けても納得ある答弁が出ないので、ちょっとこの件についてはもうこれでいいんですけどね。

結果的にね、もう全日本同和会の圧力に屈しているとしか思えん。

そこでね、この質問の最後に、もう一点聞くけれども、さっきも言ったんですけどね、久留米市は社会教育指導員のこれ、採用試験のお知らせってあるんよ、久留米市ではね。それで、社会教育指導員を採用すると、1名程度。1次試験は、平成30年2月4日、もう終わっとなるけど、こういうことをしてるわけですよ。

鳥栖市としてね、こういったことをやる考えはないのかと。社会教育指導員について公募すると、採用試験をやって、別にこれ、久留米市だけじゃなくてよそでもやってるったいね。久留米市とか福岡県っちゃうは、特に同和やっぱ強いんで、さっきも言ったように、社会教育指導員の要綱の中に社会同和教育っちゃう形でうたってるという、そこでも社会教育指導員は公募してるわけよね。

だからそういった意味で、鳥栖市もね、50年間もさ、全日本同和会の指定席となっているような異常な事態はもう改めて、採用試験、公募するということに踏み切るべきだと思うんけれども、いかがですかその点。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

公募につきましては、今のところを考えはございません。

以上です。（「もう一回言って」と呼ぶ者あり）

考えはございません。

以上です。

尼寺省悟委員

考えもない。

検討する用意もないのか。ないんですか。

白水隆弘教育次長

課長の答弁を補足させていただきますが、近隣のそういった状況等、調査をさせていただきますして、今現在のところはそういった考えはないということでございますが、調査・研究をさせていただきました結果でまた御判断をさせていただきたいと思いますので御了承いただきたいと思います。

尼寺省悟委員

調査、検討するというふうなことだから、しっかりね、してほしいと思う。

次、時間がないから次いきます。

給食問題について質問します。ページ数は220ページですけれども、給食問題関連です。それで、公会計化について私も質問やったけど、ことしもあったんですけどね、中学校の場合、さっき説明を聞いてみて中学の場合、弁当給食であって、各生徒から給食費をもらって、そして350円ですか。二百何十円、それで上乗せをして、あそこに払っているということやけれども。

中学校の場合も――小学の場合、私会計だからここについてないけれども、給食費とか食材費のどうのこうのついてない。そういったことについても、今の説明でなかったけれども、中学校の場合も、この予算書の中で、各生徒から弁当給食代としてこんだけ集めてますっちゃうこと自体も記載しないわけ。さっきの説明でなかったけれども。

平川富久学校教育課長

市の歳入、歳出には、そのお金は入ってまいりませんので、ここには上がってはこないお金でございます。

尼寺省悟委員

ということは、小学校も中学校も公会計でないので、当然、予算書の中にどんだけお金を集めてどんだけ支払ったと、それで未納がどんだけあるかちゅうことも一切わからないということですよ。

議会で、我々はわからないし、各小学校でどういった未納があるかとか、どれぐらいの食材費を使っているのか、どれぐらい集めてるかちゅうの、それも一切わからないわけよね。その辺、ちょっと私はね、議会にもわからないなら市民にもわからないというようなことで、ちょっとやっぱり早急にこれは変えなければならぬと、会計化すべきだと思うんですけども、その辺はどうですか。

平川富久学校教育課長

まず、お金の収支につきましては、学校給食運営委員会というのを組織として持っておりまして、それは各小学校のPTA会長さん、PTAの役員さん――会長さんがほとんどですが、その方がほとんどのメンバーですが、その中で収支についてはお示しをして、未納額等についてもお示しはしております。

各学校のほうには、給食費の収支について保護者宛てのプリントはお配りをしているところでございますが、こうやって議会のほうでお尋ね、こちらから御説明することはございませんが、お尋ねがあったときは、昨年もそうでしたがお示しはしております。

それと、先ほど公会計化のお話がありましたが、今回の9月の議会のほうでもお尋ねがございまして、そういうふうにするべきではないかというような御指摘もいただいております。

国のほうからガイドラインが示され、その具体的な方法等が示されるのではないかなと思いますので、それを見て判断をしたいなというふうに思っております。

そういう指針が出ましたらそれに沿って、我々としても方向性を持って進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

公会計化の議論をちょっと、あんまりしようとは思ってないんですけどね、将来的にさ、将来的に子育て支援という形で給食費の無償化、そこまできなくても、2番目の子供さんとか3番目の子供さんに対して無償化するというふうなことがね、今の市長さんどういうふうに考えておられるかわからんけど、時代の流れとしてそういった方向に進むと思うんよね。

そういった段階になったときにね、今の私会計であれば到底その問題は対応できないしね。そういったことを踏まえるならば、やっぱり私は早急にね、公会計化やっぱ進むべきだというふうに思います。

ほかにもいろいろ言いたいことあったんだけど、ちょっとそれはいいとして。

それから、特別支援、ちょっと何ページかあれなんですけど、前にも私言ったことがあるんですけどもね、特別支援の児童に対しての補助員の比率が基山町と比べて私は少ないと。もっと上げるべきだと。そして、学校の先生についてももっと、やっぱり不足しているという声を結構聞くんですが、質問は2つだけやけど、1つは、特別支援指導補助員を1人確保するための、何かお金っちゃうか、給与っちゃうかは幾らなのかということと近隣の状況。近隣の状況についての――今すぐじゃなくていいんですけど――ちょっとその資料を出してほしいんだけど。特別指導員がこんだけあって、その補助員がこんだけだったと。そういうところがわかるような近隣の。すぐやないんですが、その資料がほしいということ。

それと、教育委員会としてもやっぱ不足しているというふうに思っているんでしょう。学校の先生たちからそういう声を聞くやけれども、その3つ、ちょっと答えてください。

平川富久学校教育課長

特別支援学級等生活指導補助員につきましては、そういう御指摘はよくいただくところでございますが、我々としましても子供たちの実態、学校の実態等を見て適切に、こちらの決めております基準と目安等に従って配置をさせていただいているところです。

確かに、多ければ多いほど、つければそれはそれでいいのでしょうけれども、我々としても適切な配置を考えて、しているところでございます。

そういう御意見等もいただいておりますので、毎年、学校の状況をしっかりと把握して配置をしていきたいと考えているところでございます。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

すいません、生活指導補助員の設置にかかる費用ということなんですが、1人当たり月額幾らというような計算ではございませんでして時給917円、これに実際の出勤状況を見てお支払いをするようになっております。

平成29年度の実績等で言いますと、例えば小学校の場合27人いらっしゃいまして、それに対して年間2,880万3,887円支払っておりますので、おおむねでいいまして1人当たり100万円少しぐらいになるのではないかと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

あとは、近隣のやつは今わからなければあとで資料として出して。

平川富久学校教育課長

口頭でもよろしいですか。（「いや、口頭では」と呼ぶ者あり）

では、資料を後ほどお渡しするということではよろしいですか。

尼寺省悟委員

1人ふやすのに年間で100万円ということなんでね、10人いたとしても1,000万円ということなんで、やっぱり私はこれはね、ますます今後ふえていくと思うし、もっともっとやっぱりふやすべきだというふうに思います。

それから、ちょっと後で思いついたら、また言いますが、一応最後の質問ですが、210ページにプールのことが出てましたよね、麓小学校の。ことし、鳥栖小学校が、突然プールが故障して、お休みになって、夏休みできなくなって、結果として鳥栖小学校の子供たちは市民プールに行かざるを得んようになったということなんですけれども。

各小学校、同じような形でかなり老朽化して、こういった問題、来年だって起こり得るんじゃないかと思うんですけれども、その辺の整備というのか、そういったところのチェックっちゅうんか、あるいは本当に必要であるならば思い切ってちゃんと予算を確保して、やっぱりすべきじゃないかなと思うんですが、その辺のちょっと考えを聞きたいんですけど。

江寄充伸教育総務課長

プールの、施設関係の整備につきましては、毎年、使用開始前それと使用開始後、使用終了後、大体年3回、点検のほうを行っております、機械設備につきましてはですね。

それで、今回、鳥栖小学校でたまたま使用開始前に、その点検のときには異常はなかったんですけれども、使用直前になりましてポンプのほうに故障いたしまして、もうかなりの年数たっておりましてで修繕がきかないというような状況になりましたので、交換するため

にはそれ相当の日数が必要になってくるというような状況で、ちょっと夏休みのプールにはその交換の時間といたしましては間に合わないというようなことで、急遽、市民プールのほうを使用させていただいたというような状況でございます。

このプールの維持管理につきましては、校舎については、基本的には大規模改修工事ということで、適切な時期に適切な改修を行っていくというような計画を持って取り組んでおるんですけれども、このプールについてはですね、これ一般質問でも今回出たんですけれども、プールの大規模改修とかそういう工事なりますと、国の補助金が現在ない状況でございます。

ということで、今の状況で申し上げますと、毎年点検を行っておりますけれども、最終的にプール本体が使用できなくなる状況に至った時点で改築のほうをやっていくというような、現段階ではそういう考えでございます。

ですから、機械設備については、毎年点検を行っておりますので、極力そういう老朽化した設備については、点検時に不備がございましたら更新をしていくというようなことで対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

下田寛委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

先ほどの生活指導補助員の続きなんですが、93ページですね、主要説明書。

ここに示されている補助員の配置で、平成27年度から29年度、書かれてらっしゃるんですが、単純に児童数から——これは小学校の場合ですが——生活補助員の配置数を単純に割てみると、平成27年度が8.727、平成28年度が9.44、それで平成29年度が10.222と、やっぱ1人当たりの持たれる児童の負担というのは年々ふえているっていうのがここでも示されていると思います。

それで、7月に行った生活補助員等の研修会の中でも、補助員の先生たちの生のアンケートの声がございました。特に発達障害が、やっぱり約7割を占めてるっていうところ——自閉症、発達障害の児童生徒が7割を占めているっていう中で、ここにやっぱ力を入れていくというのはすごく重要なことで、補助員の先生をふやすことも大事なんですけど、もう一つ、やっぱり教育の指導内容ですね。

パソコンとかそういう物を使っての指導教育も、今後検討すべきではないかなと思うんですが、そういうことをどのようにお考えかをお聞かせいただけますでしょうか。

平川富久学校教育課長

御指摘をいただきました指導方法、個人の特性に応じた、そういうところでICTを活用

するという事は効果があるというふうなことはいろいろなところから、研修会等でも言われておりますので、私どもとしても認識をしているところでございます。

学校の設備が今のところ、有線LANというような形で非常に使いにくいところもございます。今後、そのICT関係も世の中の進化、発展、それから子供たちに求められる技術等もふえていくと思いますので、行く行くはそういうことも考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

今、公共のそういう備品等を配置する予定はございませんけれども、そういう物を使った教育については効果があるということは言われているところでございますので、何か方法は考えていかなければいけないだろうというふうには思っております。

ただ、私物を持ち込むことがどうなのかですね。そのことについて、学校は集団で学んでおりますので、周りの保護者とか子供たちの理解を得るようなことも必要になってきますので、いろんな課題がございますが、そういうことが有効であり、そういう方向に進まなければいけないということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

教育委員会として、一律の認識で落とすというのは難しいと思いますので、やっぱ学校ごとにそういう課題解決のためにICTも使う方向性が出れば、それはぜひとも後押しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと関連してなんですが、デイジー教科書を使っているんですが、すいませんこれ、ちょっと生涯学習課の図書館のほうですかね。前回、お聞きしたときに、デイジー教科書を図書館のほうにも配置をちょっと検討していただくというか、そういう御返事もいただいていたんですが、今どのような状況かをちょっとでもお話いただければと思うんですが。

栗山英規生涯学習課図書係長

市立図書館へのデイジー図書の導入につきましては、寄贈を行っております公益財団法人と話をいたしまして、書籍類については寄贈が可能だというお答えをいただいております。

また、デイジー図書を動かすための機械につきましても、寄贈になるのかもしくは本市のほうで準備するのか、そこは今後の話し合いだということをいただいております。

ただいま発言にございましたデイジーの図書の中でも教科書につきましては、取り扱っている部署がまず違うっていうのと公共の図書館の中での閲覧にこれまで供したことがないということを伺っております。

デージー図書っていうのは障害者のための図書っていう意味づけが大きく、障害のある方にしか貸し出し閲覧ができないという縛りがあるものもたくさんございます。また、それと別に一般の方も自由に閲覧できるっていうデージー図書もございますが、教科書につきましては、これまで公共の図書館にはおろしたことがないということをいただいております。この件につきましては、デージー教科書につきまして、公共図書館で閲覧、貸し出しに供しているところがあるのかっていうのは改めて確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

デージー図書の、ぜひ配置のほうをよろしく願いいたします。

それではすいません、学校教育課のほうに、再度デージー教科書の件でお聞きするんですが、前回、周知のほうをしっかりと取り組んでいきたいということであったんですが、その後の状況っていうのを教えていただけますでしょうか。

平川富久学校教育課長

各学校にということですかね。

毎回、定例の市議会が開かれまして、そこでお尋ねがあって、それについて我々がお答えしたことについては、議員さんからこういうお尋ねがあってこういうふうにお答えをしているので、ここの点をよろしく願いますということは、その月の校長研修会等でお示しをして、指導すべきところは指導したり、押さえるところは押さえたりしてきているところです。それを現状として、どれくらい数的に導入をしたというところまでは、申しわけございません、今のところ把握をしていないところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

ぜひ、アンケートを取った結果のいろんな先生たちのお声ありましたので、教科書についてもこういう物があるということで周知していただいた上で、一人一人に合った教育が、デージー教科書をどのように利用できるのかっていうところで、活用できるのかっていうところをぜひとも周知していただいて活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次に行きます。

68ページの、放課後児童クラブの夏期の部分なんですが、今回弥生が丘の方からお話を伺った中で、2人のお子さんを申し込みしたところ、1人はオーケーですが1人はだめですと

ということで、ばらばらに預けなくてはいけないという状況になってしまって、そこで、慌てて別のところを探して、別のところで2人とも、旭地区のほうにですかね、お願いすることができましたってということで、もっと早くそういう結果を、問い合わせをしても教えていただけなかったと。もっと早く教えていただけると、自分たちもいろんなことができるのに、できなかった。

もう、本当にぎりぎり、締め切り2日ぐらいでばたばたと自分で探してやりましたというお声もございました。

今の夏季放課後児童クラブの状況と、去年に比べてかなりふえているんじゃないかと思うので、まずちょっと状況とどういうところに課題があるかをぜひ教えていただきたいと思うんですが。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

まず、申請についてですけれども、なかなか決まらなかった理由といたしましては、指導員の確保が課題でございまして、最終的に指導員が足りない状態だったんですけれども、やはり指導員が少ない、多いと余計に採用することができるんですけれども、それが、やはりぎりぎりまで指導員の募集を行いまして、夏休みの受け入れについて検討いたしておりましたので、その結果、皆様方にお伝えする時期がおくれたというようなことでございます。

それと、夏休みの状況でございますけれども、昨年度までは夏休みだけ、長期期間は夏休みだけ開設をしておりますして約20名の方が利用されておりましたけれども、今年度につきましては、倍増をいたしまして約45名ほどの方が利用されるというようなことで、指導員のほうもなれた指導員がいないというようなことで、なかなかばたばたした状況でございました。

そこで、やはりなれた指導員が1カ所に1人いればまた違ったような傾向になったのかなと思っておりますけれども、うちのほうの、生涯学習課からも職員を出して指導員のかわりになったというような状況でございます。

飛松妙子委員

今後ますます、多分、児童、生徒を預けるところがふえてくると思います。

その課題を、もう人員不足というのがわかりましたので、しっかりと対応していただきたいと思います。

場所の確保は大丈夫なのかどうかだけ、ちょっと教えていただけますでしょうか。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

場所の確保につきましては、場所が足りないというような差し迫ったところにつきましては、北小学校がちょっと場所の確保が困難になっているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

それでは、また北小のほうの場所ですね。

これも来年度に向けて、確保に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、主要説明書88ページの、教育相談のところなんですけど、ここに相談件数、スクールカウンセラーとこころの悩み電話相談ってありまして、電話相談なんですけど、毎年、今5件、3件、4件。中学校が6件、6件、6件と、一桁と結構少ないんですが、これは児童が電話をしてくるのか親がされるのか。また、この件数が少ないことに関して、どのようなお考えをお持ちなのかちょっと教えていただけますでしょうか。

平川富久学校教育課長

今、お尋ねの件でございますが、委員さんが御指摘されましたように、子供たちが相談をした件数でございます。

この周知の方法をですね、御指摘いただいたように、少ししっかりとしなければいけないなというふうに思っております。中には、よろず相談みたいな感じで、全然、このこころの悩みとは関係ないような御相談もいただいたりして、その担当のところに回すこともございます。

今、御指摘いただいたように、こういうふうに電話相談ができるんだよっていうことを学校を通じて、あるいはその他の方法を通じて、鳥栖市にもこういう相談電話があるんだということを広めなければいけないなと、考えなければいけないなというふうに思っているところでございます。

飛松妙子委員

結構、電話をかけて相談するって勇気がいることだなって、私は思うんですが、もっと簡単に子供が相談できるような対応がとれないかなっていうところで、SNSとかも今いろいろと出て、各自治体では取り組んでいるところもありますので、その辺もぜひ考えていただきたいなと思います。

それで、この子供の電話相談の内容というのは、教育委員会のほうで把握をされてらっしゃるのか、それともスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーさんとかそっちとの連携になるのか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

平川富久学校教育課長

スクールカウンセラーの相談件数につきましては、そこにお示しをしておりでございますが、全てをこちらで把握しているわけではございませんが、まずスクールカウンセラーと学校の職員、それから保護者。悩みによっては相談機関を入れて子供のケアに当たるこ

とはございます。

その中で、教育委員会のほうで把握をすべきというようなこと、あるいは保護者から、こうやって学校にもスクールカウンセラーにも相談をしているけれどもと、いうことでこちらに直接御相談がある件もございます。

そういうことを学校と連携する中で、それはスクールカウンセラーも入って相談に乗りますと、しかし、なかなかうまくいかないの、こちらに電話があったので、その辺については、今後教育委員会、あるいは私どものほうから、こういう相談機関とかこういう関係機関を入れた中でお話をしたらどうでしょうかというふうに学校のほうに指導したりということもあります。

お尋ねありました、全ては把握しておりませんが、そういう悩みの大きいものとか、問題によってはこちらにも情報が来て、協議をして解決に当たろうというふうに思っているところでございます。

飛松妙子委員

それでは、これ件数が出ているんですが、毎年余り変わらないかなと思うんですけども、若干平成29年度が少し減ってますが、これ学校別で見るとどこが多いとかいうのは、今お聞きしても大丈夫でしょうか。

平川富久学校教育課長

すいません、スクールカウンセラー相談件数につきましては、先ほど言いました悩み相談とは別でございまして、ここには子供たち、保護者、教職員等、その他も含めました合計でございまして、学校別に、規模も違いますので多い少ないというのは、なかなか言えるところではございません。

また、どうしてもということであれば、学校別の件数については後ほど資料としてお示しはできるものと思っておりますが、今、申しわけございません、持ち合わせておりません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

すいません、件数を知りたいわけじゃなくて、要はこのカウンセラーの配置の時間とか、あと日数とかその辺がちゃんと活用というか、足りないとかいうところになってないかどうかをちょっとお聞きしたかったっていうのもありました。

ソーシャルワーカーもそうなんですが、やっぱり年々いろんな問題、課題の中で対応してくださっていることが大きいので、ここはぜひともしっかりとした対応で取り組んでいただきたいと思います。

あと、下の効果のところ、に、「いじめ問題対策委員会」に学校におけるいじめ等の様々な問

題の対応について指導・助言を仰ぎ、いじめ問題等の早期解決、早期発見及び未然防止を図った。ということなのですが、なかなかそのいじめ件数、アンケートを取っていただいています、本当にいじめ件数って、それが近い数字になっているかどうかっていったら、なかなか難しい部分もあるのかなあとは思ってるんですが。これに関して、効果とかがありましたらちょっと教えていただきたいと思うんですが。

平川富久学校教育課長

いじめはゼロ、これが一番望ましいことであるのは当然だと思います。

子供たちの人間関係、そういうものが本当に心を許しあえて、いろんな教育活動に周りを気にせずに取り組めるというのが非常にいい状況ではございますが、やはりそれだけの児童生徒数おりますし、気持ちが合う子、合わない子、体の大きい子、小さい子、体の特徴がある子いろいろありまして、発達段階においては、残念ながらいじめゼロというわけにはなかなかいかないのが現状でございます。

これは、鳥栖市だけではなく全国的に同じ状況だろうと思います。

その中で、一番大事なのは、それを、そういう傾向があったものを見逃さない、そういう悩んでる子がいたときに、やはりそういう子を見つける。そして、対応を行う。そして、問題の解決を図って、子供が心を痛める時間を短くしてあげる。そういうことを、やはり我々学校には求められているんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、この教育相談業務については、スクールカウンセラーのみならず、先ほど言いました——ちょっと不十分なところがありますが電話相談、それからスクールソーシャルワーカー、それからスクールサポーター等の配置を行いまして、さまざまな子供たちの環境、悩み、いじめ等にかかわって対応をしているところでございます。

ですから、数字的にこの配置をしたことで、どのように変わったのかということは非常に申し上げにくいところがありますが、さまざまな対応、それから先生方が助言をいただいて対応する方法、それでも同じ事例は絶対ありませんので、なかなか難しいところがございますけれども、その対応については、いろんな経験とそれから方法等を学んだ上でさせていただいているところです。

効果と言われることは非常に難しいところではございますが、子供たちだけ、最初はスクールカウンセラーとか子供たちとか相談に来られる方だけだったんですが、スクールソーシャルワーカーさんなどは自宅に訪問していただいたり、保護者としてたりほかの機関と連携をとっていただいたりということで、前の状況だったら少しひどくなったものも早く、早期解決に向かう手だてをとれるようになったのではないかなと——これは、もう数字ではなくて感覚的なところでございますが、そのように思っているところでございます。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

本市の鳥栖市いじめ問題対策委員会につきましては、大きく2つの所掌事務がございます。

1つにつきましては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を実効的に行うための審議。それからもう一つ目が、市立小中学校における重大事態についての調査という形で。

特に、1点目のいじめの防止、そういったところ実効的に行うための審議をしていただくという中で、さまざまなアドバイスをいただいております。

実際、具体的に本会議におきましては、具体的ないじめ案件をこちらから出ささせていただいて、それに対して適切な対応ができているのか、またプラスアルファでこういった対応が必要じゃないかと、そういった具体的な御指示を受けたりしながら、また、特に教職員の指導力、その辺の向上を目指しまして、具体的な研修会の資料等もその委員会のほうからいただいたりもしております。

そういったところで、効果と、その辺を言えるのかと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

子供たちの育成のために、教育委員会の皆様を初め、学校の諸先生方には大変お世話になっておりますので、もう本当にますますのこれからの取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

ただ、1点だけお願いしたいのは、さまざまな面でハウレンソウですね。報告、連絡、相談が鳥栖市の中においてもできてないところでいろんなことが発覚してますので、下の先生たちからも校長にしっかりと報告が上がって、悪いことほど上げていただいてですね、本当に早期解決につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

西依義規委員

じゃあ、すいません、その関連で、同じページの88ページで、スクールカウンセラーの謝金がありますけど、スクールカウンセラーの、例えば資格とか謝金の基準とかはどうなってますか。

平川富久学校教育課長

資格としましては、これ、もともと県から補助をいただいている事業で、その中に、ちょっと正確に覚えてなくて申しわけないんですが、スクールカウンセラーであれば臨床心理士とか、スクールカウンセラーの資格といいますか心理士の資格も何種類かありますので、

そういうものを持ってある方ということで、その資格に応じて謝金が決まっているわけではなくて、この佐賀県スクールカウンセラー事業っていうのの中で、なっただいていてる方は全て同じ金額をお支払いしているところでございます。

よろしいでしょうか。

お答えになっておりますか。（「具体的な数字。時給とか日給は」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

お願いします。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

謝金につきましては、1時間当たり5,000円になっております。

西依義規委員

ありがとうございます。

あと、例えばいじめ事案が起きますよね、学校で。起きた場合に、校長先生とか教頭先生とか担任先生、学年主任、そこにカウンセラーさんがもし入ったとして、立ち位置的に、例えば被害者、加害者がおるやないですか、そのいじめと呼ばれる。

それは、カウンセラーさんの立ち位置が僕は微妙だなあと思うんですけど、いじめの、最大のカウンセラーの仕事って何になるんですか。

今、いじめっぽい事案がもしあったとして、カウンセラーがまずやるべきことっていうか。

平川富久学校教育課長

カウンセラーさんに相談を、その子が、被害者がする気があればしっかりと話を聞いていただいて、自分がどういうことをされたのかとかどういうことが嫌だったのかとか、どうしてほしいのかとかそういうのをカウンセラーさんに聞いていただくことができるかと思うんですが、そうじゃない場合ですね。

子供の中には、相談をしたくないとか言いたくないとかいう子もいますので、そうなった場合は、ちょっとスクールカウンセラーの方との人間関係ができればいいですが、できていなければなかなか穴がほげない、先に進まないような状況はあります。

もちろん、加害者のほうには、どちらかというと学校のほうから事情を聞くことがあるんですが、被害者の話を聞いて被害者に寄り添うっていうのが、スクールカウンセラーの立ち位置かなというふうに思っております。

西依義規委員

いや、1回それっぽい会議に出たことがあって、立ち位置があって、やっぱカウンセラーさんは、もうちょっと、多分学校にこうしてほしいんじゃないかなっていう、多分心の中で思われている場面もあると思うんですよ。

要は、被害者側、加害者側の対処の仕方とかですね。

けどなかなか、例えば、その会議でカウンセラーさんが校長先生向かってこうだっていう雰囲気はもちろんないんですね。まだ、自分の学校の場合ですよ。

だから、僕はもうちょっとこう——わからんですよ。カウンセラーさんかソーシャルワーカーさんかわからんけど、そういう立ち位置の人がやっぱりおるべきで、学校長がトップはもちろんトップでいいんですけど、やっぱり対応は絶対学校よりになるやないですか。

言うちゃいかんけど、下手したら加害者もそんな悪くないよみたいな——ひょっとするとですよ。そこまではないけど、学校側の対応は、もっと言うなら被害者側は遅いと言った場合に、校長先生は多分遅いとは思ってないと思うんですね、自分は。

そこで、カウンセラーさんがそういう第三者的な、中立的な対応ができるのであればいいんでしょうけどそういう役目はないんですよね。

平川富久学校教育課長

いろいろな場合が想定されますので、一概に申し上げることは非常に難しいところがあると思いますが、カウンセラーの立ち位置としまして、やっぱり被害者に寄り添って学校の今の対応として、学校が知らない情報とかを踏まえた上で、この辺はもう少ししたほうがいいとか、こういうことをやっぱり被害者は思ってますよとかそういうアドバイスというか、そういうのは言っていただき、また学校としてもそういうものに耳を傾けるスタンスを、やっぱり持っておかなきゃいけないだろうなと。

一般的なイメージとしてですね。そういうふうになんて考えております。

西依義規委員

いや、なかなかいじめっぽいのが起きたら解決せんやないですか、ずっと。

どっかで、ボタンのかけ違いかなんか知らんけど、何かあったんじゃないかなあと思うんですが、例えば教育委員会に相談に来るやないですか、ほんと。もう、学校じゃ話ならんと。今度、教育委員会に来られた場合に教育委員会が、その市民の方がどう思われているかわからんですけど、何か、ちょっと学校よりじゃないかなっていうような見方とか、言われたことありません。

そういう、全然やっぱり、それ教育委員会として中立な立場で調査したりされるのか、その辺の立ち位置がどうなのかなと、いや、ちゃんとそうですよ、ちゃんと中立ですよじゃないんでしょうけど。

保護者から見てくれが、どうも学校よりじゃないかなと思われてるじゃないかなって思うんですけど、その辺、そういった保護者から言われたこととかありますか。

平川富久学校教育課長

そういう事例もございます。

我々としては、決してそのようなつもりではないのですが、やはりなかなか伝わらなかったりした事例もありますし、御指摘をいただいて、真摯に受けとめた事例もございます。

さまざまでございますので、何とも言いにくいところもございますけれども、そういう御相談があれば、やはりまずは被害者に寄り添って、被害児童生徒、保護者に寄り添ってお話を十分に聞くというふうなことが必要ですし、いじめにかかわらずお話を伺うと、まずはですね。そして、どこか解決策を見出していったり、御理解いただく点を見つけていただいたりして、早急に解決していこうという努力はさせていただいているところでございます。

西依義規委員

じゃあ、この件で最後で、いじめ問題対策委員会の役割で、いじめの防止ともう一つ、重大事態の対応ってあったじゃないですか。

夏ごろに新聞報道で、毎日新聞かどこが書いた分がありましたよね。

そういう対象も、また、例えば、いじめ問題対策委員会にキャッチボールをするんですか、それともやり方を決めたらそのあとは訴訟の話やけん、そちらに。この、いじめ問題対策委員会が、まだ、その重大事態にかかわっているのか、そこはもう切れていると考えていいんですか、この委員会自体が。

例えば、新聞報道だけを見ると、鳥栖市対応を一変させたとか、一切認めてないとか。あの記事だけ見ると、鳥栖市の教育委員会ちゃ何かなあと、あれだけ見るとそう思うじゃないですか。

そこら辺の、例えば対応で、またこの問題対策委員会が機能しているのか、それとも、あれはあれでもう終わったんで、あとは教育委員会さんの中だけでされているのかっていうのは。

平川富久学校教育課長

あの件は訴訟になっておりまして、新聞には記者の方が取材されて書かれたものでございますので、それについて我々から何も申し上げることはございませんけれども、もう裁判の中で明らかになっていくものというふうに思っているところでございます。

今も係争中でございますので、その件につきましては、なかなかお答えがしにくいところでございますので、どうぞ御容赦いただければと思います。

下田寛委員長

よろしいですか。

松隈清之委員

要は、個別事案は別としても、重大ないじめってなるんじゃないですか。

随時、そのいじめ問題対策委員会とずっとやりとりをし続けているのか、何か、一旦こうしたほうがいいんじゃないのって来たら、もうそれであとは学校で対処していくのかっていうのはどうですか。

例えば、言われたようにしたら、ちょっと向こうからこういうリアクションがありましたっていうのを、またどうしましょうかっていうのをその随時委員会のほうに諮っていくんですか。

平川富久学校教育課長

お答えになるかどうかわかりませんが、いじめ防止対策推進法の中に、第28条のところに重大事態という規定があります。そういう事態になったときには、まず、それを重大事態と認めて報告を我々受けます、学校のほうからですね。それについて調査をするようになっております。

そのときに、学校が主体となるのか教育委員会が主体となるのかというところの判断をまず教育委員会のほうで行います。

そして、教育委員会だと、なった場合は、法の第14条の中にあります附属機関という、その附属機関となっているのが、このいじめ問題対策委員会でございますが、そこに教育委員会が主体となってする場合がここに諮問をして、調査等を依頼することになります。

そこで調査をされることがあれば、そこで子供たちとか先生たちとか、被害、加害、いろんな状況を見て、学校のほうに指導すべきこととか加害生徒に指導すべきこととか、こういう点の対応がどうだったというようなことは、教育委員会の対応も含めて御指摘をいただきますので、そういう答申をいただければそれに従って我々はまた対応していくという形になるかと思えます。

実際、そこまでいったことがございませんので、そのあとどうなっていくのかということについては、ちょっとイメージが私のところでも、今のところできておりませんけれども、今は法的にはそのような段階を踏んで進めることになっております。

説明になっているかどうか、ちょっとわかりませんが。

松隈清之委員

いろんな取り組みとか対応をされていると思うんですね。

それで、言われたように、ないほうが望ましいけど現実いじめが起こっているわけじゃないですか。学校とか教育委員会というのは、対応を、わかってからはね、されていると思うんですね。

ただ、幾つかそういう事案、過去見てきたときに、やっぱり被害児童の保護者が表に基本的には出てこられますよね。被害児童自体がどう思ってるのかっていうこともあるけど、そ

れ以上に、保護者の方が大体表に出て来られるじゃないですか。

やっぱり、我が子のことですから感情的に当然なりますよ。それで、やっぱ学校と対立関係になっちゃうんですよね、どうしたって。

何でそれを見過ごしたのかもあるし、じゃあ、加害児童に対する対応が甘過ぎるとか。教育委員会とか学校としては、加害児童ももちろん悪いのは当然なんだけれども、かと言って懲罰的なことをするっていうのはなかなか現実、今できないじゃないですか。

そうすると、やっぱ感情的に、何で加害児童は何もないんだみたいな、あいつらが悪いんだろうみたいな感情論とね、守ってるつもりはないんだけど、かといって、あからさまに懲罰的なことはしづらいと。よっぽど、もう傷害事件とかにしていまえば別ですけどね。

そうするとね、要は、被害児童の保護者からすると、学校は加害者を守ってんじゃないかと、要は対立関係になるんですよ。だから、言うたら敵になるんですよ。

だから、話し合いが、過去幾つか事案見てきたときに、何かうまくいかないな、時間もかかるなっていうのは、要は対立関係に、基本的に保護者からしたらなってるんですよ、被害児童の保護者からしたら。

もちろん、寄り添おうという意味は、僕は客観的に見て感じるんですよ。客観的に、教育委員会とかは寄り添おうとしているのはわかるんだけど、感情的に被害児童の保護者はそう捉えられているんで、僕は、このカウンセラーだとかいじめ問題対策委員会かどうわからんけど、やっぱ教育委員会でも学校でもない人間が、弁護士さんでもいいんですよ、初めから。子供のためにね、教育委員会はずっと子供のためにどうしたいかってずっと言うわけじゃないですか。

早く問題解決して、早く子供学校に戻ってきて、そういうちょっと休んでいる時間があるとしたらなるべく早く取り戻していかないと子供の将来が大変だって言うけど、親が感情的になって、なかなか問題解決しないもんだから子供出てこれないじゃないですか。

結局、出てこれないまま終わったりとかするんでね。

だから、いじめ自体もちろんよくないんだけど、それを解決するためのスキームがね、今、僕は機能してないと思うんですよ。

今、当事者と学校とね、教育委員会と保護者でやったって、それよりも、もう第三者のほうが、被害児童の保護者ももっと自分はこう思うんだとかっていう話がしやすいんじゃないのかなって、過去の事案を見ながら思うんだけど。今のやり方って、どうしても教育委員会は寄り添おうとしている。ただ、被害児童の保護者からしたら、いや、生ぬるいとか対応が遅いとかって、全然かみ合っていないんですよ。

だから、ちょっとそこは今後の課題としてね、気持ちはわかるんだけど、解決していく仕

組みがまだできてないように思う。努力はすごく感じるんですけど。

御意見を申し上げておきます。

下田寛委員長

答弁はいらないですか。

ほかに、いかがでしょう。

西依義規委員

図書館、主要事項の100ページですけれども、予算をつけられて、予算を執行されて、決算で効果を見て、図書利用者数とか貸出資料とかあるんですが、例えば目的は、市民の生涯学習の場として図書館機能の充実を図るということですね。充実を図っていきたいということで、言いたいのは充実が図られているかどうかというのを平成29年度、例えば、もっと充実を図るべきだったと思うのか、いやいや、よく充実されたと思うのか。

まず、この目的に対する達成の検証っていう、口頭でいいんで、お願いします。

栗山英規生涯学習課図書係長

図書館の利用実績、減少傾向にございますのは事実でございます。

図書館といたしましては、やはりこれは平成28年の4月に基山町立図書館が新しくなり、また鳥栖市民であっても基山町立図書館の貸し出し券等がつかれるということから、特に田代、弥生ヶ丘地区の利用者が基山のほうに行ったというふうな分析をいたしております。現実的に、基山に近い弥生ヶ丘、田代地区では約2割の利用減がございました。そのことが全体を大きく引っ張っているものだと考えております。

図書館といたしましては、当然、基山にとられたというような意識もあるんですけれども、基山の図書館が新しくできたことで新たな利用者、図書館利用者がふえたと、では鳥栖としては、基山を利用された方をまた鳥栖に呼ぶような、そういう取り組みを行ってまいりたいと考えております。

確かに、貸し出しの冊数、利用者数とも減少にはあるんですけれども、鳥栖の図書館でもいろいろとアイデアを出しまして、よりお客様が本を利用しやすいような、本の見せ方であったりを考えておりますので、今後はこの減少傾向を食い止めまして利用増につなげてまいりたいというふうに考えております。

それと、鳥栖の図書館の場合ですけれども、昨年度、子供の読書活動推進計画というものを策定いたしました。

子供、中高生までの読書離れが叫ばれている中、やはり児童書の充実等を図りつつ、とにかく子供さんたちがいつでも本に親しめるような、本を手にとれるような環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

素晴らしい評価、ありがとうございます。

僕も初めて知っていろいろ勉強になりましたけど、じゃ担当課から、例えば図書館をもうちょっとリニューアルしたいとかこういうところが——例えば、基山の図書館以外にも、僕が普通に感じるのは図書館がずっと、僕らが長年変わらんというイメージ、それはそれでいいんでしょうけど。

例えば、土日は駐車場がまずとめれん。文化会館のが、第2駐車場もあって、そういういろんな図書館をもうちょっと充実させるためにいろんな——お金がかからない工夫はもちろんされていると思うんですけど。何か、もうちょっとこうしたいっていうのが——ここで言えるかどうかかわからんですけど——何かこう、行く行くはですよ。

行く行くはこういうふうに改修をしたいとかリニューアルをしたいとか、何かそういう図書館で市民の方々にもっと呼び込もうっていうお考えとかもしあればお聞かせ願いたいんですけど。

栗山英規生涯学習課図書係長

特に、予算を伴う取り組みにつきましては、平成29年度は移動図書館車両の買い換えをさせていただいております。

また、建設から25年がたちまして雨漏り等がございましたことから、屋上の防水工事もさせていただいております。防水等の工事につきましては、3年後の平成33年度に外壁部分の改修もしていくということで庁内の協議も進んでいるところでございます。

やはり設備面での劣化というのはどうしても避けては通れないところですけども、利用者のニーズを踏まえて、なるべくお金がかからない方法で、より皆様に親しんでいただけるような図書館づくり、今後とも知恵を絞ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

西依義規委員

ありがとうございます。

僕、前から疑問なんですけど、図書館長って図書館におっちゃんいすよね。兼任ですよ。

僕は、やっぱ図書館って、今の栗山さんのお考えであれば、それを、邁進していく図書館長っていうのは絶対僕はいてしかるべきかなと思うんですけど。例えば、片やこちら側の人間って言っちゃいかんんですけど、出てない側の、出先の外の人間と。

なぜ、図書館長を兼務にするのかっていう質問をしていいですか。

白水隆弘教育次長

その件に関しましては人事にかかわることですので、私たちもなかなか、考慮が及ぶところではございません。

ただ、私の経験から——私も図書館長を経験しておりますけれども——申し上げまして、私が図書館長になる前の段階で、係長、今栗山係長でございますけれども、係長が図書館長を兼務していたという時代がございます。

そのもう一つ前は、嘱託の方々、例えば学校長のOBとかさまざまな方々の嘱託の方が現場におられて、図書館長を名乗られておられたというような時代がございます。

そのさまざまな時代を経て、今があるんでございますが、その途中に組織の再編がございまして、もともと教育委員会の中に文化会館、図書館などがございまして、そのエリアを束ねる長として図書館長なり文化会館長なりがいたんですけれども、図書館がちょっと切り離されてしまいましたので、やむを得ず課長職という立場で、今、担当課長が図書館長をしているというような流れの現状でございます。

意図的にそうなったのかわかりませんが、流れとしてはそういう状況で今あるということでございます。

それで、当時係長で図書館長を兼務しておられた時代は、やはりよそに会議に出られたりしたときに、やはりよそは部長クラスとか課長クラスとかいう管理職の方々がほとんどでございまして、どうしても気おくれするとかものが言えないと言ったような御意見もございましたので、私の時代に課長職が兼務になるというような変更がなされております。それで、今に至っているというような状況でございます。

ちょっと経緯を説明させていただきました。以上でございます。

天野昌明教育長

先ほど、松隈委員からいじめの件について、貴重な御意見をいただいたんですけれども、昨年と言えば39件のいじめ事案がありまして、ことしになって今14件のいじめ事案があるということになっています。39件のうち1件は、まだ解決できてない部分があるという状況になっています。

それで、今話が出たように、うちとしては絶対子供に寄り添って対応しようということで指導をしていますし、学校側に立ったような対応はしていないと私は思ってるし、みんなそういうことで共通理解をしてやっていますけれども。

どうしても、やっぱりいじめを受けた子供たちっていうのがなかなか解決といいますか、子供がいい方向にいけない。不登校をおこしてしまったりとか、いろいろあったりとかそういうことでどうしても保護者はそちらの方向の解決ができないもんだから、矛先が学校

に行く、教育委員会に行くというふうなことになります。

それで、うちとしてもそういうことがないようにということで、しっかり子供に寄り添っていくように、まして不登校だったらその子供たちがいつでも受けられるように授業は設定しますよと、いろいろなことを今もやってますけど。そういうことでやってますし、加害者のほうに対しても、出席停止なんかもちろんできないんですけど、厳しく指導しなさいという対応をしています。それから、しっかり見守ってほしいということでやってますので、いろいろうちとしてもいじめの対応をいろんなことをやってきましたけれども、これはやっぱりなくなることだというふうに思いますし、しっかり学校と連携しながらやっていきたいというふうに思ってます。

本当、よろしくお願いします。

以上です。

松隈清之委員

ありがとうございます。

いや、気持ちはね、ずっとわかっているんですよ。そういう寄り添う対応をされていることも知ってるんですよ。

ただ、さっき言ったのは、その気持ちとね、被害児童の保護者の気持ちがやっぱ伝わらないっていうかね、その立場があって。

どうしたって学校と同じに見られちゃう部分があって、だから、せっかく気持ちが——そもそも対立してるならどっちもね、別にいいんですけど、こっちの気持ちとこっちの気持ちがかみ合っていないところがあるので、始めから第三者がね、入ったほうがそれぞれのフィルターを色眼鏡で見ない形で、それぞれの考えっていうのを伝えられるのかなっていう、そのほうがむしろ早く、じゃ子供にとってどうしたがいいかっていう現実的な、感情論じゃなくて現実的な解決策に早くいくんじゃないかと思って、もう初めから第三者が入って、弁護士さんとか入ってもいいと思うんですけど、そういうやり方っていうのができないのかなっていう御提案です。

それが、今後考えていただいて、ちょっと昼入りますけど、これだけは実は言いたかったことがあって。

トイレ、洋式化したじゃないですか。それで、その後、そこでトラブルとか、やっぱり小便器を残しとったがよかったなとかっていう話って、ないんですか。

下田寛委員長

それ、どうします。

昼からしますか。（「俺、もうそれで終わりやけん」と呼ぶ者あり）

ほか、もしまだあるなら。(発言する者あり)

ちょっと、休み取りましょうか。(発言する者あり)

じゃあ、江寄課長。

江寄充伸教育総務課長

トイレ、要は小便器を撤去したということで、今年度も引き続きやっているんですけども、昨年の、一応工事が終わった学校からは、直接その小便器がどうしても必要というような御意見は今のところいただいておりません。

というのが、一つは、全部小便器を撤廃したわけではなく、あくまでも子供さんたちが使う教室棟について小便器を撤廃して、やっぱり小便器を使いたいということであれば、一部管理棟とかにも小便器が残っておりますので、どうしても小便器しか使いたくないというお子様がいれば、そちらのほうを使っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

例えば、混むからね、短時間の休み時間とかでは、ちょっと入りきれんようになったとかそういう事例とかは別に報告はないんですね。

江寄充伸教育総務課長

そういったことは、今のところ報告を受けておりません。

といいますのが、一応トイレのブースの数については、児童生徒の数を考慮いたしまして、最低限の数を設置のほうをしておりますので、今のところはそういう報告は受けてない状況でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと簡単に3つだけ。

さっき、放課後児童クラブの話があったんですけども、指導員不足の話ね。

それで、2学期に向けての放課後児童クラブの待機児童の数と、指導員不足と言われたんやけど、指導員不足の現状と——私は、やっぱりね、指導員不足、何でそうなんかつちゅうとやっぱ待遇が悪いけんだと、賃金を含めてね。というふうに思ってるんやけど、その辺についてどう思って、どう改善しようと思ってるのか。

その3つだけ聞きたいんですけど。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

待機児童といたしましては、現在通常期で、8月末ですけども41名、長期で147名の待機児童の方がいらっしゃいます。

それで、指導員ですけれども、指導員につきましては、各16クラブに30時間の常勤の職員を1名と週20時間の常勤の職員を2名ずつ配置したいと考えておりますけれども、指導員に関しましては、30時間の指導員が現状で16名に対して11名、20時間の指導員が32名に対して27名になっておりますので、現状5名ずつほど不足をしておりますので、その分につきましては、代替の職員のほうで対応をしているところでございます。（発言する者あり）

代替の指導員で対応をしているところでございます。

今後、2学期以降の対応でございますけれども、やはり指導員不足が一番の原因で待機児童が出ておりますので、そこにつきましては、指導員をいかに確保するかが問題となっていて、指導員の確保に全力を尽くしたいと考えております。

以上です。（「待遇改善。賃金が必要じゃないかと、その考え」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

続けてどうぞ。

山津和也生涯学習課長兼図書館長

指導員の待遇の改善につきましては、現在検討しているところでございまして、指導員になるには保育士の免許とか教員の免許等が必要となっておりますので、現在、賃金の単価は一般の事務の賃金の単価というふうになっておりますけれども、そこを何とか保育士並みの単価のほうに持っていけたらなというふうな考えは持っております。

以上です。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

ちょっとすみません、僕もいいですか。すぐ終わります。

図書館の件、ちょっとお伺いしたかったんですけど、これは——主要事項の100ページですね。これは、サンメッセも合わせてなんですかね。

栗山英規生涯学習課図書係長

こちらの表につきましては、サンメッセの利用者も含まれております。

市立図書館とサンメッセ鳥栖の図書コーナーが同じシステムで結ばれていることから、統計等に関しましては、鳥栖市の図書館という形で表記をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

それで、さっき改善の余地もあるというような旨のお話を、西依委員の話からそういうお話をさせていただいたと思うんですけども、僕もそう思ってるんですよ。サンメッセの機能が中途半端じゃないかと。

例えば、さっき基山との比較を言われましたけど、これ、僕の主観ですけども、基山は結構絵本コーナーとか子供の部分に特化したところとか、雰囲気という音楽が流れてたりとか、多分こういったところは音楽を流すとか多分お金はいらなと思うんですよ。じゃあ、鳥栖のほうがどうなのかっていうと、当然昔ながらのっていうか、今まで継承されてきた図書館であって、今でこそ絵本コーナーとか結構力を入れてくださっているのは、ちょっと私も感じているところではあるんですけど。

じゃあ、サンメッセがどうなのかって考えると、あそこ結構絵本があって、それ以外の書物もあって、横に勉強している人がいて、あとスタジオがあったりして、その機能が何かに特化したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、僕は、もうサンメッセを子育て支援の広場みたいな、絵本コーナーをがつつりやるとか、今の市立図書館にもそういったコーナーあって、かなり充実してますけれども、もっと専門的にできる余地があるんじゃないかなと思ひまして、そういったところは結構、いろいろと試行錯誤していただく余地はあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

白水隆弘教育次長

今現在、サンメッセが教育委員会の所管にございませんので、なかなかよそのことに対して、どうのこうの言える立場ではございませんが、5年ぐらい前ですね、市教育委員会の所管にありました当時、私、図書館長とサンメッセも所管しておりましたが、その当時、今おっしゃられたようなことをやろうとした経緯はございます。

1つは、現在の鳥栖市図書館をアカデミックなものに、サンメッセをカジュアルなものにですね。あそこは、どうしても防音がききませんので、そういった具合ですみ分けをしようというようなことで、そういう動きをその当時はしたことがございますけれども。

今となりますしては、若干所管が変わってしまひまして、本のそういった貸し出しのシステムは同一システム上で動いておりますので、統計的にはそういったものは出てきますけれども、運用上は別団体でやっておりますので、なかなか難しいところがあるかと思ひます。

両市長部局と私どものところの部局とでうまくお話をさせていただいて実現できればなどは考えておるところでございます。

以上です。

下田寛委員長

よろしくお願いします。

ぜひ、期待してますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかは、よろしいでしょうかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係の質疑は終了いたしました。

下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後0時19分散会

平成30年10月 3 日（水）

1 出席委員氏名

委員 長	下 田	寛	委員	中 村	直 人
副 委員 長	松 隈	清 之	〃	飛 松	妙 子
委 員	齊 藤	正 治	〃	竹 下	繁 己
〃	尼 寺	省 悟	〃	西 依	義 規

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

市	長	橋 本	康 志
総 務 部	長	野 田	寿
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		実 本	和 彦
総 務 課 庶 務 防 災 係 長		古 賀	庸 介
総 務 課 長 補 佐 兼 文 書 法 制 係 長		江 下	剛
総 務 課 長 補 佐 兼 職 員 係 長		山 本	英 規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

5 人

議員傍聴	牧 瀬	昭 子
議員傍聴	成 富	牧 男
議員傍聴	伊 藤	克 也
議員傍聴	池 田	利 幸
議員傍聴	久保山	博 幸
議員傍聴	藤 田	昌 隆
議員傍聴	小 石	弘 和

7 その他

な し

午前10時54分開議

下田寛委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

~~~~~

総務部

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

本日は、総務部関係議案の審査を行います。

それでは、まず市長より挨拶の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

橋本康志市長

先ほどは、議案審議におきましてさまざまな御質問、御指摘を頂戴しましたこと、心からお礼を申し上げます。また、委員会におきましても、こういう機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いします。

下田寛委員長

ありがとうございます。

それでは、議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルは、平成30年9月定例会ファイル内の20議案（その4）になります。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、説明を申し上げます。

今、委員長のほうから御説明がありましたとおり、議案のその４の３ページをお願いいたします。

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の主な内容といたしましては、市長の平成30年10月から平成30年12月までの給料を、

給料月額から100分の30減じるものでございます。

施行日につきましては、平成30年10月1日といたしております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### **下田寛委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

いくつか、ちょっとあるんですが、1つは市長は先ほどの質疑の中で、今の地点において責任を明確にすることが違反状態を是正するための前提となると、そう言われたわけですね。

そして、とりあえず今回処分をしまして、弁護士さんと調査をして、それが明らかとなった場合は改めて再処分を受けると、こういうことを言われたわけですけどね。問題は、今の地点で、市長の責任が明らかになっている今の地点で、この3カ月30%が妥当なのかというところですよ。

実際問題として、ちょっと質問なんですけれども、金額的に幾らになるんですか。

#### **実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

月額で言いますと、減額される額としましては28万6,800円。28万6,800円でございます、その3カ月ということですので、その3倍で86万400円となります。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

それで、私は市長の一番の責任があるのは、少なくとも昨年の6月に明らかになった、知ったと。だから、それから今まで1年有余、農地法違反の状態であるということがわかっていながら、みずからそれを公表しなかったと。わかったのは新聞記事に出て、そして一般質問があつて初めてわかったわけですね。そのことによって、この新産業エリア自体の進展がかなりおくれたということではないかと思うんです。

その責任がですよ、今言った86万400円で妥当なのかということだろうと思うんです。真相が明らかになって改めて処分するのは、もうこれは当たり前と思うんだけど、これが本当に妥当なのかということなんです、そこでちょっともう一回質問、若干確認したいんですが、過去の事例として2つ言われたんですよ。

過去、処分を受けた事例ということで、あれをちょっともう一回言ってもらえますかね。それは、法律違反を起こしたということなんですかね。

#### **実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

過去の事例ということで申し上げます。

1つ目が、平成8年11月の公共工事設計金額誤り及び切り抜き設計書への記載をした件で



午前11時3分開議

下田寛委員長

じゃあ、再開します。

尼寺省悟委員

今回、農地法違反、農地法違反というふうに言われております。具体的に農地法の第何条の何に違反しているのかわかりますか。

野田寿総務部長

具体的には、農地法の第4条、第5条の両方のほうの条文で違反行為を行われているということでございます。

尼寺省悟委員

違反した場合の罰則規定はどうなっていますか。

野田寿総務部長

すいません、手元に罰則規定のところについての条文がありませんので、調べさせます。

尼寺省悟委員

後で調べてください。

私のほうから言います、第64条にあるんですよ。その中では、3年以下の懲役及び300万円以下の罰金と。法人の場合は1億円と。

さっき言ったのは個人の場合ですね。

法人の場合は1億円と、だから今回は、市役所が法人かどうか、少なくとも法人とみなせるならば1億円以下の罰金及び3年以内の懲役ということになんですね、農地法違反は。

これと、さっき言われた3カ月30%がどうなんかっていう話じゃないかと私は思うんです。それぐらい重いもんだと。

それが、3カ月30%で足りるのかと、いいのかと、妥当なのかと、今の地点でわかっているだけでの市長の責任がね。そういうふうに思うんですが。

ちょっととりあえず、この辺でいいです。

また考えて、また質問します。

その辺いかがですかね。

下田寛委員長

質問ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

その辺はどうでしょうか。

野田寿総務部長

農地法の罰則規定が確かにございます。それについては、告発されて司法が判断するという形になると思いますけれども、今回、これと比較して市長の部分がという話の比較というのはちょっとなかなか難しい、悪質があったかどうかという部分も法令のほうの罰則規定には適用されることもありますんで、そこについては、ちょっと法的にどういった解釈がされるのかってというのは、私どもではちょっと発言がしにくい部分ではございます。

以上でございます。

#### **下田寛委員長**

よろしいですか。

ひとまずですね。

#### **尼寺省悟委員**

今、悪意があったかどうかという話をされたんですけれども、鳥栖市全体としたときには、例えば今回の農地法違反について、農業委員会からその担当課に対して、これ違反しているという指摘は何回もあっているんですよ、私が聞いたところでは。何回もあっていると。

それに対して、確かに県の指導に対して誤ってとったというところもあるんですけど、少なくとも1回2回じゃなくて、結構何回も農業委員会から農地法に違反していると指摘があったにもかかわらず、やっぱりあの作業を進めたということが悪意と取られるのか、取られないのかと、それは解釈だと思うんですけれども。

1回であれば許されるけれども、何回もしてきて、していったということがね、悪意なんだと取られることだってあり得るし。

私は、農地法違反と単純に比較はできんけれども、少なくとも一つの考え方としてね、それを比べてみてもいいのじゃないのかと、今の時点でね。そういうふうに思ったから言っただけのことです。

いいですとりあえず、あと、またやります。

#### **下田寛委員長**

ほかに、いかがでしょうか。

#### **竹下繁己委員**

給料を減額するという目的が、市の最高責任者としての責任を重く受けとめ、その責任を明確にするということが理由ですよ。これを、ちょっと言ったら市のマネジメントのトップとしての責任のとり方なんでしょうか。

質問です。

例えば、悪いことを鳥栖市が今してその状況にある、そのトップとしての、市役所のトッ

プとしての責任のとり方と捉えていいですか。

**橋本康志市長**

先ほどの御答弁でも申し上げておりますけれども、不適切な事務処理によって、農地法違反の状態に陥っているという状況について管理監督の責任者としての責任を明確にするという意味で御提案をしているということでございます。

また、先ほども申し上げておりますけれども、法律の専門家による検証をしていただくように予定しておりますので、その検証確認の中で新たに私の責に帰すべき事実とかが判明いたしましたら、また、さらなる対応が必要であるというふうに認識しております。

**竹下繁己委員**

それで、それを踏まえてですけれども、今回のこの不適切な農地取得に関して、これを行ったことで鳥栖市全体、鳥栖市民にどのようなマイナス要素があったと思われますか。

〔発言する者なし〕

**下田寛委員長**

答弁、お願いしたいですが。

**野田寿総務部長**

こういった農地法違反、マスコミも連日報道されておる状態でございますので、当然、地権者の皆様に対する御迷惑、それとともに、市の法令遵守に違反しているということで、信頼の低下を招いているという状況では大きな問題としてあると思います。

それと、もう一つが、金銭的な問題が今後どこまでいくのかということとはわかりませんが、そういった具体的なこともあるかもしれません。

以上でございます。

**竹下繁己委員**

今の御答弁では、市民に対して非常に申しわけないというような感じですがけれども。本当、そうですね、地権者の方、そして鳥栖に住んでいる市民の皆様の税金を使って利子を払っている状況ですから。

また、鳥栖のブランド力というか鳥栖の信頼関係ですね、県とか国とかの。こういったことにも、ちょっとマイナスな面が出ているのではないかと私は思うんですが、これから、県道を通すとか、またこの新産業集積エリアの事業の進捗に対しても物すごく鳥栖と県の信頼関係、非常に難しいことになっているのではないかと私は推測しますが、市としてはどのようにお考えですか。

**野田寿総務部長**

今、こういった問題が発覚しておりますので、今、市のほうとしてできるというのは、で

きるだけ法令、エリアについての早期の是正が行われること。それと、今回の原因について、第三者の弁護士の方にもお願いして入っていただきますけれども、原因究明して再発を防止すること。それを速やかに市民の皆様に提示していくということが信頼回復につながっていくものと。

それを、できるだけ早くやっていくことが市役所の今の努めだと考えております。

#### **橋本康志市長**

今の御指摘でございます、この事業につきましては、佐賀県と鳥栖市の共同で行う事業でございます。当初、始まったところは県事業でございましたけれども、途中から県と市の共同事業ということでなっております。

その意味で、鳥栖市の担当分野としての、この土地にかかわる部分について、不適切な事務処理によって農地法違反の状態に陥っているということについては、一定そこに、結果としてそういう事実がありますので、その責任を明確にした上で、県の御指導等を仰ぎながらこの事業をできるだけ、その違法状態を早期に是正をしていくことが信頼回復に必要なというふうに思っております、その意味で、今の時点で一定の責任を明確にお示しすることが必要だと判断したところでございます。

#### **竹下繁己委員**

新産業エリアの件は、担当の委員会でお話し合いが行われると思いますけれども、今回のことで鳥栖市がこうむったマイナスの要素というのは非常に重いものがあると思いますので、私もちょっとそれと見合った減額なのかなと思います。

意見です。

以上です。

#### **下田寛委員長**

ほか、いかがでしょうか。

#### **飛松妙子委員**

先ほど、議案質疑でもございましたが、その中では用地取得における農地法違反問題に関して、この給与の減額ってということだったと思います。

現在、新産業エリアの一部土地取得がまだできてないという部分に関して、それで事業がおくれてるってということもあります。そのことは切り離して考えていращやるのか、また、この一部取得ができてないところに関して、本当に今後解決ができると市長は思っけるのか、そこを教えてくださいんですが。

#### **橋本康志市長**

今、飛松議員から御指摘をいただきましたように、この新産業集積エリア整備事業につき

ましては、この農地法にかかわる不適切な事務手続による農地法上の違法状態に陥ったという件と、あと、地権者の皆様との同意の件が、大きく2つ、2種類問題が存しているというふうに思っております。

農地法上の違法状態の是正につきましては、先ほど申し上げましたように、県との共同事業でもあり、一定、今ここで市の責任を明確に示しながら県の御指導を仰ぎつつ早期の是正に努めてまいりたいと思います。

また、もう一方の地権者との問題でございますけれども、これも、私もかなり頻繁にそういったところに赴いて御説明をし、御理解をくださるようお願いをしておりますけれども、なかなかそこがうまくいっていない状況もございます。

これは、引き続き御理解いただけるような話し合いを積み重ねていって、できるだけ早期に、これはもう御理解いただけるように努力をしてまいりたいと思っております。

今のところいつまでにと、なかなか会っていただけないとか、さまざまな状況もございますので、申し上げることはできませんけれども、とにかくさまざまな方面からのお力添えを得ながら、御理解いただけるように努力してまいりたいと思っております。

#### **飛松妙子委員**

先ほど、池田議員のほうからの議案質疑の中で、既に農地法違反が発覚してから約135万円の損失が出ているのではないかと質疑もさせていただきましたが、これが、もしこのままずっと続くのであれば、損失がさらにふえていくということがすごく懸念されるんですね。

本当に、1日も早く解決しなければいけない。農地法違反だけじゃなくてこの部分もあわせて、ここをどうにかしなくちゃいけないというところで、もう一度市長に、解決するためにはどうしたらいいのか、ここをぜひ御答弁いただければと思うんですが。

#### **橋本康志市長**

どうしたら解決できるかということでございます。

そのような妙手があれば、ぜひ教えていただきたいところでもございますけれども、ここは誠意を尽くしながら真摯に向き合って御理解くださるよう、もう会うことを重ねていくしか多分ないと思っております。

#### **下田寛委員長**

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

#### **松隈清之委員**

先ほども、指摘があったことなんですけど――その前に、提案理由の説明の中でも、現段階において私の責任を明確にすることがと、いうふうに説明をされているんですね。市長

としての責任を明確にすることがって書いてあるんですけど、まずこの現段階っていうのがどういう意味なのか。

市長がこの事実を知っているのは、昨年６月ですよ。昨年の６月にこの違反状態っていうのは知っているんだけど、なぜ現段階なのか。

これは、新聞報道、あるいは一般質問っていうのがあったんですけども、それによって発覚したという段階だから責任を明確にしなきゃいけないと思ったってことですか。

**橋本康志市長**

松隈議員の御指摘は、公にする時期が遅かったんじゃないかということかなと思いますが……。

**松隈清之委員**

わかりづらかったら、すいません。

遅かったというのはもちろん全員協議会の中で申し上げましたけれども、要は表に出してしまった以上は責任を明確にしなきゃいけないと思っているってことですか。

例えば、新聞報道にしても一般質問がなければずっとわからない状態が続くわけですよ。ただ、そこで、さらにその後の文章の中に出てくるんですけど、要は違反状態を是正するための前提になるって言われてるんですよ。提案理由の説明でも、答弁でも。

違反状態を是正するための前提となることが責任を明確にするっていうことであれば、さっきも、前回も言いましたけれども、早い段階で公表してその責任を明確にするっていうことが必要だったと思うし、そうでないんだったら今まで公表せずに責任も明確にしてこなかったということは、違反状態を是正するための前提ではないということなんですよ。

だから、そこがちょっと理解できないんですよ。

違反状態を是正する前提であるならば、自身がその違反状態を認識した時点で公表して、責任を明確にして是正すべきだし、それは今までできてないわけですよ、発覚をするまで。公表じゃなくて、発覚をするまで責任を明確にしてない状態で、過去の答弁では違反状態を是正するためにずっとやってきたと。

でも、ここで、提案理由で説明されている違反状態を是正するための前提が責任を明確にすることであれば、じゃあもっと早く責任を明確に、公表して責任を明確にする必要があったんじゃないかと思うので、ちょっとそこが矛盾してるのでお尋ねをしてるんですよ。

**橋本康志市長**

ちょっと、ぴたっとはまるお答えになるかどうかわかりませんが、確かに全員協議会の中でも御説明しましたように、公にする時期が遅かったといえれば私の判断ミスだというふうに思っております。

ただ、さまざまこの間につきまして、国や県等ともさまざまなやりとりをしてきております。一応、一定のこういう違法状態の是正の方向性、これを一定見出しつつございますので、その方向に乗るために、やはりこの段階で鳥栖市の今現在、違法状態にあるという結果に対するその責任を明確にしないと是正に向けた手続をお願いするわけにもいかないだろうという判断で御提案を申し上げたところでございます。

#### 松隈清之委員

ということは、何らかの是正のためのめどがついてるのか、糸口が見えているのかわかりませんが、それをするには責任を明確にする必要があると。

逆に言えば、今まで、発覚はしましたが公表もせずに責任も明確にしてないのに是正措置どころじゃねえだろうというふうに、そう受け取られるようなニュアンスが市長の中に、当該対処する、例えばそれが県なのかどこなのか、農業委員会なのかかわかりませんが、そういうところからあったからそういう、今の現段階で責任を明確にしようと思ったってことなんですか。

#### 橋本康志市長

昨年、私が報告を受けまして以来、さまざまな国や県と協議を重ねてきたということは先ほど御説明申したとおりでございます。

ただ、その中でさまざまな方策を模索しております。そのときにどういうことが発生するのかとか、あるいはどういう責任が発生するだとか、もろもろ検討してきております。

ただ、それを重ねた結果として、一定の糸口となりそうなところが見えてきたので、じゃあそのところを進めていくためにどうすべきかということを考えまして、やはりここは今不適切な事務処理によって、農地法違反の状態に陥っているということの結果の責任を明確にした上で。

あともう一つ、全協でも御説明しましたように再発防止策を講じ、そして、職員が、このほかのことも関係するかもしれませんが、コンプライアンスの研修等々を行った上で、再発防止に向けて全職員が身を引き締めたところでそういう体制を、環境をつくった上でお願いをしていかないと、この是正に向けた歩みっていうのは進められないんじゃないかというふうに私は判断をいたしまして、今回、まずは今の農地法違反の状態にあるという結果の責任を明確にして、再発防止策を講じ、そして全職員に対して法令遵守の研修をし、ということ積み重ねて、こういうことをしていきますので何とか農地法違反の状態の是正をお願いできないかということを申し上げないと、なかなか説得力を持たないだろうということでございます。

#### 松隈清之委員

違反状態は1年以上続いているんですよね、これまでも是正するために必要な、今言う相手にもと言われましたけど、相手方に対しても違反状態にあることは、もう当然わかっているわけじゃないですか。そのことをね、要は、今になって言われるわけですか。言われると  
いうか、要は、何でこの現段階なのかなっていうのはずっとひっかかっているわけですよ。

これ現段階っていうのは、逆に今このタイミング、むしろこのタイミングでないといけな  
いと思っているのか。いやいや、本来であれば、もっと前の段階で公表してこうしとくべき  
だったけれども、それはそうなってませんでした、すいませんって話なのか。

#### 橋本康志市長

結果からすれば、ここまで時間がかかってしまったというふうに思っております。

本当、そういう糸口が見えてくれば、もっと早くにできたと思いますけれども、なかなか  
そこら辺が困難を極めておりまして、ここに至ってしまったということで、そこは大変申し  
わけなく思っております。

#### 松隈清之委員

それでは、先ほども御質問ありましたけれども、要はそういう違反状態にあることに対す  
る責任ということでね、ここに書いてあるんですけど――提案理由の中でも書いてあるけど。

そういう、市の最高責任者としての責任を重く受けとめってということなんですよ。これ  
は、要は職員による不適切な事務処理、農地法違反というものに対する責任をとられたとい  
うことが、この30%3カ月っていうふうに理解をしていいですか。

#### 橋本康志市長

先ほど来、御説明しておりますけれども、さまざま是正策について検討をしてきておりま  
す。

結果として、この農地法違反の状況になったということ、そしてここまでかかってしまっ  
たということに対する責任の明確化ということでございます。

#### 松隈清之委員

当然、市長は1人で仕事をするわけではなく、数百人の職員がいて仕事ができるわけなん  
で、全てが、もちろん法令違反はもってのほかとしても運用上の事務手続もね、本来はある  
べきではないですよ。当然、あるべきではないんだけど、悪意がないにしても認識不足から  
そういうことが起こることもあります。

過去のそういった市長の責任のとり方についても、当然、市長がそういう命令をした、市  
長の意思でそういう事務の誤りがあったわけではなくてもトップとして責任をとらないかん。  
そういうのは当然あるんで、仕方ないことだと思うんですよね。

ただね、そうすると、今回の市長が言われたように、今後、弁護士さんも含めていろんな

調査をすると、どこに問題があったかというところで行くと、じゃあどこに問題があったか、要は、職員の事務手続の誤りに対する問題点とかっていうのに対してはね、まだ今からわかってくる部分があるんだろうなと思うわけですね。

むしろね、今はっきり、今はっきり市長が責任をとるべきなのは、去年の6月にこの事態を認識しておきながら全く公表していなかったことだけがね、少なくとも市長自身の責任なんですよ、と僕は思うわけですね。

それは、職員がミスをするとか職員の意思ではなくて、市長自身ができることじゃないですか。その問題を認識した上で、公表するかどうかっていうのはまさしくトップの判断ですよ。

それをしてこなかったことだけが現時点で、現段階ではっきり言える市長の責任だと僕は思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

#### **橋本康志市長**

先ほど来、申し上げておりますように、この件につきましては、去年に私が知ってからさまざまな検討を重ねてきております。

その意味で、先ほど来、申し上げているものの繰り返しになりますけれども、今、農地法違反の状態に陥っていること、そして、公表等について、ここまで時間がかかってしまったこと、ここに対する責任の明確化を今しないと、先ほど申し上げたように、共同で事業をやっております佐賀県、あるいは農地転用に関する農業委員会の皆様にもですね、御理解をいただけないではないかと、是正措置に向けた一步を踏み出す御理解をいただけないんじゃないかということで、今回提案を申し上げたところでございます。

それで、先ほど来、またこれも申し上げたことでございますけれども、法律の専門家による確認作業をお願いしたいと思っておりますので、そこで新たな事実が発覚したり、あるいはということがありましたときには、またさらなる対応が必要だろうという認識はしております。

以上、お答えいたします。

#### **松隈清之委員**

もちろん、提案理由とか今までの質疑での答弁の中から意図を推測しながら質問をするんですけど、責任を明確化する、現段階での私の責任を明確にするっていうことなんですよ。現段階で市長の責任っていうのは、要は職員の犯した事務の手続上のことにおいて、農地法違反状態に陥っていることだけなんですか。

要は、職員のミスは私のミスだから、私が農地法違反状態に対する責任をとりますよっていうことなんですよ、今の提案理由の中身っていうのは。きっと。

要は、市長の自身の判断で公表しなかった、これ、何でかってね、こないだの給食センターの件も、要は発覚をするわけですよ。発覚をするわけですよ、要は、是正工事を何の報告もせずになしたところで発覚をして、表ざたになる。

要は、隠蔽しようとしたと思われても仕方がないということが起きているわけですよ。

だから、そういう体質、それは職員の問題でしたけど、今回、それと同じようなことがね、隠蔽体質が職員だけじゃなくて市長も含めてそうになっているんじゃないかっていうのが僕はすごく問題だと思うし、そのことに対する責任は、一切今回はとられてないんですよ。

もちろん、そういう意図はないって言えばそうなんですよ。

ただ、そのように受け取られてしまったらそれまでなんですよね。結局、発覚するまでは一切公表もしてこなかった。この間の全員協議会だって、議会から申し入れをして全員協議会で説明をしていただいたんですよ。だから、こういう隠蔽する体質っていうのは最も信頼を失う、そのことに対する責任っていうのが全くとられてないというふうに私は思うんですけど、どうでしょうか。

#### **橋本康志市長**

繰り返しになりますけれども、こういう違法状態に陥っているということ、そして、ここまで時間がかかってしまったということに対して、責任を明確にしたいということで御提案を申し上げております。

#### **松隈清之委員**

だから、要は市民にね、隠蔽してるんじゃないかと、隠蔽してたんじゃないかと、もう1年3カ月も公表せずに、なおかつ公表ではなく発覚をしてっていう流れですよ。

そうすると、市民が行政って……、信頼されないとできないですよ。行政の権限自体はそもそも法によってのみ権限が得られるわけだから。その行政が法を無視した手続をするのであれば、何で俺たちが行政の言うことなんか聞かなきゃいけないんだって話になっちゃうわけですよ。

だから、要は信頼を失うっていう行為がもちろんすごくそういう意味では、そういう手続をした職員も責任ありますよ。当然。責任はあるんですよ。

ただ、そのことを隠そうとしたんじゃないかと、余計信頼を、二重に失墜させるような行為をしてきたことに対する提案ではないんですよ、今回は。

隠蔽しようとしたと思われる誤解なのか、そういう意図があったのかは別としても、隠蔽しようとしたんじゃないかと思われていることに対しての責任は、今回全くとられていないんですよ。それが、現段階において、これまで発覚するまでそのことを公表せずにいた市長の現段階で最も重い責任はそこだと私は思うんですね。

職員全てのやることなんか、結果責任はとらなきゃいけないけど、それはむしろお気の毒によって思いますよ。職員が何百人もいる中で全ての責任は最終的には市長がとるんだから。最も現段階ではっきりしてるのは、そのことを知りながらも公表しなかった市長の責任だと私は思う。

だから、そのことに対する責任を明確にして議会に諮る、市民に諮るべきなんじゃないですか。

#### 橋本康志市長

繰り返しになりますが、先ほど来、申し上げてますように、この時期に至ったということについても、そういう誤解を受けてしまうということになったのでは大変残念だと思いますし、そこも含めて反省をしながら是正に向けて努力をしていきたいと思っております。

#### 齊藤正治委員

今、お話聞いていますと、いわゆる今回の提案がその解決の前提となるというようなことで——これいつの新聞ですかね——10月2日の新聞に、まずは違反状態を解消するための手続のスタートを切らせていただきたいと、その思いで提案したという、今のままでは是正手続の相談にも行けないということ、これは間違いないですかね。

#### 橋本康志市長

私はそう考えております。

#### 齊藤正治委員

そうなりますと、いわゆる、本来は昨年の6月分に発覚した時点で、そういう責任のとり方を明確にされておったらこういうことないんですよ。

だけど、この間、例えばずっと、要するにいろんな検討をされてきたということですよ。だけど、その検討されてきた結果、打開策が見つからないまま今日に至っているということでしょうけれども。

実際問題としては、要するに、ここに書いてあることから言えば、手続の相談にも行けないということであれば、発覚した時点で手続されるように、相談されるようにする、今そういうお気持ちだったらですね。そういうことが必要だったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

#### 橋本康志市長

そういうことであれば、あればというか、そこの時期を今となっては見過ごしてしまったといいますか、ミスってしまったというのは、大変私のミスだというふうに思っております。

ただ、さまざま関係機関と協議をしていく中でどういう糸口があるのかということを模索しております。

そのやり方によっては、多分責任とは全く違ってくるだろうというふうに思っておりまして、一定、今見出しつつある糸口について進めていくための前提として今回御提案を申し上げたところでございます。

**齊藤正治委員**

そしたら、どうしたら、打開策っていうのはどなたとされたんですかね、打開策の検討です。

**橋本康志市長**

これは、内部の担当課、あるいは農業委員会事務局、あるいは佐賀県の担当課等々と打ち合わせをしております。

**齊藤正治委員**

そしたら、それは具体的な資料というのがありますか。

いつした、そういう記録っていうのは残っておりますか。

**橋本康志市長**

私は、その時々打ち合わせをしておりますので、残っていると思います。

**齊藤正治委員**

じゃあ、具体的にされた議事録を提出していただいたらいいかと思いますけれども。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、今なぜなのかっていうのが非常に問われているわけですね。そこが、もし本当にそうであったと、解決のための1つの方策であるとするならば、やっぱりわかった時点で、去年の6月に認識された時点とするのが当たり前の人が考えることだったと思いますけれども、その点について。

恐らく、繰り返しの答弁になろうかと思いますが。

**橋本康志市長**

その御指摘につきましては、大いに反省をしております。

**西依義規委員**

聞いていて、多分、提案理由の説明に、市長といたしましては市の最高責任者としての責任を重く受けとめっていうその責任の捉え方が皆さんいろいろ違って、例えば、いろんな責任があると思うんですね。

例えば、道義的責任であつたり政治的な責任であつたり、じゃあトップとしての、市長の経営者としての責任とかですよ。また、損害を与えた、鳥栖市に財政的にも被害を与えた結果としての責任、ここで言う責任が何かによって、多分皆さんのいろんな考え方が整理できると思うんですけど。

ここで言う責任というのは、何責任になりますか、この責任は。

多分、責任が皆さんいろいろ違うんで、議論になっていると思うんですけど。例えば、結果は出てないですね、まだ。例えば、鳥栖市に対して百何十万円の今損害を与えてますけど、それに対する責任も入っているのか。それとも、新産業集積エリアっていう事業をなし遂げられなかった、それは経営者として失格なんで経営者としての責任。それは、もう多分減給じゃ済まない、例えば辞職とかなるかもしれんし。

いやいや、先ほどの隠蔽体質をやっぱちょっと政治的にも道義的にも——ちょっと人としてっちゃあ言い過ぎでしょうけど、その責任があると。そういう意味で3カ月の減給なんだという、その責任に応じて、多分処分が違うと思うんですけど、ここでいう、市の最高責任者としての責任っていう責任は、今、市長が思っている、どういうところが一番重い責任と今思っていращやるのかを聞きたいんですけど。

ちょっと、わかりにくいですかね。

じゃあ、すいません私の意見も交えて、私は今の段階でとれる責任って多分道義的責任しかないと思うんですよ。

結果も出てないんで、例えば農地法が何らかの形で好転して、もうそれは誤解釈、職員の誤解釈なんで、悪意が多分——調べて悪意があったらいかんですけど——誤解釈で解釈がちょっと間違ってた、じゃ書類をちょっともう一回やり直しましょうっていう、もし、そういう形で——それ、私のプラス的な考えですよ——となれば、結局被害を受けた方が、地権者も——市民はちょっと間接的に被害を受けとるかしらんけど。

地権者の方はお金をいただいて、果たしてそれが被害とよばれるのかどうかかわからんですけど、結局被害に遭われたその方が、例えば市を相手取って裁判を起こすとかになれば、またその責任っていうか、多分、誰もまだ裁判を起こすという話にはならんかなと思うんで、僕は今の道義的責任の範囲内では30%の減給は、本人がおっしゃてるんで、妥当性がちょっとわかんないんですけど、もうあんまり異論はないかなっていう、すいません、意見で。

#### **下田寛委員長**

御意見ということで、最終的に。

ちょっといいですか、整理をしたいところがあるんですけど、先ほど齊藤委員が資料の請求を求めていращやいましたが、この資料というのは提出できますか。

#### **野田寿総務部長**

ここに出席している課が、商工振興課がおりませんので、実際そういった、具体的にそういった資料があるかっていう確認が、私のほうでちょっとできません。

そこは確認しないと提出ができるかどうかというのはちょっと、お約束は今の段階では、私もちょっとできないんですけども。

**下田寛委員長**

そうですね、少し……、じゃあ。

**野田寿総務部長**

とりあえず、確認はさせていただきたいと思います。

そして、どういったものがあるかというのは、ちょっと私も具体的に文書はわかりませんので、あるということであるならばちょっと担当課のほうには協議をさせていただきたいと思っています。

**下田寛委員長**

わかりました。

**中村直人委員**

今、資料の提出がありましたけれども、結局、発覚から今日まで、できなかったことに対する責任だと、今言われましたけれども、その間にいろんなことをやってきたということで、今、資料の提出があったと思うんですけれども、いずれにしても発覚した時点で、農業委員会やら県からの通知があると思うんですね。

そして、是正勧告などして、そして指導があるだろうと思うんだけれども、そういったことが、どのような形でこの通知があって、是正があって、指導があったのかどうなのかも含めたところで、先ほど言われたような資料を提出していただければもっとわかりやすくなるんじゃないかと、このように思っておりますので。

そこら辺も含めたところで、県や農業委員会からの通知、指導、それから是正、そういったものに対する、あったのかどうなのかも含めるところで、資料を同時に提出方、お願いしたいと思います。よろしいですか。

**野田寿総務部長**

ちょっと確認させていただいた上で、提出できるものであるならば提出いたしたいと思います。

**下田寛委員長**

お願いします。

**尼寺省悟委員**

ちょっと確認といいますか、最終的に2点だけ質問したいんですが。

簡単に言ったら、今回の提案といったものは、市長自身——責任ですね。農地法違反の責任をとるための今の市長自身の姿勢を示すために、給与を30%3カ月と。

具体的に言ったら86万円ということなんですけれども、果たしてこれが、本当に今の時点で、わかっている段階で市長の責任を果たすために妥当なのかということではないのかと思

うんですよ。さっきも、ちょろっと話出たんですけども、市長の責任のとり方で一番重いのは辞任ですよ。

それから、金額的に言うと、ここにも、新聞記事にもありますけれども、退職手当を返上すべきだということ書いてありますけど、退職金の問題があるし。

あるいは、今から3月ですか、任期まで100%減らすとか、あるいは、市長自身がわかったのが昨年の6月だから、そこまでさかのぼった形で具体的に、その地点までさかのぼって、自分は責任があるといったことを具体的に示すためにもそこまでさかのぼって返上するという考え方もあると思うんですよ。

はっきり言って、私は、今市長の責任がわかっている段階で86万円で妥当じゃないと。軽いと私は思うんですよ。そういった意味で、その辺いかがですか。

どんなふうにお考えですか。さかのぼって返上すると。

#### **橋本康志市長**

先ほど来、御説明をしておりますように、過去の事例等を勘案しながら、今回、30%の3カ月という御提案をしております。

また、先ほど申し上げたように、法律の専門家による確認作業をしていただきますので、その結果を受けて必要であれば、また再度考えたいと思っております。

#### **尼寺省悟委員**

今の答弁、私としてはちょっと不満ですけども。

もう一点だけ確認したいんですが、弁護士さんによる調査ですよ、これ新聞記事によりますと、農地法にかかわる登記についてどこまでが有効なのかどうかを法的効力を確認してもらう、これだけじゃないんですよ。原因究明っちゅうか、今までの経緯、そのことについてちゃんと調査するということですよ。

#### **橋本康志市長**

一応、全員協議会でも御報告をしましたように、内部的な調査を行って全員協議会の御報告を申し上げております。

そこで、我々の中でも担当の課長と係長の認識が違うとか、そういうずれ等もございます。ですから、多分、法律の専門家によります確認作業というのは、残されております文書、あるいは書類、こういったものを検証していただきながらその事実関係の確認をしていただいていくということになっていくと思いますので、一応、この件にまつわる全ての範囲が入ってくるというふうに認識をしております。

#### **尼寺省悟委員**

調査と言ったのは全てにまたがると、そういうことだと理解をしておきます。



それでは、再開をいたします。

休憩前に要請のあっておりました、まずは資料の件について、部長のほうからどうなっているのかお伝えいただいてよろしいですか。

**野田寿総務部長**

資料につきましては、商工振興課のほうに一応言いまして、今作成をしているところでございます。

さきほども、ちょっと話題が上がっていましたが、県とのやりとりについては、県とのやりとりの確認について相手方との話もありますので、そこについての確認がまだちょっと、そこを出せるかどうかも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

きょう、もし出せるとするならば、市の中での協議についての一覧を今作成しているところでございます。

以上でございます。

**下田寛委員長**

わかりました。

今、協議していただいているというところですが、なるべく早い段階で出していただいた上で、資料を踏まえての協議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、それ以外の部分についての質疑を。（「私の資料は」と呼ぶ者あり）

尼寺議員に対する資料（「答弁がなかったんよ」と呼ぶ者あり）

答弁がなかった（「一番最初」と呼ぶ者あり）

ああ、それ、ありますか。

**野田寿総務部長**

国保の話だったと思います。

軽減の誤りだったんですけれども、あの件につきましては、法令上に規定はありますけれども、軽減措置の規定が確かに明文化されています。それについてしなかったということになりますので、法令違反ということであれば法令違反だと、いうふうなことだと思います。条文上、軽減するというふうになってますので、ただそれについてしていなかった。

ただ、罰則とかそういったものはございませんので、それを運用の誤りといえは運用の誤りという形になると思います。（「もう一つは」と呼ぶ者あり）

**下田寛委員長**

尼寺議員、よければもう一度、どの件だったか言ってもらっていいですか。

**尼寺省悟委員**

もう一つが、参考にしたのが、排水工事設計価格計算ミス問題で過大積算をしたと。担当職員の計算ミスで、設計価格を957万円高く見積もったということと言われたでしょう、その件。

2つ言われたんよ、事例を。

**野田寿総務部長**

これにつきましては、補助事業でございましたんで、これが法律上のことではなしに、高く見積もったということでの設計ミスに当たります。ですから、これについては、法律違反ということではなしに事務上のミスということで、国庫補助を返還するということにつながった事務ミスと設計上の設計ミスだということでございます。

**尼寺省悟委員**

結局、2つ言われたけれども、前者については運用上の誤りと、2つ目について、今言われたように事務上のミスなんだということによろしいですね。

**下田寛委員長**

よろしいですか。（「いいですね、それで。そういうことでいいですね」と呼ぶ者あり）

**野田寿総務部長**

法律との絡みっていうのは非常にあるんで、国保のほうは非常に法令違反なのか事務ミスっていうのはちょっとグレーなところはあると思います。

以上でございます。

**下田寛委員長**

いいですか。

では、その他のことで質疑に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

**松隈清之委員**

まず、市長と言うよりも違反状態、違法状態っていうのが、はっきりするというか、そういう認識を持つに至ったきっかけっていうのは農業委員会からの指摘だったということは間違いないんでしょうか。

**野田寿総務部長**

商工振興課のほうで、これが農地法違反に当たるよということをきちんと指摘したのは、指摘したというか市長に報告があったということであるならば、農業委員会の指摘以降だと思います。

**松隈清之委員**

ちょっと、今資料も準備されているということなんですけれども、もともと手続の誤認識ということで、要は法令違反を犯しているという認識はなかった、それまでね。なかったと

ということなんでしょうかね。

何が言いたいかというと、それまでは、こういうやり方もあると思ってこういうやり方を進めてきた。しかし、指摘があって、それが違法状態だということに担当課も気づき、その後、市長も気づいたという流れでよろしいでしょうか。

#### **野田寿総務部長**

農地転用をする必要性があるということに、農地法上の農地転用をしないとイケないという認識はあったかと思います。

ただ、農工法の計画の認定を、実は受けておりまして、そこで農地転用の内諾っていうか、その許可を得られれば、当然、農地転用ができるということになりますんで、内諾を本人たちは得ていたという感覚があったと思います。

それで、農地転用の手続をあとでもできるんじゃないかというふうな錯覚っていうか、その辺の誤認識があったということだと思います。

#### **松隈清之委員**

それで、違法状態に気づいたということは、要は何をきっかけにしてわかったということなんですか。誰かが偶発的に担当課内で気づいたということですか。それとも農業委員会事務局のほうから、そういう指摘があったということですか。

#### **野田寿総務部長**

農地転用を、農地転用というか所有権移転をしてしまったあとに、農業委員会のほうにも問い合わせているんですけれども、県のほうにも問い合わせていると。やり方、5条申請の方法、内容についてそこで疑義が生じたと、登記に関してですね、したこと。

本来5条なんですけど、所有権移転したことで自己所有になったということがあって、そこで、あらっと思ったのがきっかけ、商工振興課のほうで疑義が生じたということで、そこを農業委員会を通じて県のほうに問い合わせたということが一番最初のきっかけになっているのかもしれない。

ちょっとそこについては私も、直接調査のほうに入ったわけではございませんけれども、そういうような報告は受けています。そこが一番最初のきっかけだと思います。

#### **松隈清之委員**

9月28日の全協の資料とかでもあるんですけど、疑義が生じると、要は5条でやるべきなのに所有権移転してしまっているんで、自己所有してるから5条にはならんよねと。

でもそれは、登記する前にわかるんですよ。自己所有になっちゃうことは。わかるわけですよ。

だから、それを自発的に気づくものなのかなと、自己所有にしたら5条にならないってい

うことがわからない、いや、わからないはずがないですよ。登記するってことは自分の物になるわけだから。

その前に、登記自体は第三者に対抗するためにね、やることだけれども、買って自分の物にするってことは、もう5条じゃなくなるってことはわかるわけじゃないですか。それがわかってたら登記しないと思うんですよ、担当課は。

ということは、どっからかそれが、登記した後に、いやいや、それじゃ5条にならんじゃねえかという指摘があるはずなんですよ。あるいは、登記したけれども、これで、5条でいけるのって聞くなり何なりしないことには。それで、いや、それだめですよと言われなきゃいけないはずなんですよ。

だって、自分で自己所有にしたら5条にならないっていうのがわかってるなら登記しないんだから。仮に、お金を払ったとしても登記をしないですよ。売買はしたとしても登記をしないですよ。

そういうのは、どういうふうに報告を受けているんですか。

要は、発覚、その違法状態に気づいたきっかけは。農業委員会のほうから、いや、それまずいですよってということではなかったんですか。

#### **野田寿総務部長**

疑義を生じたことで、県のほうに問い合わせたということで初めてこれ、法律のこととは違うよということの認識がそこで出てきたんだと思います。

疑義が生じる前は、それが農地法違反に当たるという認識は、恐らく本人たちにはなかったんじゃないかなという気がしてますけど。

#### **松隈清之委員**

正確な答弁ができないということですかね、それ。

部長では、ね。（「当事者呼ばな。当事者呼ばないかん」と呼ぶ者あり）

#### **橋本康志市長**

一応そういうことで、それぞれ当時の担当者にインタビューをして調べをしているわけですが、やはり課長と係長の認識が違っていたり、あるいは言った言わない、言われた言われてない、いろいろ認識が違います。

ですから、そういったことがありますので、今回、法律家による物証といえますか、書類等を再点検していただいて、その手続について確認をした上で明らかにしなければいけないというふうに思っております。

ですから、我々としては、今、野田部長から御説明申し上げましたとおり、農工法によってスタートしたことによって農地転用の内諾を得ているんだというのがちょっと頭にあった

のかなという――これは想像でございますけれども――それがあって、全てがちょっと、手続が、手順を早まってしまったということにつながったのかなという想像でございます。

ですから、正確なところは法律家のそういう確認作業を経た上でないと申し上げられないのかなという気がしております。

#### **松隈清之委員**

もちろんそういうところもあるんでしょうけど、確認したいのは、本市の農業委員会としては、この件に関してはずっと知らないままでいたのかっていう話なんですよ。

農業委員会は、そういう状態になっていることもずっと知らずに、農業委員会、あるいは農業委員会事務局もですよ。農地のことよくわからない、担当課としては商工振興課なんでよくわからないので、農業委員会事務局のほうに確認をしたら、いや、それだめですよって言われたのか。いや、農業委員会には何も聞かずに県の農山漁村課とだけ話をしてきて、そこで疑義が生じたのか。

鳥栖市の農業委員会事務局、あるいは農業委員会に対してそういう話をしたことがあるのかってことなんですよ。発覚に至る中で。

#### **野田寿総務部長**

農業委員会のほうに、今回の、こういった事態を招いている1つの要因としては、商工振興課のほうがちんと農業委員会のほうに手続のことを、協議をあまりしてこなかったんじゃないかなと、そこが1つのポイントじゃないかなと思っております。

ですから、農業委員会に、きちんとそういった手続関係を言っておれば、そこで、恐らくだめよという話は当然出てきたと思います。

となってくると、やはり農業委員会に対しての相談とか協議をやっていなかったんじゃないかと。そうなってくると、農業委員会はどこまで、ちょっと私もこの場でどこまで知っていたかちゅうのは言えませんが、推測ではありますけれども、農業委員会はそこについてはあんまり、そういったことになっていると、事務手続を進めているという認識はなかったんじゃないかなという気はしています。

#### **松隈清之委員**

部長の答弁は、もう、ではないかという推測しかできないんで、必要であれば部長なりわかる人間を、参考人として呼ぶなりしないとそこら辺の正確な答弁は出ないのかもしれないけど。

要は、農業委員会っていう委員会を開催してね、その話をするか、要は議題として上がる話になってなければ、なかなか委員会を開催するちゅうことにはならんかもしれんですけど、少なくとも事務局ですよ。ある程度そこら辺に詳しい、ふだんそういう事務をやって

いるという事務局にね、そういう問い合わせとか、そういうこともしてなかったのかなと。

それぐらいはしたんじゃないかなと思うわけですけど、その確認がしたいんですけど。

**野田寿総務部長**

そこになってくると、ちょっと私もあくまで推測の域しかできませんので、ちょっと確認をさせます。

確認させてください。

**下田寛委員長**

じゃあ、ちょっと別の質問に移ってもいいですかね。ちょっと確認をしていただくということで。

ほかに質問、いかがでしょう。

**飛松妙子委員**

午前中から、いろいろと議員の皆様の質問等も、また答弁等もお聞きしながら、やっぱり知らないことがたくさん私たちあり過ぎて、本当にこれで今回出された議案を議決していいのかなというところを思うわけです。

先ほど、是正が、市長の3カ月30%の減給が是正するための前提だということでおっしゃられましたが、これをすることで是正されて農地法違反が解消できる。そして、今までの――先ほど、私、間違って135万円の損失って言ってしまったんですが――利息が135万円支払われているという損失もございますので、そういうのが今後発生しないということが、本当に前提になっているのかどうかっていうところもあるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**野田寿総務部長**

今回の市長のみずからの責任ということが、当然、それで絶対こうなるということではないと思いますけれども、市長が悪いと責任をとられた形で、そして国なり県なりに今後協議していく、その前の一步だというふうになりますんで、そのあとの処理については、ぜひとも、これ以上拡大しないというか、是正措置が速やかにできるような形になっていければなというふうに思います。そのためにも、市長が今回責任ということでの条例提案をされたということになると思います。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

そのためには、まだまだちょっと説明が足りてないと私は思いますので、また今後の御説明を聞きながら判断をしてまいりたいと思います。

**下田寛委員長**

ほか、いかがでしょうか。

#### **山本英規総務課長補佐兼職員係長**

先ほどの、農業委員会事務局との事前協議の件ですけれども、今確認したところによりますと、平成22年から24年にかけて農村地域工業導入促進法に基づく計画策定の際には、農業委員会事務局との協議は必須でございまして、その中で農転に関する事項についても協議をしていると聞いております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

確認したいのはね、今回発覚をする、発覚をするっていうのは、要は県が、いやいや、今その状態はすごくまずいですよということなのか。

ただね、平成28年の4月の段階では、要は取得しちゃったものは4条しかないんじゃないかと。やってくれじゃないんだけど、4条しかないんじゃないかということをお願いしているわけですよ、ね。

そうすると、そこまた間違っって解釈して、そのまま進めて行ったということになるんですが、県認識がずっとそれであればね、改めて発覚することない、その時点で既に違法状態なわけじゃないですか。

平成29年5月に発覚するっていうことのきっかけっていうのは、じゃ県との協議なのかと。それとも、鳥栖市の農業委員会、あるいは事務局に照会をかけたら、いやいや、それまずいじゃないですかということになって発覚したのかなんですよ。

#### **野田寿総務部長**

4条、5条の申請をして、それが4条、県のほうはこれまでの分について、一部であるから4条でいいよということも、そういうふうな回答を得たということで、それそのもの自体については、本当に県のほうも間違っって指導をされているなというところはございます。

じゃあ、農業委員会も、ここについてはきちんとしたやりとり文書っちゅうのは我々も見つけ出せていません。文書が残っているわけじゃないんで、あくまで担当者同士の伝えた、伝えてないというところがあるみたいです。

農業委員会としては、違法状態になっているんじゃないかということを商工振興課のほうには伝えてきたという話は、確かに言っている部分がございます。

ただ、そこら辺について、商工振興課のほうについては、その辺の認識についてはないということを言っております。

ただ、そこについては我々もちょっと確証がなかなかつかめないところで、文書も残っていませんし、そこについては、もうちょっと調べていくべきじゃないのかなという気はして

います。

それで、農業委員会は、その後確かに、農業委員会の指摘により商工振興課なり、部長さんまで呼んで、これ違うよと、農地法上の誤りがあるよとはっきり伝わって、そこからがっということは記録としてもあるみたいですよ。ですので、そこからが農地法違反だということはありません。

ただ、農業委員会が言ってきたという部分もあるんですけど、あるように聞いてますけれども、そこについては、ちょっと私ども確証がつかめていない状況です。

#### **松隈清之委員**

前回の全員協議会の資料で、この平成29年5月の説明でいくと、農業委員会事務局ね、事務局から農地転用許可前に所有権移転登記を行い鳥栖市名義になっていることについて違法との指摘を受けるってなっているんですよ。

これは、だから農業委員会事務局から指摘を受けたのが少なくとも5月の時点では記録として残っているっていいんですかね。

#### **野田寿総務部長**

記録として、ペーパーで残っているかどうかというはちょっとわかんないですけど、みんなで協議したということで、皆さんの記憶の中に残っているということもあると思います。

#### **松隈清之委員**

ということは、それ以前からね、農業委員会事務局のほうから指摘があったかもしれんけど、少なくともこの5月の時点においては明確に違法と指摘を受けてるってということなんですけれども、このときに、指摘をされたっていうのは、事務局長から来るわけですか。事務局長からこれ違法じゃないですかっていうのは。

#### **野田寿総務部長**

そのように聞いています。

#### **松隈清之委員**

農業委員会事務局長は、例えば何月からその農業委員会事務局にいらっしゃるんですか。経緯が、平成28年4月とかずっとわかっててっていう話なんですかね。

#### **野田寿総務部長**

平成29年の4月から配属となっております。

#### **松隈清之委員**

平成29年4月に来られた、状況を見た、これちょっとまずいんじゃないですかと指摘をされたってことですね。

それでね、農業委員会事務局長は、今もその方と同じですか。今もその方ですか。

**野田寿総務部長**

いいえ、今の事務局長ではございません。

**松隈清之委員**

農業委員会事務局長、以前は一時期、農林課長と兼務のときもありましたけど、農業委員会事務局長ってそんなに頻繁に変わるんですか、人事的には。

**野田寿総務部長**

農業委員会の事務局長が頻繁に変わるかっていう話になれば、一般的に管理職について、交代時期っちゅうのは、期間はそれぞれだと思っております。

以上でございます

**松隈清之委員**

1年で変わられることっていうのは、まれじゃないですかね。まれじゃないですか、何もないかなければ。

普通は、大体3年とかいらっしゃると思うんですけど、今までほかのところ見ると。まれではないですかね、1年で変わられるっていうのは。

**野田寿総務部長**

ケース的には少ないのかもしれませんが、あることだと思います。1年で交代するっていうのはあると思います。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ここからは推測にはなりますけど、要は違法なことに気づいて指摘をしてるんですよ。

それで、その後、御存じのように鳥栖市としては一切公表してないんですよ。公表してないんですよ、ことしに入るまで。

それで、言えば、違法だっていう指摘をした人がずっとそこに居続けるのが不都合だったから異動させたんじゃないかと、僕は推測をしているんですよ。

一般的に、そんなに言われるように、そんなころころ変わらないですよ、課長級ですからね。1年でとか。

指摘をして、なおかつ指摘したのに何も公表もしない、何もしない。本人が、もうやられるかって異動の願いを出したのか、あるいは、いやいや、もう指摘した人、公表する意思がないので、違法状態を指摘していろいろ言われると不都合なので、ちょっとこの人は別のところ行ってもらおうかという形で異動をさせたのか。いや、全く別の理由で、こういう理由で異動させました。

どれでしょうか。

## 野田寿総務部長

この問題があるから異動させたっていうことは絶対ありません。

以上でございます。

## 松隈清之委員

この問題があったから異動させたとはとても言えないですよ。仮にそうだとしなくても言えないんで、そういうことになると思うんですよ。

ただね、結局、僕はさっきも言いましたけど、速やかに公表してれば農業委員会の事務局長だってちゃんと指摘をしたと、要は、そのときまでは当事者にとっては悪いことだという認識はなかったかもしれないけれども、明らかにそれ違法状態ですよと、指摘をしてくれたというのかどうかは知らんけど、指摘をしたんですよ。

そのときに、速やかに公表していればね、なんて事なかったと僕は思うわけですよ。もちろん悪いことは今でも昔でも変わらないんですけども。

ただ、それが、要は指摘したにもかかわらず、本市としては何もそのことを公表することなく、うがった見方なのか一般的な見方なのか、いや、隠蔽してるんじゃないのかというふうに見られることに結果としてなっているわけですよ。

それが、隠蔽し続けるためには不都合だったと僕は推測をしています。だって、正しいこと指摘したのに1年で異動させられるんですよ、別に昇格したわけでもなし。ですよ。別に、それで昇格したっていうことでもないし。

そうすると、やっぱり、先ほども指摘したけどね、隠蔽体質があるんじゃないかと言わざるを得ないんですよ。それで、それが発覚を今回しましたと、そのことに対する責任なんか、提案理由の説明でも全く載ってないわけですよ。

要は、部下がやった責任はトップの責任だから、違法行為という今までなかなか例をみないことなので、重い処分として30%3カ月というのを出しましたというだけで、隠蔽してきたこと、私は勝手に推測してますけど、指摘した人はちょっと面倒だからよそに異動させてまで隠蔽し続けたことに対する責任のとり方とは、そういう意味での責任は一切とっていないと、僕は思っています。

## 下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

ありませんか。

それでは、ちょっとまだ齊藤委員から要請のあった資料っていうのが、きょうは多分、まだかかりますよね、時間。

じゃあ、ちょっと暫時休憩をいたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssss

~~~~~

平成30年10月 4 日（木）

1 出席委員氏名

委 員 長	下 田 寛	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	松 隈 清 之	〃	飛 松 妙 子
委 員	齊 藤 正 治	〃	竹 下 繁 己
〃	尼 寺 省 悟	〃	西 依 義 規

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

市	長	橋 本 康 志
総 務 部	長	野 田 寿
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		実 本 和 彦
総 務 課 庶 務 防 災 係 長		古 賀 庸 介
総 務 課 長 補 佐 兼 文 書 法 制 係 長		江 下 剛
総 務 課 長 補 佐 兼 職 員 係 長		山 本 英 規
財 政 課	長	姉 川 勝 之
総 務 部 次 長 兼 契 約 管 財 課 長		三 橋 和 之
庁 舎 建 設 課 長		古 澤 哲 也
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長		吉 田 秀 利
議 会 事 務 局 長		緒 方 心 一
監 査 委 員 事 務 局 長		古 賀 和 教
企 画 政 策 部 長		石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿 毛 晃 之
企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長		藤 川 博 一
情 報 政 策 課 長		野 下 隆 寛

教			育		長	天	野	昌	明
教		育		次	長	白	水	隆	弘
教	育	総	務	課	長	江	寄	充	伸
学	校	教	育	課	長	平	川	富	久
生	涯	学	習	課	長	兼	図	書	館
					長	山	津	和	也
産 業 経 済 部 長 兼 上 下 水 道 局 長						松	雪		努
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長						三	橋	秀	成

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

議案審査（総務部）

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

自由討議

議案審査

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔採決〕

6 傍聴者

7人

議員傍聴	成 富	牧 男
議員傍聴	池 田	利 幸
議員傍聴	久保山	博 幸
議員傍聴	江 副	康 成
議員傍聴	中川原	豊 志

7 その他

な し

午前 9 時 59 分開議

下田寛委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

~~~~~

下田寛委員長

それでは、先日要望しておりました資料の提出等につきまして、まず尼寺委員と飛松委員からありました資料の提出ですが、タブレットの中、ファイルは提出資料02・03になりますので、御確認をお願いいたします。

残りの資料につきましては、関係課より説明をお願いしたいと思います。

まずは、総務課からお願いしたいと思います。

ファイルは提出資料01になります。

それでは、お願いします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員会のほうで求められました資料について御説明をさせていただきます。

ふるさと寄附の状況ということで、資料を見ていただきますと上段のほうに、ふるさと「とす」応援寄附に係る謝礼品提供事業所ごとの支払い状況ということで表を示しております。

表の一番左側に数字、番号が入っておりますけれども、これは登録順になっております。

それで、表では1番から20番までございまして、今、20業者の方から提供をいただいているということでございます。

それで、番号、10番から20番までが、平成29年度に新しく登録をしていただいた業者様、1番から9番はそれ以前からしていただいている方ということになりまして、それぞれの事業者名、そして件数と金額について記載しております。

下段のほうを見ていただきまして、ふるさと「とす」応援寄附金事業費、あと市民税のふるさと給付に係る税額控除額ということで3カ年、平成27年、28年、29年度のそれぞれ歳入の件数、金額、そして歳出の金額ですね。

そして、市民税のふるさと寄附に係る税額控除額という金額とそして差し引きの金額を記載しているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

質疑がありましたらお願いをいたします。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございました。また、資料の作成ありがとうございました。

まず、これ20件、事業者名がついておりますが、20件が今、鳥栖市が選定している業者なのかというのと、あと、16番のアイリスオーヤマさんの、商品の大体の内容っていうのがどういうものかを教えていただければと思います。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

お答えいたします。

今、おっしゃるとおり、ここに記載しております20業者というのが今御提供いただいている業者になります。

それで、アイリスオーヤマさんの商品というのの代表的な物を言うと、室内の室内物干し、雨の日とかに広げて干すやつとか、あと衣装ボックスといいますか（「収納ボックス」と呼ぶ者あり）

そうですね、3段とかの棚みたいな物。あと鍋セットなどが主力でございます。

以上でございます。

**下田寛委員長**

ほか、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは次にいきます。

次に、情報政策課からお願いいたします。ファイルはございません。

それではお願いします。

**野下隆寛情報政策課長**

県民だより等の配布をいたします県広報紙委託金、これは何の経費に充てられているかという御質問がございました件についてでございます。

これは、県広報誌の配送に伴います人件費や嘱託員報酬などの総務管理費の一般管理費に充当をいたしております。

以上でございます。

**下田寛委員長**

ありがとうございます。

質疑がありましたらお願いします。

## 西依義規委員

わかればいいんですけど、計算方法ってどういう計算方法ですか。

## 野下隆寛情報政策課長

計算方法としてはございませんで（「県の、県の計算方法ですよ。各自治体に行きよろうけん」と呼ぶ者あり）

まず、均等割、これが5万340円でございます。あと、世帯割、これが1世帯当たり4.6円で計算をされております。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

以上で、資料の提出については終わります。



総括

下田寛委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了をいたしておりますが、審査を通して総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

総括を終わります。



採 決

下田寛委員長

これより、採決を行います。

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分の採決を行います。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり認定することに決しました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時 6 分休憩

午後 1 時 6 分開議

再開をいたします。

議案甲第25号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

昨日に引き続きまして、議案甲第25号の審査を行います。

それでは審査を行います。まず、先日要望しておりました資料につきまして、執行部から説明をお願いしたいと思います。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

産業経済部長の松雪でございます。

担当部長といたしましてこのたびの法令違反、まことに申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元のタブレットに資料が、手続についてということで資料が入っていると思います。

**下田寛委員長**

提出資料04です、総務文教常任委員会の中の。

準備よろしいですか。大丈夫ですか。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

ページ、2ページでございます。

3枚もののペーパーになっておりますが、まず市長への報告、協議状況についてということで2ページ目になってございます。

これは、市長と協議をしたっていうような報告、協議状況の資料でございます。

まず、平成29年6月16日でございますが、農地転用手続についてということで、内容が農地転用手続について違法状態になっている旨の報告ということでさせていただいております。

これにつきましては、農業委員会事務局からの指摘につきましては、今までの答弁の中でもお答えをしておりますが、5月18日でございます。

それで、このときの内容ということでは、農地転用手続につきまして、農地転用許可を受ける前に所有権移転登記を行っており違法状態になっている旨の報告をさせていただいております。

続きまして、6月30日でございます。

登記手続についてということで、登記手続の方向性について協議を行ったっていうことの内容になってございますけれども、この協議の内容につきましては、登記を戻すことができるのかどうかにつきまして協議をさせていただいております。

3番目でございますけれども、平成29年7月24日、農転許可を受けずに行った所有権移転についての取り扱いについてということで、これは、県農山漁村課のほうから農地転用については、平成28年4月時点では、農山漁村課の担当者によりますと鳥栖市が所有しているのが一部という認識のもと所有権移転登記を行ったものは4条申請、それ以外は5条申請というような指導があつておったところでございましたが、県より鳥栖市所有の農地がかなりの

数ということでございますので、4条申請ではなく5条申請を行うように指導を受けたって  
いうことについての報告、並びに協議を行ったところでございます。

平成30年4月27日、関係機関との協議状況の説明ということで、是正方法等についての協議  
ということで書かせていただいておりますが、これは国の担当者の方から登記簿を元に戻  
して農地転用許可申請を行うことが望ましいが、エリア事業は県と市の共同事業ということ  
でもあるので、県事業の場合であれば農転許可不要案件っていうようなことなどについて協  
議を行っております。

それで、5番目でございます。

平成30年7月11日、弁護士相談の報告ということで、これは弁護士の見解といたしまして  
は、悪意はないということで是正ができる案件ではないかというようなサジェスションを受  
けたところの報告を行ったところです。

同じく、7月20日、弁護士相談報告ということで、これにつきましては国、県との農政協  
議、いわゆる農工法ですね。農工法での県知事同意というものをいただいておりますもん  
ですから、そういう農政協議を済ませている事業ということで、是正は認められるのではな  
いかというような弁護士相談の報告を行ったところでございます。

続きまして、3ページでございます。

3ページにつきましては、これは県への協議、それから相談状況の内容でございます。

平成29年5月19日、県農山漁村課、それから県企業立地課ということで、5月18日に農業  
委員会事務局からの指摘を受け、平成28年4月当時、このときに、県の農山漁村課が、先ほ  
ど言いました、既に登記をしてしまった農地は一部であるという認識のもと、4条、それか  
ら、それ以外は5条というようなことの見解を確認したところでございますが、そのときに  
農地法の違反状態であるというようなところをそのときに認識をしたというようなことでご  
ざいます。

そして、平成29年5月24日、県の企業立地課でございます。

対応策等についてというようなことで、市から今回の経緯について説明をし、是正方法に  
ついて相談ということでございますけれども、この際、是正方法等について、申請が上がっ  
てくれば県も対応する用意はあるというような旨のお答えをいただいているところです。

平成29年7月13日、県企業立地課、県農山漁村課、農地転用の取り扱いについてというこ  
とで、このとき、農地転用は農地法第5条により申請を行うよう指導を受けたということ  
でございます。

ああ、飛んだかな。

飛んでますかね。（「7月3日が」と呼ぶ者あり）

すいません。

すいません、3番目が飛んでます。平成29年7月3日でございます。

県企業立地課、関係機関協議の報告及び相談ということで、登記手続についての相談ということでございますが、先ほど申し上げました登記を、市長に報告をしているところの登記を戻すことができるのかどうかについての相談を行っているところでございます。

4番目が、先ほど言いましたように、平成29年7月13日に農山漁村課のほうから4条ではなく5条により申請をするようにというような指導を受けたところでございます。

5番目でございます、平成29年7月27日、県農山漁村課、農地転用申請時の提出書類等の確認ということで、これにつきましては、所有者の方、契約をした時点からその契約者の方が亡くなった場合に、その場合に申請者をどうしたほうがいいのか、相続人全員の同意が必要だよってというような確認をしたところでございます。

6番目、平成29年12月12日、農地転用に関する状況説明ということで、これにつきましては是正方法、登記手続について改めて整理する必要性につきまして、県農山漁村課から言及があったところでございます。

平成30年5月7日、県企業立地課、報告及び相談ということで、是正方法等について相談を行っております。

8番目、平成30年6月26日、県農山漁村課、是正方法等についての協議ということで、登記手続及び是正方法についての協議ということでございますけれども、このときにつきましては、登記を戻すことが困難というようなこともあわせて協議をさせていただいております。

9番目でございます、平成29年7月18日、県農山漁村課、是正方法等についての協議ということで是正方法等について協議をしておりますが、この分につきましては、国、県、市、先ほど言いました農工法により、本来、農工法で農地転用という流れのあとに所有権移転というのが本来の流れでございましたけれども、農工法により農地転用を行うというような予定であったというようなことで、是正等の申請が出れば対応すべき案件であるというようなことをいただいております。

それで、平成30年7月18日、県企業立地課ということで、県農山漁村課との協議内容について報告ということで、先ほど申し上げました是正方法につきまして、同じような報告をさせていただいたところでございます。

以上が、資料の説明でございます。

それから、中村委員のほうからお尋ねがございました件でございますけれども、農業委員会及び県からは是正など通知があったのかってというようなお尋ねがあったというふうに聞いておりますけれども、その通知等につきましては、ございません。ございませんので添付

することができません。

これは、あくまでもこの協議っていうのが、我々はその前段の協議というふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

#### **下田寛委員長**

ありがとうございました。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。

#### **尼寺省悟委員**

この件について、一応しますね、質問を。

この資料ですけれども、両方とも最後が平成30年7月20日、18日になっているんですよ。

だから、少なくとも8月、9月に対しての事項はないということから見ると、市長の報告、協議内容、あるいは県の協議状況について、改めて報告することがないからそれ以降のことは書いてないわけですか。何で、それ以降のことについて記載はないんですか。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

おっしゃるように、この7月20日以降につきましては、市長、それから県との協議というのが、この農転関係についての協議っていうのは行っていないというようなことでございます。

#### **尼寺省悟委員**

しかし、一般質問などについては、県とかいろんな形で協議をしていくということも言われとるし、私はそうじゃないかなと思ったんですが――それは置いといてね。

実は、きのう松隈議員の質問に答えて、市長がね、見つかった糸口という答弁をされとるんですよ。見つかった糸口と。

だから、私は県とかいろんな形で協議をして、是正方法についてある程度の結論が出て、ある意味では追認ですか。追認していくんだよというような形でね、県との協議ができたから市長が見つかった糸口というふうに言われたのかなあと思ったんですが、その辺はどうなんですかね。

見つかった糸口というふうに、きのう松隈議員から言われたの。

#### **橋本康志市長**

今、尼寺議員から御指摘いただいたことではございませんで、一応、今、弁護士等々の御相談をした上で、これは悪意ではないので是正の方法はあるというような御指摘を受けておりますので、きのうも御説明を申し上げましたけれども、これから法律家による点検をしていただきますので、その上で、このときに、悪意ではないので是正の方法はあるよという

ことを御指摘いただいたものと照らし合わせて、何らかの是正策を見出していきたいという意味で申し上げたところでございます。

**尼寺省悟委員**

県のほうからいいですよと、追認でいいですよというような形で県のほうからあったというわけじゃないということですね、今の段階では。

状況について、そういった形で好転はしていないという理解でよろしいんですかね。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

県のほうとの協議というところでは、先ほども申し上げましたように、国、県、市が農工法による農政協議を一旦終了して同意もいただいておりますので、その上で市のほうでその是正の策を一定検討し、それを持ってまずは協議をしましょうというようなお話はいただいております。

**尼寺省悟委員**

そういうことですね。

それでね、基本的には、今、違反状態にあるわけですが、農地法の、ね。これをなくすということは、さっき松雪部長も言われたように登記を元に戻すと。簡単に言ったら旧所有者に理解してもらって、必要な印鑑をもらって、登記を元に戻すということしかないと思うし、そのこと自体は、現実的に考えたら極めて困難でしょう。

であるとするならば、ほかに合法的にこういった違反状態をなくすことは、さっき県の事業にすれば可能だと、そんなこともちらっと言われたんですけども、その辺は可能なんですか。

糸口、何かあるんですがその辺、本当に。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

登記を戻す、このことにつきましては、建設経済常任委員会でもお答えをしておりますけれども、また全協でもお答えをしておりますが、その契約は生きていますと、所有者と市との契約は生きています。それから、合わせ登記も生きていますというようなことはいただいております。

この条件の中で、じゃ戻すとした場合にどこまで戻せばいいのかっていうところ、ゼロまで戻すのか、仮登記段階まで戻すのかっていうところがあると思います。

そういう戻す場合の、どこまで戻すのかという条件等については、当然検討する必要があると思ってますし、先ほど尼寺委員のほうからお言葉がございました追認というような手法もあることは事実でございます。

以上でございます。（「ちょっと、一応よか」と呼ぶ者あり）

## 下田寛委員長

ほかにいかがでしょうか。

## 齊藤正治委員

資料の中の協議の中に、いわゆる農業委員会ですね、農業委員会とは指摘されてからどれだけ協議をされてきたんですか。

## 松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まず、農業委員会事務局との関係なんですけれども、私、平成29年4月から産業経済部長をしておりますけれども、平成29年3月の時点で農業委員会のほうに転用——そのときは4条ですね。4条で転用をするために、事前の審査をお願いしますということで関係書類を預けていたそうです。

その書類も、当時、農業委員会も農業委員会制度の改正というようなこともございまして、実際その書類を見出したっていうのが平成29年4月以降というふうに聞いております。

それで、平成29年4月以降そういう物を見ておったときに、農業委員会事務局の局長から、先ほども言いました5月18日の日に農地転用許可を受けずに市へ所有権移転登記を行っていることは違法というような指摘を受けております。

その後、平成29年6月1日に是正方法について協議を行い、平成29年8月2日には、先ほども言いました県の農山漁村課から、農地法4条ではなく5条により申請を行うように指導を受けた旨の報告を、平成29年度中は3回協議を行っております。

これにつきましては、その後、我々といしましては、それを受けて登記を戻すことができるのかどうか。または、そのほかに方法がないのか、そういうものを、いわゆる是正策を模索いたしておったところでございます。

それから、今年度につきましても平成30年4月、5月、6月ということで、是正策についての協議を行っているところでございます。

以上でございます。

## 齊藤正治委員

今、ずっとおっしゃられましたけれども、基本的には結局5条申請をするとなると、当然、農業委員会を通さないかんという話の中で、どちらかっていうと担当課と市長部局でされるっていうふうな印象が非常に強いんですけど。

果たして、例えば農業委員会をずっと絡めていなくて、これがスムーズに進むのかという問題も一つあるんだと思いますけれども。

そういったことについて、やっぱりもう少し部内は部内できちんと横の連絡っていうか、その農業委員会とのコンタクトをしっかりとやっぱとっていかなければ、今後また大きな問

題になってくる可能性というのはかなり強いというように思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

齊藤委員、御指摘のとおり、最初の発端が連携ミスなり、商工振興課でいえば確認ミスというところが大きな発端となっております。当然、農業委員会事務局との連携というところを含めたところで抜本的な解決策に、今後の是正も含めて協議をし、そういう連携体制の構築というところも図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

さっき、ちょっと言い忘れたから、そのこと。

農業委員会の件なんですけどね、結局是正するということで、やれる方法は、登記を元に戻すしかないと思うんですが、今、それ以外の方法ということで、登記は生きているとか、契約は生きているということでほかの方法と言われたんですが、農業委員会の見解はどうなんですか。

私は、あくまで彼らは自分の立場であるならば、登記を戻すしかないということしか彼らは言わないと思うんですよね。もし、ここにいれば見解をお聞きしたいと思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

農業委員会とすれば、第一義的には戻すっていうのが第一義的だっていうふうなことは、もちろん言っておりますので、それでは、先ほど言いましたどこまで戻すのかというようなところも含めて、そのほかの方法はないのかっていうところも含めて、今後協議を行っていきたいというふうに思っております。

#### **尼寺省悟委員**

今後、協議を行っていきたいということで、その展望はあるんですか、その展望は。可能だと。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

おっしゃっているように、まずはこの農地法の、これまでもお答えしております農地法違反状態の是正というところが第一義というふうに考えております。

全員協議会や一般質問などでもお答えしておりますが、まずは、この是正に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

是正に取り組むということで、ほかに具体的な方法を聞いてもはっきり言われなし、私

は是正方法というのは登記を元に戻す——難しいかもしれんですけどね。それしかないんじゃないかなと思うんですけどね。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

繰り返しになりますけれども、契約が生きている、それから登記は生きているというような状況の中で、おっしゃっている——それも生きていないんだよと言われればですね、ゼロまで戻すってところが当然だろうと思いますけれども、そのあたりにつきましても、これにつきましては、弁護士も含めてお話をしていきたいというふうに思っております。

**尼寺省悟委員**

ついでにちょっとお聞きしますけど、今、代金は払ってますよね。

法律上、代金を返してもらうってところまでは、必要はないんですか。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

ですからそこが、我々も市長も申しておりましたけれども、地権者の皆さんに御迷惑がからないような方法の解決策というのを考えていきたいというふうに考えております。

**尼寺省悟委員**

元に戻すということは、登記を元に戻す、あるいは支払った代金を返すということがその元に戻すことなんだと。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

ですから、先ほど言いましたように、契約自体は生きておりますので、登記も生きているというようなところで、転用の許可がおりていない状況ということでございますので、そういう状況の中で、先ほど言いましたどこまで戻すのかの中で、じゃ仮登記まで戻すのかっていうところも出てくるでしょうし、そのほかの方法はっていうところも考えていきたいというふうに思っております。

**下田寛委員長**

いいですか。

**竹下繁己委員**

この資料を見ますと、悪意はなく是正できる案件と。ちょっと一筋見えているのかなあと、方向が見えているのかなと感じるんですけど、何でこんな時間がかかるんですか。

5月発覚して、6月から検討を始めたと、もう、どんどんどん弁護士とか入れて、速やかに是正案を考えなくてはならなかったとは思いますが、なぜ、こんな1年以上時間がかかるんですか。もっと1カ月とか2カ月のスパンでぼんぼんと是正策を出さなくてはならない案件だったと私は感じるんですけど、なぜこんなに時間がかかったんですか。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

御指摘はごもっともだと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、当初、登記を戻すことができるのかどうかから当然入っておりますし、そのあたりでじゃどういう是正策をとっていけばいいのかっていうところで協議を続けていたというのが実情でございます。

以上です。

#### 竹下繁己委員

これ、市長のお耳に入って、市長としてはこのスピード感に対して御納得されてたんでしょうかね。もっと早く是正策を考えてくれとか、そういう指示はなかったんでしょうか。

#### 橋本康志市長

今、松雪部長から御説明を申し上げましたように、大変時間がかかってしまったということとは反省をしております。

私といたしましては、きのうも御説明を申し上げましたように、これについてはできるだけ早く解消しなければいけないと、解消というか是正をしなければいけないという思いでございますし、また尼寺議員からも御指摘がありましたけれども、地権者の皆様に極力御迷惑をかけない方法ということも考えなければいけないということで、そのあたりをしっかりと関係各所と連携をとりながら、できるだけ速やかにということは指示をしております。

ただ、結果的に時間がかかってしまったということは大いに反省すべきだと思っております。

以上でございます。

#### 竹下繁己委員

最後に、最後につちゅうか、今回の案件は市長の報酬の減額の案件、マネジメントに関する責任を明確にするというお話でしたので、まだ、公表されませんでしたよね、問題が発覚してから。

その公表をしなかったという決定は、恐らく市長がされたと思いますけれども、その背景が知りたいんですよ。

例えば、担当部課長が、何とかありますからちょっと公表を待ってくださいというようなお話があったのか。市長が、これはもう公表しないで速やかに是正をしてくれと、それまで俺は公表しないと言われたのか。それとも、下から、今、残りの用地買収にも問題が起きるのでちょっと公表を控えてくださいと、そういうようなアドバイスがあったのか、そこを教えてください。

#### 松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今回の一般質問の中でお答えする形で、今回こういうふうな状況になったのは事実でござ

います。

それで、その段階、一般質問が出るような段階の中ではその公表時期っていうのは、公表時期については探っていたっていうのは事実でございます。一般質問が出る前にですね、出る前に公表時期は探っておりました。

ただ、一般質問が出るというようなことで、一般質問にお答えするような形で、今回の事態を明らかにしたというのが実情でございます。それで、その間につきましては是正策を探っていたというのが実情です。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

この提案理由ですね、提案理由を見てみますと農地法上の不適切な事務手続による用地取得、こういったことについて責任を重く受けとめてということですね。

きのうも市長の責任問題があったんですが、今回の措置というのは、あくまで鳥栖市が農地法に違反しているという状態にあるということについて市長として責任をとると。その1点だということで理解していいんですか。

#### **橋本康志市長**

そのとおりでございます。

#### **尼寺省悟委員**

そうだとするならばね、ちょっと松雪部長に聞きますけれども、鳥栖市が農地法に違反した状態になったのはいつからですか。

農地法に違反したことをした時期というのはいつなんですか。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

平成28年の4月の時点です。

#### **尼寺省悟委員**

平成28年の4月ということであると、そこから鳥栖市は違反状態に陥っているわけでしょう。

であるならば、市民にとって非常にわかりやすい形で責任をとるというならば、きのうも言ったんですけれども、そこまでさかのぼった形で責任をとると。

私は、いつも思うんですけど、終点はわかりますよ、12月というのは。市長の3カ月分、ね。それで、改めて調査してやるからっちゅうのは、始点が10月というのがわからんのですよ。

10月にっちゅうのは明らかになった、言葉は悪いんですけど、ばれてしまったっちゅうんかね。だから、少なくとも一般市民にとってみて、わかりやすく自分は責任をとると。何で

かっちゅうたら農地法に違反していると。

ほんならば、農地法に違反した状態から、簡単に言ったらそこから減給するというふうに考えたほうが一番わかりやすい形になるんじゃないですか、違いますか。

#### 野田寿総務部長

さかのぼっての給与減額のことかなと思うんですけども、市長の給料の減額というのは、あくまで条例主義ということがありまして、さかのぼるとなると返上という形になります。

そうなってくると、市長の場合は返上ができませんので、あくまで条例で定めた上で給与減額という形になりますんで、条例が可決された以降の期間で、ということになると思います。

#### 尼寺省悟委員

今、市長の責任といったことでね、農地法に違反しているからだというふうに言ったんですが、市長の責任はそれだけじゃないんだというふうなことでのうもあったし、いろんな方が言っておられるんですけども。

要するに、公にしてないと。本来ならば、去年の6月に報告を受けた地点から、きちっと公開して受けるべきなんだと。

だから、市長の責任というのは、もう片方から見たら、恐らくそこからでもあるわけですね、ちゃんとしてないと。だから、2年前にさかのぼらなくても、私は、少なくとも去年の報告を受けた地点で何ら効果的な措置をとってない去年の6月までさかのぼった形で——気持ちとしてはですね、さっきできないと言われたんですけど——とるべきじゃないのかなと思うんですよ。

今、さかのぼって減給、不利益を受けることができないっちゅうなら、ほかのことだって、考え方、やろうと思うことやれるはずだと思うんですよ、やろうと思ったら。

例えばの話ですよ、退職金に対してそれに見合う金額を減額するとか——例えばの話ですけどね。

だから、少なくとも自分の責任といったものをわかりやすく説明するためにはね、3カ月じゃ私はわからんし、本当に、何と言いますか、させるために3カ月たって、きちっと内容を調査したというんやったら、私はその地点からでもいいしね。いろんな意味で、時期尚早だし、不備な点があるんじゃないかなと思うんですよ、市長の責任といった意味では。

そういうふうに考えますけど、その点いかがですかね。

#### 野田寿総務部長

過去の分まで含めてという考え方も、当然それはお金の、その期間をっていうことの考え方だと思うんですけども、その辺の責任のとり方っていうのはいろんな形、あると思うん

ですけど、100分の30というのが軽いのか重たいのかという判断もあると思います。

ただ、今後、市長が言われておりますけれども、新たな事実、新たな責任のとり方がもしあるとするならば、12月の弁護士さんを入れた形で調査報告を受けた形で、そこで再度そういうことがあるならばということで検討したいということを市長言われてありますんで、その中でこういう過去にさかのぼっての期間のその責任のとり方というのが本当にあるかどうかってわかりませんが、必要ということであればその形、その段階でという形になるかもしれません。

#### 尼寺省悟委員

少なくとも、それは3カ月たって、いろんな調べてみてという話もわかるんですが、少なくとも今の地点で明らかになっているということ、市長も言われているのは、提案理由の中にあるように、農地法に違反しているから自分は責任をとるんだということであるならば、少なくとも農地法に違反した状態までさかのぼった形で責任をとるというのがやっぱり一番わかりやすい方法じゃないのかなと思うんですよね。

それから、もう一つ、公開の問題やけど、今公開をして、そしてそのことでいろんな聞き取りをして、弁護士さんと相談していると言われたんですけど、少なくともこれ一般質問であつたんですけど、去年の6月に報告を受けたときにやっておればね、今やっていることが1年前の段階でやれたわけなんです。

だから、そのことによって、鳥栖市が受けることのいろんな有形、無形の損害といいますか被害といいますか、一番の問題は、やっぱり行政の評価を落としたと。

間違ってしまったことはいいんですけども、それをね、隠したと――きのうも言われたんですが――行政の信頼をなくしたっちゃうことが一番の問題であって、そういったことに対して本当に責任をとるというならば、さっきは2年前にさかのぼれと言ったんですけどね、少なくとも1年前にさかのぼった形で責任をとると。

さっき、具体的にできんと言われたんですが、そしたらそれを何らかの形で示すというふうな責任のとり方が今の地点で私は必要ではないのかなと思うんですけどね。

もう一回、その辺どうですか。

#### 野田寿総務部長

今回の農地法違反についての視点、終点ということもありますけれども、農地法が、今後違反状態がいつまで、是正される期間というのはちょっとわかりませんが、少なくとも今の段階では過去にさかのぼってと、わかった時点からという責任のとり方もあるんじゃないかということだと思いますけれども、今回は、この農地法違反ということも含めて100分の30についての、今の段階では、この100分の30の3カ月ということが、その責任、市長の

責任ということで判断されたものと考えております。

**飛松妙子委員**

市長にお尋ねしたいんですが、公表しなかった理由をまず市長の口から教えてください。

**橋本康志市長**

公表しなかった、この件につきましては報告を受けた時点から、まず実態はどうなっているのかということと、先ほど申し上げましたように、登記を戻す、もろもろもろもろ検討しなければいけないことがございました。一定、私といたしましては、そこら辺の方向性を見定めたところではすべきだという判断をしてさまざま調整をしてきたというふうに思っております。

じゃあ、わかったところで言えばいいじゃないかという御指摘もありましたけれども、じゃこういってくださいますと言うだけで、何も考えてない、何も準備ができてないっていうのも、またそれはそれで無責任だというふうに思っておりましたので、その意味で大変調整に時間がかかっていたということは大いに反省すべきだと思いますけれども、さまざまなところで調整をした上で、今後の是正策についてもあわせて報告をすべきということで考えていたところでございます。

**飛松妙子委員**

今、さまざまな是正措置があったから公表もおくれたっていうことだと思うんですが、市長がやっぱりそういうお考えであるということは、多分市長のところに報告が行く前の担当者の方々もそれまでに法令違反とわかってても何とかしなくちゃいけない、自分たちで。

そういう是正をしながら、実は長い時間をかけて、そして農業委員会から指摘を受けて上司にやっと報告しなければいけないというところで、市長のところに報告が上がったのではないかなと思うんですが、市長が公表しなかった、この期間の長さと、あと、やっぱり市庁内部の体制っていうものが、そういうところにつながっているんじゃないかなというところを私たちは思うわけであります。

それで、市長が先ほど処罰、先ほどと申しますかきのうから、処罰を先に決めないと話が進まないということも御答弁されてありましたが、これは、国とか県がそれを求めているのか、どうか。形を示してしなさいということを言われているのかどうか、その辺をまた教えていただきたいと思うんですが。

**橋本康志市長**

いえ、特に国から、あるいは県から等々、そういうことをしなさいと言われたわけではございません。

ただ、私といたしましては、これから是正に向けてお願いをして歩くわけでございますけ

れども、ここにあっては何もなしに是正だけお願いしますという話にはならないだろうと。

一定、やはりこういった事態に、不適切な事務処理によってこういう事態に陥っているということに対する責任を明確にしないと、そういったことを一緒に、こういうことで反省を大いにいたしておりますし、再発防止についてもこうこうこういう手を打っておりますということをあわせて――ですから、是正をお願いできませんかということと言わないといけないだろうという思いで今回提案をしたところでございます。

特に、外部から指示を、指摘をされてやっているわけではございません。

#### **飛松妙子委員**

それでしたら、発覚、市長がお聞きしてからこれまで国とか県に対して、自分の処分をせずに何らかの行動というのは起されてなかったのでしょうか。

この件に関して、農地法違反が発覚して是正をしなければいけないっていうところの部分で、市長は自分の処分をしないと県とか国に働きかけができないと思っていらっしゃると思うんですが、今まで、県とか国に対しての働きかけというのはなかったのでしょうか。

#### **橋本康志市長**

働きかけというか、この是正に関する働きかけについては特にございません。

ただ、きのうからも申し上げておりますけれども、この新産業集積エリア事業については県との共同事業でございますので、さまざまな形で国や県とはしょっちゅうお会いをしておりますので、時々、地権者の皆さんの同意の状況とかそういった話はする機会はございます。

ただ、この是正に向けて私が直接交渉したということはございません。

#### **飛松妙子委員**

では、発覚しなければ、市長は今回のような処分をせずにそのまま進んでいたということによろしいのでしょうか。

#### **橋本康志市長**

いや、そういうことではございませんで、先ほど松雪部長からも御報告を申し上げましたように、昨年発覚して以来、さまざまな交渉を重ねてきております。

それで、特に今年度に入りまして、この件、どう進めていくのかということも具体的に検討を始めておりまして、そのときには、当然、この違法状態に陥ったということは頭の隅にずっと置いておりましたので、そこがどういう形になるのかということを図っていたというところでございます。

#### **飛松妙子委員**

私たちは9月11日の新聞報道でこのことを知りました。それから、やっぱり議会に対しての説明ですね。説明責任というものを執行部のほうはどのようにお考えなのかという不信感

がございます。

こちらから、議運のほうで話が挙がり、それから9月28日に、17日間あいて全員協議会が開かれた。私たちは説明を求めているのに対し、いきなり市長が処分を、自分の処分を申されたことに対してそこでまた驚きだったわけですね。

まずは、どういう経過でそうなったのか説明を聞きたかった。それなのに、処分を先に言われたっていうことは、この処分をするからこのまま何とか通してほしい、見てほしいっていうことをおっしゃりたかったのかなということが、私は受け取りました。

きのうも市民の方といろいろお話をしたんですが、やっぱり市が公開しなかったことに対してすごく怒りの声をいただきました。

また、本当に市が農地転用違反でできるのかというお言葉もいただきました。本当に、このことは重く受けとめていただきたいですし、議会を軽視していると言われても本当にそれはそのとおりだと私は思っております。

最後に、もう一度お聞きしたいと思うんですが、これは農地転用のみの話で、今、議会、会議が進んでおりますが、別件でこのようなことが起きているようなことはないでしょうか。職員がそういう事案を上げてないとか、内部に、まだ実はいろんな問題があるんだけど公表しなければいけないことが公表されてないとか、そういうことはないのでしょうか。

ちょっと、今の時点では、まだまだ私自身も不信感がありますので、そのことをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

#### **野田寿総務部長**

違反の部分がほかに、法令に違反してるっていう部分ですかね、の報告っていうか、事務ミスとかも含めてなんですけど、そういったものがあれば、報告は速やかにしていただくということについては徹底していききたいと思いますし、そういったことがほかにもないのかっていうのも、今回こういった事例が出てきましたんで、当然調べて、調べてというか再度そういったものはないのかというのを点検はしていかなくちゃいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

議会への説明ですね。議会への説明を問題がありましたら、即報告をお願いしたいと思います。

#### **下田寛委員長**

ほか、いかがでしょう。

#### **齊藤正治委員**

去年の6月に発覚、市長が知られてから方向性というのは7月13日に県のほうより5条申請を行いなさいというふうな指導があつとるわけですよ、ここで。

その後、方向性はわかってるのに、それに対する要するに弁護士とかなんとか、その処理の仕方はあるんでしょうけれども、だから、それがずっと今日まで、去年の7月から引き続いているということは、ここで当然その弁護士等々、入れる必要があるわけですよ。要するに、農地法違反だから。

それも後手に回っている。

結果的に、今、弁護士をまた新しく入れるっていう話があるんですけども、既にもう7月に御相談なさって、悪意はなく是正できる案件というのがここに出てるわけじゃないですか。だから、出ていながらね、今だにずっと今日まで引きずってきているというところに一番の問題があるわけであって。

適切に、その時期その時期に、例えば6月に議会報告を、市長が知られたときに議会報告をやったりですね。それと、それと同時にやっぱりそういうことを、5条申請をし直していくっていう方向性というのもすぐわかるわけですから、1カ月後にはもうこれで出てるわけですから。そういったことが何で取れなかったのかというのを、お考えを教えてくださいと思いますけど。

#### **橋本康志市長**

御指摘、ありがとうございます。

この件につきまして、先ほど松雪部長からも御説明を申し上げました。さまざまな関係部署との調整をしていく中で、かなり解釈というか方向性が揺れ動いた時期がございまして、なかなか調整に手間取った、方向性を見出すのに手間取ったところもございます。

その意味で、報告がおくれてしまったことは大変申しわけなく思っておりますし、また、是正に向けた歩みがなかなか進められなかったということにも、反省をしなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

#### **齊藤正治委員**

方向性が揺れ動いたと、いろいろ言葉ではそういうことを言われるけれども、現実的にはこういう弁護士を入れて、こういう方向性というのは出ているわけですので、あくまでも、やっぱりそれはそれで進めていく話じゃなかろうかと思うんですね。

だから、早く、うちは顧問弁護士を雇っているわけじゃないですか、常に年間契約して。やっぱりそういった人に、常に法令遵守の話は相談していかないと、こういった事態、新しく別に雇わなくてもそういった年間契約の顧問弁護士に相談すればいいわけでございますん

で。

そういったところの後手後手、後手後手に回って今日まで来て、今さらね、今のままでは是正手続の相談にも行けないというよりも、ずうっとこれ、相談というのもね、協議してきてあって、5条でいきなさいということはここで、もう既に方向性出ているわけですから。

それに対してどうしていくかっていうことが、だから、ここでこの間、私確認しましたがけれども、市長に確認しましたがけれども、新聞報道にはそういうことを書いてありますけれども、これは違うんですよ、市長おっしゃっていることと、ここでその発言されたことが、新聞記者の方に発言されとっことがね。

やっていることと内容が、おっしゃっていることが違うんですよ、その点どのようにお考えですか。

**橋本康志市長**

どの点を御指摘になったのか、よくわからないんですが。

**齊藤正治委員**

これは、佐賀新聞さんの10月2日ですかね。

市長は、鳥栖市長減給提案されたときに、農地法違反問題という、市長は1日の議会終了後、報道陣に、まずは違反状態を解消するための手続のスタートを切らせていただきたいとの思いで提案したと。今のままでは是正手続の相談にも行けないということなんですよ。

ただ、今のままでは是正手続の相談にも行けないっていうか、既に御相談してから進んできているわけですよ。だから、何で今ごろになってこういう言葉がここで出てくるかということですね。

**橋本康志市長**

今、相談にも行けないということで、弁護士に相談したじゃないかという御指摘だと思います。

これは、是正措置というのは、農業委員会とかあるいは佐賀県、あるいは国に対してでございますので、その意味での相談という意味で申し上げたところでございます。

**齊藤正治委員**

それをおっしゃるんだったら、最初から農業委員会事務局ときちんとコンタクトを取って、そして、県とはもう常に、先ほどから共同事業とかおっしゃってますけど、うちが役割を担っているわけですから、共同事業といえどもそこら辺はきちんと線が引かれているわけですよ。

それとか国とかっていうのは、失敗してからね、もっと早く是正したいっていう、しましたって言うんやったら、それをおっしゃるんだったら去年の6月のときにおっしゃることで

すよ。

今、そういう言葉は、やっぱり国とか何とかにっちゃう話にはならないと私は思いますけどね。

#### **下田寛委員長**

今のは御意見としてでよろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

#### **松隈清之委員**

ちょっと、今までの質問と重複するところもあるかと思いますが、ちょっと確認をしたいと思いますが、まず、平成29年6月16日に違法状態になっているという報告を市長が受けられたということでございますが、このときに、率直に、どのようにこの事態を——それも、担当課が知ったのは5月18日に指摘があるんですよね。

それから、約1カ月近くたって市長にそういう報告があるんだけど、そのとき市長は、率直にどのように思われました、その事態に対して。

#### **橋本康志市長**

大変驚きました。

#### **松隈清之委員**

それで、多分違法状態と聞くと非常に驚かれると思うんですけど、でも、それは先ほど御答弁もあったように、とりあえず公表して、あとのこともわからんのに公表だけするのは無責任だと考えた、そのときね。だから、その是正措置も含めて考えなければならないと。

そのときにそのように考えたっていうことなんですけれども、この協議の状況を見ると、平成29年6月16日に違法状態になっているという報告を受け、6月30日に登記の方向性についての報告があり、7月24日に5条申請を行うよう指導を受けたということを聞いているわけですね。

この平成29年7月24日の後、次、市長に報告、協議が上がるのは平成30年4月27日なんですよ。平成30年の4月ですね。もう、どんくらいですかね、9カ月ぐらいたつんですかね。

非常に驚いた、それは違法状態なんでまずい状態なんですよ。そのときには、少なくとも是正もセットでやっぱりやるべきだという考えに至ったとしてもですよ、こんなに協議も報告もない状態でよく平気でしたよね、それまでの間。違法状態で非常にまずいと思ってるのに。

そこは、何らかのアクションはあったんですか。

#### **橋本康志市長**

この期間、大変長い期間があいていたということでございます。

これについては、もう大変心配をしておりましたし、先ほど申し上げたようにさまざまな関係機関との協議の中でもかなりいろんな方向性が示されて、非常に方向性を見出すのに困難をきわめていたというふうに聞いております。

それで、私といたしましては最初に申し上げましたように、こういう状態に至ったこと、そして今後どういう方向性でやっていくんだということをあわせて示すべきだというふうに考えておりましたので、その間心配をしていたということが1点ございます。

あともう一つ、きのうも飛松議員の御質問にお答えする形でしたけれども、地権者の皆さんとの交渉がまだ残っております。その部分についても、さまざま合わせて努力をしていたということでございまして、そこができるだけ早く出そろったところでやらなければならないことでやっていた時期でございます。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

先ほどね、何らかの自分の責任のとり方をはっきりしないとお願ひも行けないという、これは市長がお願ひに行くっていうことだと思うんですね。先ほど、市長は今まで、それまでお願ひに行っていないということだったんで。担当課レベルでね、話を、事務レベルで話をしていたということなんですけれども。

ただこれ、去年の6月にそういう非常にまずい状態になって、1カ月以上たってこういう状況になってる、7月24日に受けたあとはもう次の年の4月なんですよ。

これは、ちょっともう自分が動かんことには話にならんと、そういうふうに、要は、そうなるとその時点で公表して自分の、言われたのはね、自分の責任を明確にしないとお願ひに行けないっていうことなんですよ、言われたのは。

ただ、その責任を明確にしないと先に進まないっていうことであれば、そういう認識があるんだったら、先に公表して、要は是正措置に動かなきゃいけないじゃないですか。是正措置をしないとイケないですよ。

なぜ、それができなかったんですか。

誰にも言われてないのに、自分が責任を明らかにしないとお願ひに行けないっていうことであるなら、もっと早く、なかなか話が進まん、自分の責任を明確にしてお願ひに行かないかんっていう認識に、なぜ、もっと前に立てなかったのかなってというのが率直に疑問なんですよね。

#### **橋本康志市長**

この是正措置をお願ひに回るということは、一定の我々の中での方向性を見定めなければいけないというふうに思っております、そこを探りあてるのに非常に時間がかかったとい

うことでございます。

#### 松隈清之委員

方向性が見えたということで、今回、一般質問とか新聞報道とは関係なく責任をとられたっていう認識でよろしいですか、じゃあ。

#### 橋本康志市長

提案理由の中でも御説明を申し上げておりますとおり、これまでさまざま対応をしてきた中で、やはりこれ以上——これ以上っていうか、これから是正措置をお願いして歩くについては、やはりこういったことをしないと第一歩が踏み出せないんじゃないかということを考えまして、お願いをしたところでございます。

#### 松隈清之委員

先ほど、尼寺委員からも幾つかやりとりあったんですけれども、多分その是正措置の中身とか方向性っていうのが、非常に見えてこないですね。

その第一歩となると、じゃ全然今からなのかと。となると、いやいや、発覚した時点と何も変わってないじゃないかということなんですよ。

ただ、一定こういう形で、もう終わりまで含めてですよ、今回3カ月で、提案理由の中にも年内にはけりをつけたいということは、要は3カ月でけりがつくような方向性、やり方、手法が見えたからやったってことなんですか。

それとも、本当に第一歩を踏み出す、また今からいつまでかかるかわからんけど、努力目標として12月、年内と言われているんですか。それとも、何らかこういう方法でっていうのは正の方向性が見えているってことですか。

#### 橋本康志市長

先ほど、松雪部長からも御説明を申し上げましたように、是正の方向性、さまざまな段階、あるいは案というのがあると思います。

あと、我々の調査の中で、全員協議会の中でさまざまこれまでの経過について御説明を申し上げたわけですが、そこが、やはり書面がある、ないも含めて、ちょっと食い違いがあったりすることがあります。

具体的な是正策についてお願いをして回するためには、やはりさまざまな視点からの効率的な検証、確認作業を経た上でないと、やはりまずいだろうというふうに思っておりまして、その上で、もしそこで新たな事実が発覚とか、あるいはということがあったらまたその方向性が揺らぐ可能性もございますので、そこら辺のところを、再度、念を入れて検証した上で慎重に進めてまいりたいということでございます。

#### 松隈清之委員

すいません、僕、頭が悪いのでよくわからないんですけども、是正措置というのは違法状態に今ある状態を是正する話だと思うんですよ。

そこに至る経緯の中で、職員が事務的にどのようなやりとりをしてミスをしたかとか、原因がどこにあったかっていうのは次元が別なんですよ、もう起こってしまってるので。平成28年4月以降、取得して登記をしてしまってるっていう、もうその状態を指しているわけじゃないですか、違法状態というのは。

これを是正するのに関して、今後いろんな調査とか云々っていうのは別の次元だと思うんです。

それは、内部的に検証は要るでしょう。要るでしょうけれども、今行われている事業に対して転用が、要は、違法に市が農地を取得している状態っていうものを是正するのに関してはそれ関係ないですもんね。言うたら、中のどういう経緯でそうなったかっていうのは。もう、やってしまったことはもう変わらないんだから。

それは、誤認識であろうと解釈違いであろうと、甘い認識であったとしても起こってしまっているわけですよ。既に今、所有者鳥栖市なんですよ、登記上は。

だから、それを、じゃ所有者が鳥栖市なのに5条申請は理屈の上ではできないですよ。理屈の上では、原則的にはそうなので、それを是正しなきゃいけないっていうこと。だから登記が戻せるのかどうかっていう議論をしているわけじゃないですか。今までしてたんですよ、しているんですよ。

だから、これからいろいろ調査する云々っていうのは、それは内部的にどこに問題があったかっていうことは内部的には必要でしょうけれども、是正措置に直接関係ないんですよ、そこは。

そう思われませんか、僕言っていること間違ってますか。

#### **橋本康志市長**

ちょっと理解できてないところもございますけれども、我々としては、法律家の具体的な書面に基づいた検証がなければ、着実に進めていきたいという意味でのことをしていった上で是正措置をお願いしていくべきだというふうに理解をしております。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

先ほど来、市長が御説明しております複数の法律家の方々の確認作業っていうものは、今回の、我々全協でお話をさせていただきました発端の部分なり継続して続けていった部分、こういう部分を法律家の専門家の方々に確認作業をお願いしますということで、我々の確認をした上で、その確認作業を行うと。

そして、是正措置につきまして、我々は並行して、並行して先ほど尼寺議員にもお答えを

いたしましたけれども、戻すのか戻さないのか、戻すとしたらどこまでなのか、そのほかの方法はないのかっていうようなところは並行して進めていきたいというふうに考えております。

**松隈清之委員**

現時点で、いわゆる是正措置の方向性ですよね。方向性っていうのは、まだ幾つもオプションがある状態なんですか。それとも、もう、これしかないだろうなっていうものに対して、具体的をお願いをしていくために責任をとるとおっしゃっているんですか。

〔発言する者なし〕

**下田寛委員長**

もう一回、お願いしていいですか。

**松隈清之委員**

是正措置がですよ、今までいろんな議論をされているわけですね。

例えば、さっき御紹介あったように、一旦登記を戻すのか。じゃあ、そのために、どこまで戻すのかっていうのも1つの方法ですよ。先ほど、尼寺委員からもあったように、じゃあ今の状態で追認するっていう方法もありますよね。

これだけでも2つありますよね。

あるいは、今、県は5条でやれって言ってるけど、いやいや、これ無理くり4条でやるんだと、国もいって、仮にね、いって言ってるから4条でやるんだと、オプションとしてはあると思うんですよ。

現実的に、じゃあこれしかないよねとか、これでいくしかないよなっていう方向性が定まったから、それに対して、市長が責任をとった上でお願いに行こうとしているのか。いやいや、そこも含めて全部さらの状態で、そのお願いをしていくために責任をとるっておっしゃっているのか、どっちなんですかってことです。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

先ほど言いました、並行して行っていく、是正措置の検討は並行して行っていきたいというふうに考えております。

ですので、先ほども申し上げておりますように、契約は生きている登記も生きている、そのような中で地権者の方には御迷惑をおかけすることはできない。

こういう中で、どれが最善の策なのかっていうところを検討していきたいというふうに、並行して検討していきたいというふうに考えております。

**松隈清之委員**

だとするとね、いよいよ何でこのタイミングで急に言われたかがわかんないんですよ。こ

じゃあ、全然今までと変わらないじゃないですかっていうことなんですよ、今の説明だけでいくと。

ただ、今回は、今、話先ほどもありましたけど、今回の提案はあくまでその違法状態をつくったことだけの、要は責任をとっているんですね。

先ほど確認されましたけど、ここでは公表しなかったことに対する自分の責任は全く感じてらっしゃらない提案の仕方なんですけど、それは、公表しなかったことに関しては、結果的に判断ミスだけど、それは悪いとは思わないということですよね。責任が必要だとは思わないということですよね。

御指摘のところ、大変申しわけないことだというふうに感じております。

ちょっと休憩しましょうか。

午後 2 時 16 分休憩



それでは、再開します。

– 246 –

#### 松隈清之委員

今まで聞いても、要はこのタイミングでこういう責任を明確にされたっていうのは、それ以前にその機会は幾らでもあったと思うわけですよ。でも、このタイミングでっていうのは、もう、やはり新聞報道、一般質問等で明るみに出たという言い方をすると変ですけど、そうなったから明るみに出た以上、責任を明確にしないといけないと思われたようにしか見えないうんですよ。

その方向性も、まだよく明確に絞られているわけでもないという答弁であればね、そうとしか受けとれない。

だから、先ほどもお聞きしましたが、公表をしなかったことに対しては、市長としては別に責任をとるべきことではないと思ってるっていうふうに理解をしいですか。

#### 橋本康志市長

公表をするタイミングを失したということについては、大変申しわけなく思っておりますが、ただ、これについては先ほど来、申し上げておりますようにこういう事態に陥ったという事実、そして、その是正方法等について一定の道筋が見えたところでは必要だというふうに思っておりましたし、また、私の任期もあと残り少なくなってきましたので、その中でやはり明確にすべきだということは意識しておりました。

#### 松隈清之委員

それは、解決策が見出せば、もう一つは任期が近くなってきたから公表しようというふうに思ったってことですか。

任期が、もう迫ってきたのでっていう答弁なんですよ、今のは。そういうことですか。

#### 橋本康志市長

そういうことではございません。

#### 松隈清之委員

じゃあ、どういうつもりだったんですか。

今の答弁は、私の任期も迫ってきましたのでってのはどういう意味だったんですか。

#### 橋本康志市長

例えば、私の任期は来年の3月の中旬まででございますけれども、選挙等もございますので、そこら辺をにらみますとそういう見方もできるのかというふうに思います。

ただ、先ほど来、申し上げてますように、昨年私がこういう事実に関わっているということを知ってから、さまざま関係各所と方向性、大変模索には時間がかかりましたけれども、その是正の方向性についてあわせて発表すべきだというふうに思っておりまして、この時期になったということでございます。

#### 松隈清之委員

じゃあ再度、本当にしつこいようですけど確認しますけど、じゃあ公表をせずにここまで来た、新聞報道、あるいは一般質問等で表に出るまで公表してこなかったことに対する御自身の責任はないと思っていると。

要は、是正策にずっと取り組んできたから、そこに対する責任はないと考えているというふうに理解をしいていいですか。

#### 橋本康志市長

大変申しわけなく思っております。

#### 松隈清之委員

申しわけない、ということは悪いと思ってるってことですか。

自分のやり方、そういう選択をしてきたことに対して、いや、別に自分はそれが当然のことだ、少なくとも御自身はそれが当然のことだと思ってやってきたと。ということであれば、別に申しわけなく思う必要はないと思うんですよ。

申しわけなく思うということは、本来すべきであったことをしてこなかったというふうな認識が御自身にあるってということなんですか。それとも、いやいや、こういう是正策が見えてからでないとそのつもりはなかったの、そのことに対しては、御自身としては別に悪いとも思わないということですか。

#### 橋本康志市長

先ほど来、申し上げておりますけれども、私としてはこういう状態に陥ったということ、そしてそれを是正に向けてどういう方策があるのかということをおわせて説明すべきだというふうに思っておりました。

また、今、松隈議員から御指摘がありましたように、隠蔽ではなかったのかというようなことはございましたけれども、そういう誤解を招くような状況であったということについては大変申しわけなく思っているということでございます。

#### 松隈清之委員

さきほど、飛松委員からもありましたけどね、要はほかにも、じゃあこれは何らかの是正策とかそういうものが見つかったから公表すべきだと自分は思っているの、公表してない案件がある――別に、違法状態とかっていうのに限らずですよ――事務上の手続の問題だとかに関してもそういう案件が今の市長の考えであれば、鳥栖市としては是正措置が明確になる、あるいはそれができるっていう判断するまでは表に出さないっていう、トップはお考えってことなんですよ。そういうスタンスでいいってことなんですかね、そういうスタンスであるっていうことなんですかね。

**橋本康志市長**

おっしゃっているところがよくわからないところもございますけれども、これは内容次第だというふうに思っております。

もし、そういう案件があった場合にはですね。

以上です。

**松隈清之委員**

では、これが内容として、すぐ公表する必要がないと思われた理由って何ですか。

**橋本康志市長**

先ほど来、申し上げてますように、この件につきましては、是正方法が、一定見出せる場所に至らないと行ってはいけないのではないかと、あるいはそこを努力して行くべきではないかというふうに考えたところでございます。

**松隈清之委員**

すいません、全くそれ基準がわからないですね。

例えば、これは、是正にそんなに時間がかからないので、むしろ是正措置も含めて公表しましょうっていうほうがもっとわかりやすいですね。

これ、途中経過を見る限りですよ、とてもすぐ是正できるような内容じゃないですね。そうすると、公表なんていつできるかわからないぐらいの案件ですね。にもかかわらず、ずっと公表しないというスタンスを持ち続けてきて、明るみに出るまで御自身の責任も明確にしない、公表もしないっていうことのほうが案件で比べていったら、これは最も先に公表すべき案件に当たると思うんですけどね。

じゃあ、これが公表すべきものでないとするならば、怖ろしいことにもっといろんなものがあるんじゃないかっていう見方ができるんですけど。これが、そんなに公表しなくてもいいような案件だったんですかね。

是正策がいつになるかもわかんないですよ、だって市長のところに、平成29年の7月から30年の4月までもう来てないんですよ、報告、協議が。ないんですよ。そんなに――1年とは言わんですけど、こんなに放置されている状態なのに、よく平気でいられたなっていう気がするんですよ。

これ、このまま是正策が出るのを待っておれるような案件ですか、これって。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

その間、内部調整なり地元調整に時間を要していたっていうところでございます。

その結果、我々といたしましても、市長へ報告する時期があいたというところでございます。

以上です。

#### 松隈清之委員

担当部としてはそうなのかもしれないけど、市長の対場に立って見たらね、違法状態をこんなに放置し続けるというのは非常に心苦しいというか、まずいという気持ちに、早くどうにかしなきゃならないんじゃないかと、是正策とセットで公表すると言ったものの、いつまでたっても是正策が見えてこないと。

となれば、もうここは先に公表するしかないだろうって普通はなると僕は思うんですけど、ならない、なってないんですよ。

それで、一番怖いのはね、要はそういうふうには鳥栖市として、事が起こったらとりあえずそのことをきちっと公表して、不適切な事務の手續なり何かがあれば謝ってっていう姿勢がないってことなんです。今の、職員レベルじゃないですよ。少なくとも、市長がそういう問題が起きたときに、速やかに公表しようとする、それは議会に対しても一緒ですよ。議会にも何の報告もないわけだから。

そこが非常に、怖ろしいですよ。今、だってそういうことを言われてるわけだから。

これが、もう誤りでしたと、本当にすいません、もっと早く公表するべきでしたっていう言葉は、全然出てこないんですよ、今まで。

判断の誤りでしたっていうこととかね、結果的に判断の誤りだったというのはあるし、その間ずっと協議し、是正措置に向けて努力してきましたっていう答弁はあるけれども、公表しなかったことが誤りだった、もっと早く公表すべきだったという言葉は一言もないですよ。それが怖いんですよ、議会としても。

要は、何かあっても全部抱え込んで、もしかしたらわからないやつはそのまま消えていっちゃう、是正措置がこっそりされてそのまま消えていっちゃうやつがあるのかもしれないと思うと怖ろしいですよ。

だから、今回出されてるやつっていうのに関してね、先ほども言いましたけど、去年の6月とか遅くとも9月に出されるのであれば、これは職員のやったこと、だけど市長はトップとして責任をとる、全然オーケーですよ、3カ月の30%。

だけど、ここに至って、市民からそういう疑惑の、隠蔽してたと思われるような疑惑の念を持たれるに至ったここ1年数カ月はね、明らかに僕は市長の責任だと思ってる。でも、それに関して市長が全く責任をとる姿勢を示してないことに対して納得ができないということだけ申し上げておきます。

#### 尼寺省悟委員

最後に2点だけ、簡単に言います。

1つは、先ほどから松雪部長が、契約は生きている、登記も生きているというふうなことを言われたんで、これは、単に事実として契約がなされた、登記がなされたということを言われているだけであって、農地法に基づいて正しい手続をして契約、登記がなされたということではないと思うんですよね。

そうであるとするならば、これがどんな意味をね、何かあなたもったいぶってという言い方はおかしいけど、言われている意味が、今後の是正策の中でどういうふうな意味を持っているのかがちょっとわからんのよ。それが1つ。

とりあえず、それ。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

おっしゃっているように――御質問にお答えいたします。

先ほど来、申し上げておりますけれども、我々、市と地権者の皆様との契約っていうのは、契約上、生きているということは確認をさせていただいておりますし、先ほど松隈議員からも言っていましたけれども、登記上、鳥栖市という登記も生きているというようなことでございますので、ただ、転用は済んでいないというような状況でございます。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

ちょっと、わかったようなわからんようなあれで、これはいいです。

最後に市長に対して、もう一回質問したいんですが、私は、今回、市長に減給をせんでいいという意味で質問、あるいは意見を言っているわけじゃないんですよ。市長に対して私は2つの責任があると、農地法違反に置かれた状態に鳥栖市がなったということと市長に報告があったときに、即公開しなかったというやっぱり2つの責任があると。

今回の提案は、その責任に基づいた提案ではないと。さっきから言っているように、農地法違反した状態にさかのぼって、あるいは報告を受けた地点にさかのぼった形での提案をするべきだと。

それが、行政上できないとするならば、例えば退職金に含ませるとか、そういった提案をもう一回、これが否決されるか、肯定されるかわからないですけども、そういった意味も込めて、私は、再提案っていうかね、していただければと。

それが、もし時間がないと言われるならば、やっぱり3カ月後にね、3カ月後いろんな調査をしてやるというから、そこにずらしても私は構わんのじゃないだろうかと。

とにかく、この提案に対してはちょっと納得できないし、もう一度提案し直すべきだというふうに思いますけれども、最後にいかがですか。

#### **橋本康志市長**

今回の御提案につきましては、提案理由で御説明をしたとおりでございます。

それで、きのうからも御説明をしておりますけれども、これから法律家による確認作業をしていただきますので、その結果を受けて、必要であればまた検討したいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

**下田寛委員長**

いいですか。

ほか、ございませんか。

**西依義規委員**

せっかく松雪部長がいらっしゃってるんで、今146名の方が同意を得て、7名がまだという、以前、全協でもらった資料がありますよね。

その是正措置っていう場合に、一括転用じゃないけど農転をかけるほうの行動に出た場所、その7件の場合の方々は、要は前の過ちはしませんよね、先に登記して、後から一括。153人をまとめてはしませんよね。じゃあ、7人の方はどういう形でされるんですか。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

例えば、その7名の方が同時ということになれば、仮契約から議会の議決、議決要件に合えば議決をもらって本契約という形になりますけれども、本来ならば仮登記、仮登記をした上で転用をかけて、所有権移転登記をし、用地費の支払いというような流れになります。

**西依義規委員**

ということは、146名は、もう違うやり方で、この7名の場合はそういう5条申請をするっていう方々でやった場合、また、この146名のやつが残りますよね。それは、どういうやり方が。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

ですから、この残った7名の方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、仮登記、それから転用、そして転用許可、そして所有権移転登記、それで用地費のお支払。

それで、今現在間違っております146名につきましては、先ほど来、申し上げております契約、登記は生きているような状況の中で、先ほど言いました仮登記まで戻すのか、もしくは、先ほど尼寺委員からもございました追認っていうような方法がとれるのか、またはそのほかの方法があるのかというようなところを明らかにしていきたいというふうに思っております。

**西依義規委員**

僕もずっと聞いてて是正措置、是正措置って言って、イメージ的には何か、いかにも戻すように努力をされているように聞こえるんですけど、実は、多分その先、前に進む是正措置

だと思ふんすよね。

要は7名の方々を何とか御納得いただいて、一括はできませんけど、早くこの違法状態を解消するために、前に進むほうが是正になるという判断も僕はできたんじゃないかなあと——これは推測ですけど——と思いますんで、それがいいか悪いか、もし、どうだったかお答えできるのであればあれですけど。

#### **松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

おっしゃっているように、今後仮登記で契約をするのかしないのかというようなところも含めて、またお話し合いだけはずっと続けておりますので、そのあたりで、また地権者の方ともどういう契約の方法を結んでいくのかっていうところは我々も検討した上で、地権者の方々にもお示しをしていきたいというふうに思っておりますし、地権者の方々にも御理解をいただけるような御説明をしていきたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

じゃあ、僕もちよつと最後市長に聞きたいんですけど、30% 3カ月減給を提案されました。それで、市長のお話では前提条件、要はこの是正、改善に向けたこれがそろわないと市の立ち位置というか責任の所在っておっしゃってたんで、じゃ逆に、これを議会が否決した場合ですよ。

要は30%、いろんな考え方あるけど責任をとらんでいいという考え——わからんですよ。中身、否決の理由はわからんですけど、これを否決した場合に、要は30%減額は否だとなった場合に、何か国、県とかに、その調整に影響って及ぼしますかね。

個人の考えでいいです。

#### **橋本康志市長**

私としては、ぜひお認めいただきたいというふうに思っておりますけれども、もし否決ということになったときに、やはりそのときにさまざま考えなければいけないというふうに思っております。

#### **西依義規委員**

それによって、僕が聞きたいのは146名プラス7名の方々の、今後、新産業集積エリアっていう事業が、ひょっとしておくれるっていうことってありますかね、このことによって。

それは関係ないですかね。

#### **橋本康志市長**

これは、もう想像でしか言いようがありませんけれども、何ら責任を明確にせずには是正だけお願いしますということは、恐らく私が地権者であれば許さないだろうというふうに思っております、そういう意味でお願いをしたというところでございます。

**下田寛委員長**

ほか、いかがでしょうか。

**飛松妙子委員**

平成29年6月の時点で、市長に報告が上がったのは、産業経済部から上がって、それ以外の部署の方々は知らなかったっていうことでよかったのか、また、ほかの方々、ほかの部署の部課長クラス、または副市長の方々はいつの時点でこのことを御存じだったのかを教えてください。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

我々産業経済部から市長、副市長に報告をさせていただいたところでございます。総務部長にも報告をしております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ということは、市長、副市長、総務部長、産業経済部長以外の方々は9月11日の報道まで御存じなかったということでしょうか。

**下田寛委員長**

どっかの部課長会議とかでこういうのは議論にはなってないんですか、今のも含めてですね。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

今回の全協の報告等につきましては、記録に基づいて作成をし、答弁等も記録に基づいて作成をさせていただいております。

当時、私、産業経済部商工振興課のほうから報告を差上げたのは、市長、副市町、総務部長でございますので、他の部長は知らないと思います。

**飛松妙子委員**

今回、法令違反という、大変重い違反をされたにもかかわらず、ほかの部長クラスの方々が知らなかったってというのはどういうふうに私たちは理解をしたらよろしいのでしょうか。

この、総務部長、産業経済部長、市長、副市長のみが責任があるという捉え方でよろしいのでしょうか。

**松雪努産業経済部長兼上下水道局長**

御指摘の点、ごもっともでございます。

我々も、本来ならば新産業集積エリア推進本部というのを、整備事業の推進本部というのを持っておりますので、その本部を開いて周知をすべきだったというふうに考えておりますし、そこは抜けておりますので、そこは一定、私も責任を感じているところでございます。

## 飛松妙子委員

今回、こういうことが発覚して、そういう部課長級の会議が開かれてなくて、一部の方々しか知らなかったと。だからこそ、判断がやっぱりできてなかったんじゃないかなと。そういう意味では、市長の責任は大変重いと思います。

9月28日の全員協議会で——何度も申し上げますが——いきなり市長の減給処分っていう話をされて私たちも大変びっくりしましたし、逆に市民の方々も説明責任を果たさずにそれで——悪い言葉で言えば、幕引きをしてしまうのかと。

だったら、もう減給じゃなくて、橋本市長は今限りで辞職するって言っていただいたほうが、まだ皆さんも御納得ができたんじゃないかなというところも思うわけであります。

このことは、本当に大変重い件でございますし、今回この条例に関してたとえ否決されたとしても、それは市長の減給をただ単に認めなかったというわけではなく、そのやり方に対して大変私たちは不信感を思っているということを、理解をしていただきたいと思います。

以上です。

## 下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

ちょっと、私からも伺いたいところがあるんですけども、今、飛松議員からも少しありましたが、9月28日に私たちは、この議案が上がってくることを初めて知ったわけなんですよ。じゃあ、職員の人たちがそれを認識したのはいつだったのかっていうのを知りたいんですけど。

職員の方は、一応、議会に上程する際っていうのは——部課長会っていうんですかね、とかでこういった議案を上程しますよって、どこかで意思疎通をする場所があるわけですよね。ないんですか。

まとめる人がいると思うんですけど。

## 野田寿総務部長

今回、こういった議案を出しますというような全体での報告っていうのは行ってはおりません。

条例、規則等の流れとしては法制審というものがございまして、法制審の幹事会、幹事会が係長あたりですかね。それから、法制審のメンバーに主管課長が全部入ってます。

今回の条例については、提案が全協の後になりますので、全協で市長が公表されたという部分がありますので、そのときに決裁がとれてます。

法制審のメンバーにはそのときにっております。連絡はっております。ですから、そ

の段階だと思います。全協の日に行ったと思います。

職員関係、関係っていうか法令関係を審査する委員とか関係職員については、その時点で伝えたということです。

**下田寛委員長**

なるほど。

これ、議長は知ってたんですか。

**齊藤正治議長**

全協のときですか。

**下田寛委員長**

その前に。

**齊藤正治議長**

前には、わかりません。

**下田寛委員長**

わからない。

事務局にも言ってたんですか。

**齊藤正治議長**

条例提案は、都市計画審議会があるときですから30日ですかね。（「28日。全協」と呼ぶ者あり）

全協の前ですかね、そのときに、市長と副市長と総務部長と来られて、条例案を提出予定ですのでっていうことはお聞きしましたけれども。

具体的なものは何もなかったということです。

**下田寛委員長**

一言、挨拶があって、ほんと、私たちはそこで初めて知ることになって、議運で、ちょっとどうしようかという話になったっていう流れですよ。

議員の中からは、議会としての対応、議会への対応についてというところで話がありましたけれども、今回の一連の流れも含めて――何て言うんでしょうか、公務員の倫理というか綱紀粛正の部分というところで、恐らく市長からもばたばたとなっていた経緯もありますので、部課長の皆さんに、こういったことをやるという告示っていうんですかね、あるのかどうかかわらないですけど。多分、なかったと思うんですよ。

そういった状態の中でこういうふうになっている現状がある点と、あとは、もうマネジメントの問題で、私、よく職員研修の質問とかさせてもらんですけど、結局そういったところのマネジメントができないんじゃないかなっていうふうに思わざるを得ないですよ。



#### 下田寛委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。（発言する者あり）

ちょっと静かにしてもらっていいですか。

委員間での自由討議を行いたいと思います。委員間で協議したいことがありましたら発言をお願いしたいと思います。

#### 西依義規委員

いろいろ、松雪部長に来ていただいて、結局30%の3カ月が妥当なのか妥当じゃないのかの採決だと思うんですね。

例えば、尼寺議員とか飛松議員とかその意思をお聞きしたんですけど、最終的に採決になった場合、議会としてどう見られるかっていう、そこを僕は危惧じゃないけど、いろんな理由、反対した理由は後から一人一人に言えばいいんでしょうけど。

議会として、その30%3カ月を認めなかったという結果に陥った場合の――ほかにやることがあるだろうっていう、議員のチェック機能が今回果たされなかったと、議員として、もちろん総務文教委員会として何らかのその、要は経験をもとに議員としては何ができるかっていうところも含めて、その先、反対した先も僕らも何かやることあるんじゃないかなと思うんですが、その辺について。

#### 下田寛委員長

要は、採決だけでなくて附帯決議だとか、何かの決議文だとか意見書、総括で委員会として何かを伝えると、そういったことを一言、賛否にかかわらずやとくべきじゃないかと、いうことですよ。

#### 西依義規委員

例えば、結果、この委員会で否決になりました、でも委員長から否決の、要は理由っていうか、ちゃんと整理できるように、いろんな人に聞かれたら、いや、俺はこうこうこうじゃなくて、委員会として、こういう理由で賛成、反対っていうのは要らんですか。

#### 下田寛委員長

そこは、それぞれの議員が考えるべきところだから、反対討論、賛成討論で、後で別で述べると思うんですね（「本会議でね」と呼ぶ者あり）

本会議で。

だから、委員会としては、今の西依議員のところを組むとすれば、総括として委員会としては、例えば僕が最後に言ったような倫理的なことをちゃんとやってくださいとか、今回、賛成するけれども、否決をするけれども、市長としての責任というのは明確に果たすこととか、そういったものを一言つけ加えとか、そういった総意はとれるのかなというふうに思

いますけれども。

いかがでしょうか。

#### 尼寺省悟委員

今回、仮に否決した場合ね、決して否決したからといって市長の責任を求めているわけでもないし、処分が不要だと考えているわけではないというふうなことをさ、俺は思うけれども。

そのことで、皆さんが同意をして、決議という形で出せるなら私はそれは好ましいのではないかなと思うけどね。

#### 下田寛委員長

多分、賛否分かれるでしょうから、そこまでは言えないですね。あくまで、総括的に――何て言うんでしょう、採決の前に、賛否がたとえどうなろうが市長としての責任はしっかりと果たしていただきたいと、いうことは言えますよね。（発言する者あり）

だから、拘束力とかはないですけどね。（「賛否はそれぞれの会派が持つとるわけだから。それぞれの責任において説明すればいいわけだから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

一言、言っておきますか。

でも、反対討論もさるつとでしょう。（「だから、中村議員が言ったように、それぞれの責任を持って言えと。改めてこの場で言う必要はないというふうに言われたんでしょう」と呼ぶ者あり）（「それぞれの会派の賛否をするだけの話であって」と呼ぶ者あり）（「今、最低限度、委員長が責任をとれということぐらいは言えんのかということに対してどがん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

#### 松隈清之委員

俺、さっき市長に聞いたんだけど、ほかの会派の方は、要は公表をここまでしてこなかったことに対しては何も問題ないと思っているんですか。

自由討議やけん聞くけど。（「だから、その責任はあるとしても、だから今回処分をしよるんだなという意識を持っているわけ」と呼ぶ者あり）

ただ、答弁でもあったように、今回責任をとっていることの中には公表がおくれたことが入っていないことは確認したんですよ。だから、そのことに対して、僕は市長の責任というのはね、もちろん1年前であれば3カ月30%減額するっちゅうのはそれはそれでよかったと思うけど、ここに来てやるんだったら、公表してこなかった責任が一番重いと思っているわけ。

だから、その責任をとる気はないのかと言ったら、その答えはなかったわけですよ。それに対して、いや、ほかの議員さんがどう考えているのかは知りたいよね。

## 西依義規委員

僕が、一番最初に質問したとき、道義的責任なのか政治的責任なのかというところで、言わなかった責任に道義的責任も入っているから、この責任の中には全部含まれているんだろうって僕はそう理解しとったら、おっしゃったような質問では、そこは入ってないとおっしゃったんで、また改めてするのか、今度、いろいろ弁護士がまとまったやつでもう一個はいるのか、それともそこは責任と考えてないかは、そこまでは多分答弁されてないです。

責任がないとは言っていないです。すいませんちゃ言いなはったけど。

## 松隈清之委員

現時点ではっきりしているのは公表してこなかったことですよ。

今後、詳しく弁護士とかが入って調査していつてわかるのは、事務のやり方の中でどこに不手際があったとか、いや、実は悪意がないと言われてるけど、この流れ見たら本当は悪意があったんじゃないかとか、そういうのはわかるかもしれない。

ただ、現時点ではっきりしてるのは、市長が去年の6月に報告を受けて、新聞報道、一般質問があるまで一切公表もしてこなかったし、先ほど、何かコンプライアンスとかもね、せないかんと言う割にはそういう事実を聞いたのに、総務部長と市長と副市長しか知らんわけやないですか。

そんなこと起きてるんやったら、その時点でほかの部長を集めてね、いや、こんなこと起きてるけどお前らちゃんとしろよって言うべきなんですよ、本当にそういう意識があったら。

（「再発防止も含めてね」と呼ぶ者あり）

それも、何もやってきてないってことは、非常に意識が低いと言わざるを得ないよね。そのことに対して、全く公表しなかったことに対して責任をとる気がないっていうことが、まず納得がいかない。だから、こんなんでは責任——そもそも、そのことに対して責任をとる気がないと言っている時点で納得ができない。（「そこは賛成します」と呼ぶ者あり）

## 下田寛委員長

だから、そこはどうですか。

社民党さんは、そこはどう考えられますか。

ごもつともですか。まあまあまああって感じですか。

## 中村直人委員

だから、そういったものがあって、自治法があって、今回のが出てきとるんだけど、もう、起きたことなんよね、これ。

だから、その時点でどうだと言っても、これはここまできてるわけだから、だからそれに対する反省点はきちっとしてもらわないかんだろろうし。だから、逆に言えば、今回の議案

に対しては賛成しながら附帯決議をもって、そういったところの是正策をぴしっと求めていくとか、そういったものが必要ではないかって言ってくる。

#### 下田寛委員長

だから、結論として、この1年間公表しなかったことの責任は重たいと思われているかどうか。

#### 中村直人委員

重たいとは思ってる。

ただ、責任のもとでやって、今後、また12月までの間にいろんな調査をするでしょう、弁護士立てて。また再度やっていくと、それに基づいてやっていくと言っているわけだから。それを我々は、またその経過を見らざるを得ないわけね。だから、現時点ではやむを得んのではないかと思う。

#### 下田寛委員長

ここに西依議員もオーケーですか。

じゃあ、であればですよ、皆さんの総意として1つ言えるのは、この1年間この件を公表しなかったことの責任は非常に重たいということ。

それと、議案の賛否にかかわらず、改めて市長は今後この件に関する責任を明らかにして、早期に解決をするということを、この2つは、一応総意として伝えることはできるかなと思います。

どうですかね。

いいですか。

じゃあ、委員会の総括として、それ2つ入れるのと、あと何か、これ言っとかないかんみたいなの。

あと、市役所の中の風通しとかどう思われますか、俺、最後言ったことなんすけど。綱紀肅正、何か、結局、部長からもっと言わないかん、市長って、言うことはできたわけでしょう。これ、ちょっと公表せないかんですよって。（「もうそろそろ限界ですよって、それはできたと思うよ。もうこれ以上はって」と呼ぶ者あり）（「さっき聞かなかったですね、そこ。さっき聞いてないからですね、部長に」と呼ぶ者あり）

#### 松隈清之委員

やっぱそういう事態が発覚しても、総務部長と市長、副市長までとかっていうので、そこは市長を特にこういうことがあったから気をつけないかんよっていうのを言わなかったのは、結局言ってしまうと知れ渡ってしまっ、実質的に公表になるということだと推測するとね、やっぱ公表したくなかったという思いがあったから、やっぱり隠蔽したとしか思えんと、俺

は思うわけよね。

#### 尼寺省悟委員

この新産業集積エリアに関して、部長、あるいは課長たちが集まる幹事会とかそういった会議や組織があって、あるけれども一回も開いてないという話、部長したよね。

本来なら、そこで幹事会とか開いとけば部長さんたちもわかっとなるし、課長さんたちもわかっとなるはずなんよね。それがなかったという点での連携というかそういったものが不足していると思う、その辺で何か一言。

#### 下田寛委員長

言っときますか。

市役所内での風通しをもっとよくしてとか（発言する者あり）

じゃあ、市役所内での情報共有のあり方を見直し、改めて公務員の倫理や綱紀粛正についても考えてくださいみたいな。言い過ぎ……。 （発言する者あり）

徹底することと。

いいですか。

中村議員、どげんでしょうか。

いいですか。

じゃあ、この3点を総括として伝えるということで、じゃあ、とりあえず言いますね。

議案の賛否にかかわらず、改めて市長は、今後この件に関する責任を明らかにして、早期解決を図ること。

2つ目に、1年間、この件を公表しなかったことの責任は非常に重たい（「1年何カ月やった」と呼ぶ者あり）（「3カ月」と呼ぶ者あり）

1年3カ月。1年3カ月の間、責任は非常に重たいと、ということを重く受けとめてくれと。（発言する者あり）

何て言いますかね、非常に重たいということを理解してください。（発言する者あり）（「委員長報告としてやるわけやろう」と呼ぶ者あり）

そうです、総括として。委員会の総意として。（「総括として。この議案に対してそういったことを言って」と呼ぶ者あり）（「採決に行くってこと」と呼ぶ者あり）

そうです。（「だから、委員長報告も別にあるわけですから。そのときに言うわけやろうもん」と呼ぶ者あり）

委員長報告で言えばいいですか、これ。（「どっちでも、どっちのやり方もあると思う。総括で」と呼ぶ者あり）（「総括で言ったら、全体でしょつときの総括だから。この議案を審査するにあたっての」と呼ぶ者あり）





下田寛委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成30年9月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時45分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長      下      田      寛      ⑨

